2023年度(令和5年度)

清掃事業概要

町田市エコキャラクター

ハスのん

町田市

目　　次

第1章　総説

1. 町田市の概況 5
2. 清掃関係職員構成 6
3. 清掃関係事務分掌 7
4. 施設一覧等 8
5. ごみ・資源化に関する計画一覧 9

第2章　ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史 10
2. ごみ収集・処理システム 12
3. ごみ・資源処理状況 14
4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果 20
5. 適正排出への取組等 24
6. ごみ処理事業を補完する制度 26
7. 新たなごみの資源化施設 27

第3章　リデュース（発生抑制）推進事業

1. 資源とごみの出前講座 32
2. 施設見学・視察の受け入れ 32
3. ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員） 32
4. 広報紙の発行等による情報発信 32
5. 食品ロス削減の取組 33
6. マイボトルに関する啓発活動 35
7. 市民対象の施設見学会 35
8. ごみ減量に関する町田市主催のイベント 36
9. FC 町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及 PR 37
10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組 37
11. 8市連携海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクト 37
12. まちだ 3R 賞 38
13. ごみの有料化と指定収集袋 39

第4章　リユース（再使用）推進事業

1. イベントごみ減量支援 40
2. 粗大ごみの再生販売 40
3. 不用品リユース事業 40
4. ベビー用品のリユース 40
5. その他のリユースの取組 40

第5章　リサイクル（再生利用）推進事業

１．生ごみ自家処理の普及促進の取組 41
２．地域資源回収 41
３．剪定枝資源化事業 41
４．リサイクル広場 42
５．使用済み資源物の回収 42
６．施設内資源化の取組 43

第6章　清掃事業費

１．清掃事業費決算額 45
２．ごみ処理経費 47
３．指定収集袋販売収入の使い道 49

第7章　し尿処理事業

１．し尿処理事業の概要 51
２．し尿処理施設概要 52
３．し尿処理状況 52

第8章　資料編

1．ごみ処理施設 54
２．第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 62
３．第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン 70
４．第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果 71
５．一般廃棄物処理実施計画 75
６．町田市分別収集計画（第１０期計画） 90
７．町田市資源循環型施設整備基本計画 96
８．災害廃棄物処理計画 97
９．町田市食品ロス削減推進計画 99
１０．ダイオキシン類調査結果 101
１１．清掃工場電力量実績 102
１２．廃棄物に関する処理手数料 103
１３．清掃事業のあゆみ 104

第1章　総説

1. 町田市の概況

町田市は、島しょ部を除く東京都の南端、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しています。東西 22.3km、南北 13.2km、面積は 71.55 ㎢です。

高度経済成長期以降、横浜や東京のベッドタウンとして大規模団地の建設や宅地開発が進み、1958 年 2 月の市制施行当時約 6 万人であった人口は、現在では約 43 万人となり、首都圏の中核都市として発展してきました。

現在ではJR横浜線、小田急小田原線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、近隣からも多くの人が集まる商業都市となっています。町田駅周辺を中心とした商業・文化ゾーンを囲んで住宅街が広がり、その外側には大規模な団地が点在しています。

また、周辺部は緑豊かな自然や文化遺産などがあり魅力ある都市を形成しています。そして、市内には多くの大学もあり、街に出ると若者がたくさん集まる活気に満ちた元気なまちの姿を見ることができます。

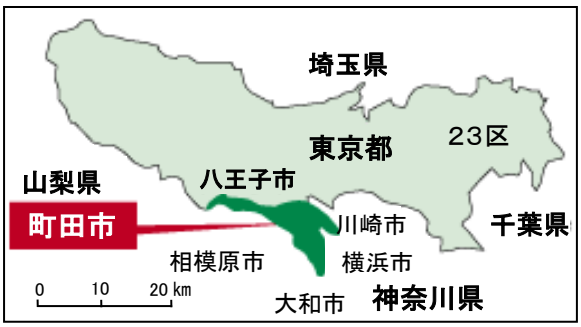

町田市の人口と世帯数 （2023 年 10 月 1 日時点）	
人口	430,685 人
世帯数	206,896 世帯

活躍しています！
町田市エコキャラクター

ハスのん

2012 年 11 月に、市民の皆様からの投票により、町田市エコキャラクター『ハスのん』が誕生しました。

『ハスのん』は、大賀ハスで有名な薬師池で生まれたハスの花の妖精で、市の環境に関する取り組みを PR するために、広報紙や SNS、環境に関するイベントに登場するなどして活動しています。

2023年度は、イベントに計５回参加し、市民の皆様に環境への関心を高めてもらえるよう働きかけました。

2023 年 10 月 15 日
『たまかんフェスタ』
（多摩清掃工場）にて

2. 清掃関係職員構成

2023 年 4 月時点

環境資源部		部課長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
	部長	1							
	担当部長	1							
環境政策課	課長	1							
	担当課長	1							
	ごみ政策係		9						
	3R 推進係		5						6
循環型施設整備課	課長	1							
	担当課長	2							
	係員		4	2	2	1	2		
循環型施設管理課	課長	1							
	担当課長	1							
	運営管理係		3				2		
	資源化推進係								10
	施設維持係			1		4	3	1	
ごみ収集課	課長	1							
	担当課長	1							
	収集管理係		4						
	ごみ相談係								7
	収集対策係								13
	収集係								30
環境資源部合計		11	25	3	2	5	7	1	66
		合計 120 人							

下水道部		課長級	係員						
			事務	土木	建築	機械	電気	化学	技能
下水道整備課	課長	1							
	浄化槽係		6						
下水道部合計		合計 7 人							

※環境資源部は清掃関係課のみ、下水道部はし尿処理関係課のみの職員数

※再任用職員、会計年度任用職員を除く

3. 清掃関係事務分掌

（町田市組織規則から抜粋）　　2023 年 4 月時点

＜環境資源部環境政策課＞

（1） 一般廃棄物処理計画の策定及び進捗管理に関すること。
（2） 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
（3） 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。第 10 号及び第 11 号において同じ。）の処理に係る広域連携の調整に関すること。
（4） 一般廃棄物処理の統計に関すること。
（5） 一般廃棄物の適正処理方針に関すること。
（6） 一般廃棄物の減量施策に関すること。
（7） 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の排出指導に関すること。
（8） 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
（9） 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事業者の登録及び許可並びに指導に関すること。
（10） 一般廃棄物処理手数料（市長が収集する一般廃棄物に係るものに限る。）に関すること。
（11） 廃棄物減量再資源化等推進整備基金に関すること。

＜環境資源部循環型施設整備課＞

（1） 資源循環型施設等の整備に関すること。

＜環境資源部循環型施設管理課＞

（1） 町田市バイオエネルギーセンターの管理運営に関すること。
（2） 一般廃棄物の処理、処分及び資源化に関すること。
（3） 一般廃棄物の搬入及び搬出の管理に関すること。
（4） 一般廃棄物処理手数料(市長が収集する一般廃棄物に係るものを除く。)に関すること。
（5） 最終処分場及び排水浄化センターの管理運営に関すること。
（6） リレーセンターみなみの管理運営に関すること。
（7） 境川クリーンセンターの管理運営に関すること。
（8） 町田市剪定枝資源化センターの管理運営に関すること。

＜環境資源部ごみ収集課＞

（1） 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の収集運搬に係る計画に関すること。
（2） 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
（3） 動物の死体の収容に関すること。
（4） 一般廃棄物に係る相談に関すること。
（5） 家庭系一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の排出指導に関すること。
（6） 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
（7） 一般廃棄物の持ち去りに関すること。
（8） ごみ集積所の設置等に関すること。
（9） 収集車両等の維持管理に関すること。

＜下水道部下水道整備課＞

（1） し尿収集運搬委託業務に関すること。

（2） し尿処理手数料の徴収及び減免に関すること。

4. 施設一覧等

（1）一般廃棄物処理施設等※1

施設名	施設機能	所在地	処理能力
町田市 バイオエネルギーセンター	廃棄物焼却施設	下小山田町 3160 番地	258t/日
	バイオガス化施設		50t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		47t/5h
多摩清掃工場※2	廃棄物焼却施設	多摩市唐木田二丁目 1 番地 1	400t/日
	不燃・粗大ごみ処理施設		90t/5h
清掃第二事業場	カン選別・圧縮施設	下小山田町 3267 番地	4.5t/日
	ビン選別施設		16t/日
町田市剪定枝資源化センター	剪定枝たい肥を生産する施設	小野路町 3332 番地	10t/日
リレーセンターみなみ	燃やせるごみ中継施設	南町田二丁目 6 番 14 号	100t/日
	容器包装プラスチック圧縮梱包施設		4.9t/日
排水浄化センター	最終処分場浸出水処理施設	下小山田町 3239 番地 1	600 ㎥/日
境川クリーンセンターし尿等投入施設	し尿等投入施設	木曽東二丁目 1 番 1 号	41.5kL/日
町田市一般廃棄物最終処分場	最終処分場	下小山田町 3267 番地	容量 638,822 ㎥
二ツ塚最終処分場 エコセメント化施設	最終処分場	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内	全体埋立容量 約 370 万㎥

※1 施設の詳細は、第 8 章を参照

※2 多摩ニュータウン環境組合（構成市：町田市・八王子市・多摩市）が運営する工場で、2003 年度から小山ヶ丘一丁目・小山ヶ丘二丁目・小山ヶ丘三丁目・小山ヶ丘四丁目・小山ヶ丘五丁目・小山ヶ丘六丁目・小山町字 32 号、2022 年度から処理区域を拡大し、大蔵町・真光寺町・真光寺一丁目・真光寺二丁目・真光寺三丁目・広袴町・広袴一丁目・広袴二丁目・広袴三丁目・広袴四丁目・鶴川二丁目 11 番・鶴川二丁目 14 番(鶴川団地に限る。)・鶴川二丁目 15 番・鶴川五丁目 1 番から 4 番まで・鶴川五丁目 6 番・鶴川六丁目 7 番(鶴川団地に限る。)及び鶴川六丁目 8 番から 9 番までの可燃ごみ、不燃ごみを処理。

（2）車両保有状況(2023 年 4 月時点）　　単位：台

所管課	車種	用途				
		不燃 剪定枝収集	事務連絡	指導・啓発	その他 運搬※1	合計
ごみ 収集課	塵芥車	23				23
	軽乗用			1		1
	軽貨物（バン･トラック･ダンプ）	2	2	5	2	11
	普通乗用 （水素自動車）		1			1
	小型乗用		2			2
	普通貨物（ダンプ）				1	1
	小型貨物		1		2	3
	普通特殊（スケルトンごみ収集車“みえるくん”）			1		1
循環型 施設 管理課	小型特殊（フォークリフト、ホイルローダー、油圧ショベル） 普通貨物（架装型クレーン付きトラック、ダンプ、コンテナ専用車）				7	7
合計		25	6	7	12	50

※1 焼却灰、資源物、動物死体、臨時ごみ等

（3）集積所数 （年度末時点）　　単位：箇所

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
集積所数	9,605	9,720	9,702	9,895	9,973	10,052

5. ごみ・資源化に関する計画一覧

計画名	計画期間	策定年度	備考
第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画	2021 年度～2030 年度	2021	－
第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン	2021 年度～2025 年度	2021	－
町田市資源循環型施設整備基本計画	―	2013	2023 年 5 月に改定
町田市災害廃棄物処理計画	―	2018	2022 年 3 月に修正
町田市分別収集計画（第 10 期計画）	2023 年度～2027 年度	2022	－
2023 年度一般廃棄物処理実施計画	2023 年度	2023	－
町田市食品ロス削減推進計画	2023 年度～2025 年度	2023	－

※計画の詳細は、第 8 章を参照

第2章　ごみ処理事業

1. ごみ処理事業の歴史

(1)ごみ処理施設

町田市は、市制施行当時(1958 年)、旧・町田町営ごみ焼却炉(金森焼却場)(11.25t/日×1 基)(1956 年稼動)でごみ処理を行っていましたが、1959 年にバッチ式(燃焼を終え一回ごとに灰を掻き出す方式)焼却炉(7.5t/日×1 基)を増設しました。その後、1969 年に連続燃焼式のごみ焼却炉「第二事業場」(下小山田町)(120t/日×2 基)が完成したことで、金森焼却場を休止、その後廃止しました。

都市化の進展に伴い、人口が増加することで、ごみ量も大幅に増える状況でしたが、「第二事業場」において未燃残さが発生するなど安定稼動ができず、周辺地域に影響を及ぼす事態となり、1974 年から多摩市焼却場に可燃ごみの一部を搬出することになりました。

この状況を改善するため、町田市清掃事業の目的などを定めた、1977 年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、それに基づき 1979 年にごみ処理施設(町田リサイクル文化センター)の建設工事に着手しました。1982 年に町田リサイクル文化センター(流動床炉 150t/日×3 基)が完成し、安定稼動が可能になったことで、多摩市焼却場への可燃ごみ搬出を中止するとともに、「第二事業場」ごみ焼却炉を休止、その後廃止しました。

また、1985 年に南町田にリレーセンターみなみが完成し、JR横浜線以南地域の可燃ごみを収集車から大型車(10tアームロール)に詰め替え、町田リサイクル文化センターに搬入することで、収集効率の向上を図っています。

そして、1994 年に町田リサイクル文化センター4号炉の増設(流動床炉 176t/日)を行い、ごみ量増加に対応しました。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行(1999 年)に伴い、焼却炉排ガス高度処理設備改造工事(1998～1999 年)を行い、安心安全な施設稼動を行いました。

なお、多摩ニュータウン整備事業区域に含まれる小山ヶ丘地区のごみは、2003 年から多摩ニュータウン環境組合(八王子市・町田市・多摩市で構成する一部事務組合)が管理する多摩清掃工場に搬入しています。2022 年度からは処理区域を拡大し、大蔵町をはじめとした地域のごみも搬入しています。

町田リサイクル文化センターも 40 年近く稼働したため、 2017 年 7 月に新たな熱回収施設等(焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設)の建設に着手し、「町田市バイオエネルギーセンター(愛称名バイエネ君)」(ストーカ炉 129t/日×2 基、バイオガス化施設 50t/日、不燃粗大破砕機 47t/5h)として 2022 年 1 月から稼働を開始しました(同月 15 日に開所式開催)。その試運転を開始した 2021 年 10 月末に町田リサイクル文化センターを停止、その後廃止しました。

町田市バイオエネルギーセンターは、バイオガス化施設と家庭ごみを焼却する施設が併設された、東日本初のごみ処理施設として誕生しました。バイオガス化施設は生ごみなどを発酵させて処理する施設です。この発酵の過程で発生する「バイオガス」は発電などのエネルギーとして利用されます。ごみや資源を有効活用し、また安全な処理に努めています。

金森焼却場

旧第二事業所事務所

町田リサイクル文化センター

町田市バイオエネルギーセンター

(2)ごみの減量・資源化への取組

町田市では、1976 年から古紙等資源ごみの分別収集を始め、1981 年には、一部地域で町田市銅鉄商組合によるビン・カン回収処理の実験を行いました。その後、1982 年に、町田市銅鉄商組合を母体とした「町田市資源組合(任意団体)」(1983 年から「町田市資源協同組合」)が創設され、市内全域でごみ減量資源化方式(5 分別収集)によるごみの分別収集を開始しています。

そして、1994 年には「町田市リサイクル公社」(2012 年から「一般財団法人まちだエコライフ推進公社」に移行)を設立し、粗大ごみの収集、再生販売を開始しています。

さらに、公園樹木、植木等の剪定枝を粉砕して「たい肥」にする町田市剪定枝資源化センター(下小山田町)を 1998 年に稼働、2008 年に廃止しました。同年に破砕・発酵・熟成を屋内で行う新たな町田市剪定枝資源化センター(小野路町)を建設しました。ここでは、剪定枝から土壌改良材を生成し、さらなる資源化を行っています。

2005 年には、ごみの減量・資源化の推進、ごみ量に応じた費用負担の公平化を図ることを目的に、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の指定収集袋による有料化を開始しています。有料化実施後は、年々ごみ量は減少していましたが、2019 年度及び 2020 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり増加に転じました。2021 年度以降は、再び減少傾向にあります。

また、容器包装プラスチックを資源化するため、リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を整備し、2016 年からJR横浜線以南地域で分別収集を行っています。

2011 年 4 月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。

さらに 2021 年 3 月には「第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、全体目標として、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減、総資源化率の向上、温室効果ガス排出量の削減の 3 つを設定しています。

(3)最終処分場

市制施行当時(1958 年)から 1960 年頃は、野津田町の鶴見川河川改修跡地にごみを埋め立てました。1960 年代前半頃から 1980 年頃は旧埋立地(下小山田町)にごみを埋め立てました。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という)」の改正(1976 年)で、最終処分場が新たに規制対象の廃棄物処理施設として位置づけられたため、1977 年「小山田リサイクル文化センターのための廃棄物最終処分場に関する基本計画書」を策定し、1979 年に旧埋立地の隣接地で最終処分場の建設工事に着手しました。

1980 年に整備が完了し、焼却灰、焼却残さ等の埋め立てを開始しました。

町田市最終処分場

また、1980 年に「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」[2006 年「東京たま広域資源循環組合」に改名(25 市 1 町で構成する一部事務組合)]が設立され、町田市も参加しました。町田市では 1990 年から「東京たま広域資源循環組合」が管理する最終処分場(日の出町)に焼却灰の搬入を開始し、2003 年に町田市最終処分場での埋め立てを中止しました。

2018 年には「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」を策定し、最終処分場の上部を活用していくこととしました。まず、最終処分場池の辺地区について、2020 年に埋立処分終了の手続きを行い、2023 年に公園整備工事が完了し、「忠生スポーツ公園」が開園しました。

最終処分場峠谷地区については、2024 年 3 月に「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画(峠谷地区・旧埋立地地区)」を策定し、2032 年度の公園開園を目指して整備を進めます。

焼却灰を搬入している「東京たま広域資源循環組合」では、2006 年からエコセメント化施設(日の出町)を稼動させ、現在では全ての焼却灰や残さがエコセメントとしてリサイクルされ、建設資材などに活用されています。

忠生スポーツ公園

2. ごみ収集・処理システム

（1）ごみ収集・処理システム　フロー図

（2024年3月現在）

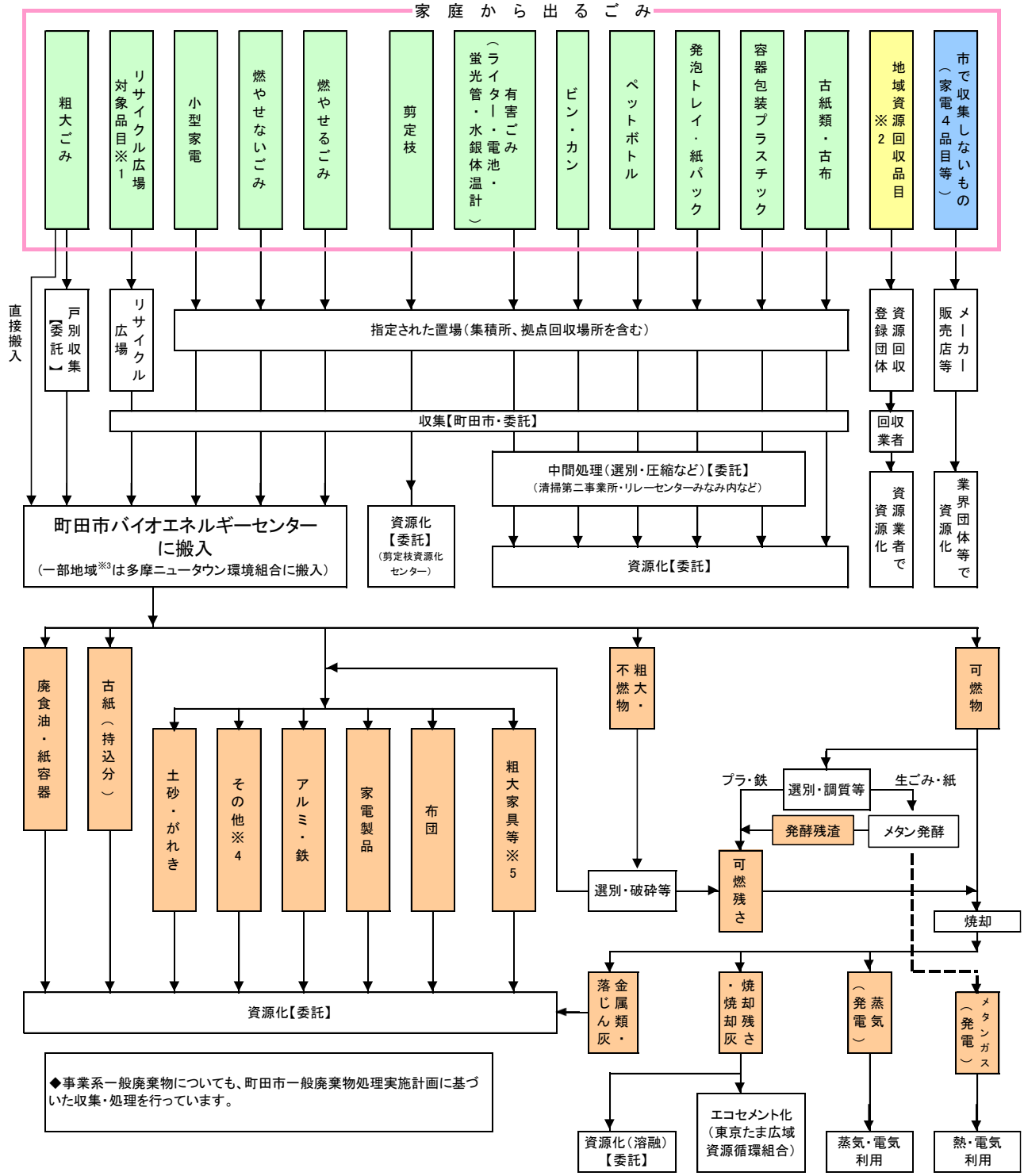

※1　リサイクル広場回収対象品目
　陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電など

※2　地域資源回収対象品目：新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン

※3　一部地域
　小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字32号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目11番、鶴川二丁目14番(鶴川団地に限る。)、鶴川二丁目15番、鶴川五丁目1番から4番まで、鶴川五丁目6番、鶴川六丁目7番(鶴川団地に限る。)及び鶴川六丁目8番から9番

※4　その他に含まれる品目：ガラス、陶磁器、廃プラスチック

※5　粗大家具等：再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売しています。

（2）資源化物の中間処理・資源化方法の詳細

■ビン・カン

収集したビン・カンは、清掃第二事業場へ搬入します。ビンは砕かれたもの（カレット）と生きビンに選別を行った上で、選定した事業者へ引き渡し、ガラス製品やリターナブルビン等に資源化しています。カンは手選別から圧縮梱包まで行い、選定した事業者へ引き渡し、再生アルミ・スチール製品等に資源化しています。

■ペットボトル

収集したペットボトルは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入します。不適物の除去作業をしたのち、資源化施設へ運搬され、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

■発泡トレイ（白色・有色）

収集した発泡トレイは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入し、独自ルートでの資源化として、資源化施設へ運搬され、繊維製品や再生プラスチック製品等に資源化しています。

■紙パック

収集した紙パックは、町田市バイオエネルギーセンターへ搬入し、手選別で不純物や不適物を取り除いています。選別した紙パックは、事業者へ引き渡し、紙製品やトイレットペーパー等に資源化しています。

■容器包装プラスチック

JR横浜線以南の地域で収集した容器包装プラスチックは、リレーセンターみなみへ搬入し、手選別で不純物を取り除き、圧縮梱包を行い、町田市バイオエネルギーセンターで保管します。圧縮梱包した容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会が指定する運搬業者が回収し、同協会が指定する資源化施設へ運搬され、プラスチック原材料等に資源化しています。

3. ごみ・資源処理状況

（1）収集・持込量

単位：t／年

年度				2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比	総ごみ量に占める割合
人口(10月1日時点)　単位：人				429,058	429,200	430,607	431,153	430,685	−0.1%	
世帯数(10月1日時点)				195,643	197,711	200,182	205,236	206,896	0.8%	
収集・持込量	ごみ	燃やせるごみ	収集分	63,665	65,795	64,086	62,802	60,908	−3.0%	58.12%
			持込分	705	601	588	652	638	−2.1%	0.61%
			事業系持込分	19,315	16,816	17,116	17,660	17,370	−1.6%	16.57%
			計	83,685	83,212	81,790	81,114	78,916	−2.7%	75.30%
		燃やせないごみ	収集分	7,209	7,995	7,418	6,810	6,677	−2.0%	6.37%
			持込分	49	75	39	36	35	−2.8%	0.03%
			計	7,258	8,070	7,457	6,846	6,712	−2.0%	6.40%
		粗大	収集分	1,586	1,576	1,595	1,541	1,575	2.2%	1.50%
			持込分	1,647	1,705	1,903	1,978	1,889	−4.5%	1.80%
			計	3,233	3,281	3,498	3,519	3,464	−1.6%	3.31%
		有害		133	156	143	156	150	−3.8%	0.14%
		ごみ量小計		94,309	94,719	92,888	91,635	89,242	−2.6%	85.16%
	資源	収集分	古紙※1	7,681	8,127	7,929	7,847	7,420	−5.4%	7.08%
			古着・古布	1,099	1,296	1,200	1,114	1,066	−4.3%	1.02%
			発泡トレイ※2	8	8	7	13	12	−7.7%	0.01%
			紙パック※2	15	15	14	15	15	0.0%	0.01%
			小型家電※2	6	7	9	10	11	10.0%	0.01%
			ペットボトル	1,048	1,094	1,144	1,182	1,203	1.8%	1.15%
			容器包装プラスチック※3	408	429	828	849	845	−0.5%	0.81%
			剪定枝	574	619	491	473	475	0.4%	0.45%
			ビン	2,721	2,914	2,774	2,664	2,555	−4.1%	2.44%
			カン	933	1,058	1,048	995	950	−4.5%	0.91%
			計	14,493	15,567	15,444	15,162	14,552	−4.0%	13.89%
		持込分	リサイクル広場まちだ	107	89	86	96	99	3.2%	0.09%
			剪定枝	993	994	1,138	931	904	−2.9%	0.86%
			計	1,100	1,083	1,224	1,027	1,003	−2.3%	0.96%
		資源量小計		15,593	16,650	16,668	16,189	15,555	−3.9%	14.84%
合計(総ごみ量)				109,902	111,369	109,556	107,824	104,797	−2.8%	100.00%
集団回収量（町内会・子ども会などの回収）			回収団体数　単位：団体	371	353	340	331	317	−4.2%	
			ビン	208	205	197	187	180	−3.7%	
			カン	253	242	237	225	221	−1.8%	
			古紙	9,539	8,871	8,370	7,873	7,305	−7.2%	
			古着・古布	692	676	628	569	539	−5.3%	
			合計	10,692	9,994	9,432	8,854	8,245	−6.9%	
総合計（総ごみ量+集団回収量）				120,594	121,363	118,988	116,678	113,042	−3.1%	

※1　古紙の内訳は、集積所に排出される新聞、段ボール、雑誌・雑紙、紙パック。
※2　発泡トレイ・紙パック・小型家電は、拠点回収したもの。
※3　容器包装プラスチックは2020年度まで資源化量としていましたが、2021年度からは収集量（不適物も含む）としています。

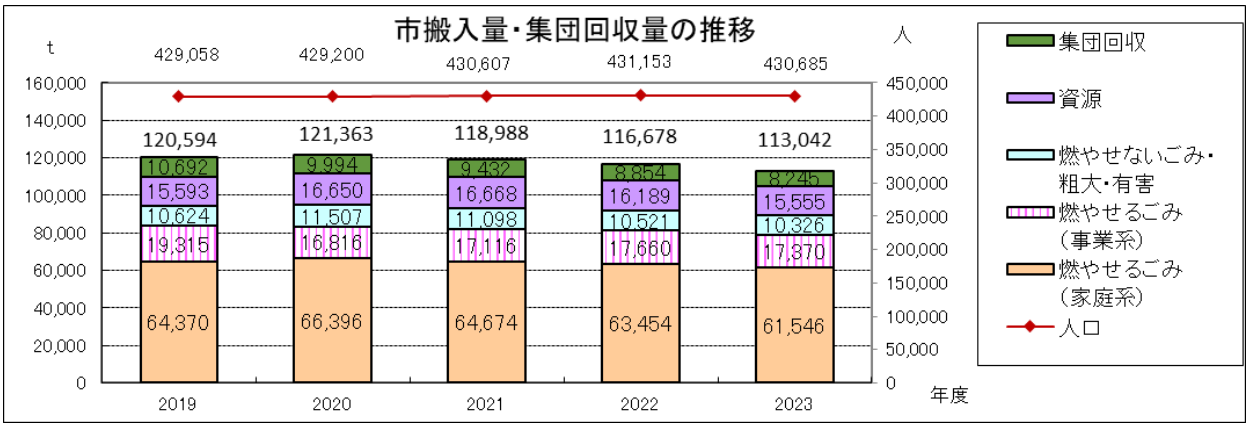

（2）有害ごみ収集量の内訳

単位：t

年度	2019	2020	2021	2022	2023
電池 ※	98	114	108	117	110
蛍光管	26	33	27	24	21
ライター	9	9	8	8	9
小型充電式電池 (リチウムイオン電池等)	—	—	—	7	10
合計	133	156	143	156	150

※乾電池、コイン電池、ボタン電池(ボタン電池は 2022 年度～)

（3）リサイクル広場収集量の内訳

単位：t

年度	2019	2020	2021	2022	2023
陶磁器・ガラス食器	63.73	56.69	55.48	62.72	64.51
廃食用油	5.74	3.78	4.50	4.55	2.73
紙容器	3.29	3.24	3.41	2.32	3.58
洗剤の計量スプーン	0.09	0.04	0.03	0.04	0.04
ペットボトルのふた	2.50	1.87	2.04	2.35	1.99
パン袋の留め具	0.10	0.07	0.07	0.07	0.07
家庭金物	15.39	12.58	13.03	14.85	15.18
ビデオテープ	13.14	8.61	5.54	5.33	7.80
小型家電	3.01	2.35	2.30	3.69	3.28
合計	106.98	89.24	86.41	95.93	99.18

※端数処理の関係上、各々の数量と合計が合致しない場合があります。

（4）1人1日あたり　家庭系収集分　ごみ・資源排出量

単位：g／人日

年度		2019	2020	2021	2022	2023
家庭系 収集分のみ	ごみ	462	482	466	453	440
	資源	93	99	98	96	92
	合　計	555	581	564	549	532

（5）1人1日あたり　ごみ・資源排出量

単位：g／人日

年度				2019	2020	2021	2022	2023
人口(10月1日時点)　単位：人				429,058	429,200	430,607	431,153	430,685
収集・持込量	ごみ	燃やせるごみ	収集分	405.4	420.0	407.7	399.1	386.4
			持込分	4.5	3.8	3.7	4.1	4.0
			事業系持込分	123.0	107.3	108.9	112.2	110.2
			計	532.9	531.2	520.4	515.4	500.6
		燃やせないごみ	収集分	45.9	51.0	47.2	43.3	42.4
			持込分	0.3	0.5	0.2	0.2	0.2
			計	46.2	51.5	47.4	43.5	42.6
		粗大	収集分	10.1	10.1	10.1	9.8	10.0
			持込分	10.5	10.9	12.1	12.6	12.0
			計	20.6	20.9	22.3	22.4	22.0
		有害		0.8	1.0	0.9	1.0	1.0
	ごみ量小計			600.5	604.6	591.0	582.3	566.1
収集・持込量	資源	収集分	古紙	48.9	51.9	50.4	49.9	47.1
			古着・古布	7.0	8.3	7.6	7.1	6.8
			発泡トレイ	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
			紙パック	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
			小型家電	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
			ペットボトル	6.7	7.0	7.3	7.5	7.6
			容器包装プラスチック	2.6	2.7	5.3	5.4	5.4
			剪定枝	3.7	4.0	3.1	3.0	3.0
			ビン	17.3	18.6	17.6	16.9	16.2
			カン	5.9	6.8	6.7	6.3	6.0
			計	92.3	99.4	98.3	96.3	92.3
		持込分	リサイクル広場まちだ	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6
			剪定枝	6.3	6.3	7.2	5.9	5.7
			計	7.0	6.9	7.8	6.5	6.4
	資源量小計			99.3	106.3	106.0	102.9	98.7
合計(総ごみ量)				699.9	710.9	697.0	685.2	664.8
集団回収量（町内会・子ども会などの回収）			回収団体数　単位：団体	371	353	340	331	317
			ビン	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1
			カン	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4
			古紙	60.7	56.6	53.3	50.0	46.3
			古着・古布	4.4	4.3	4.0	3.6	3.4
			合計	68.1	63.8	60.0	56.3	52.3
総合計（総ごみ量+集団回収量）				767.9	774.7	757.1	741.4	717.1

※端数処理の関係上、各々の数量と計が合致しない場合があります。

（6）資源化量

単位：t／年

年度			2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比
	施設内資源化（ごみとして搬入した物を資源化している量）	金属類	2,611	3,017	2,460	1,947	2,031	4.3%
		古紙類	14	15	6	17	18	5.9%
		廃プラスチック	112	118	104	91	192	111.0%
		蛍光管・乾電池・ライター	133	156	144	156	150	−3.8%
		ガラス・陶磁器	22	36	16	9	15	66.7%
		木質家具類	317	129	84	163	240	47.2%
		小型家電（広場、拠点を除く）	132	147	145	149	197	32.2%
		布団類、衣類	65	25	21	23	37	60.9%
		し尿脱水汚泥	197	192	169	157	155	−1.3%
		固形類(石など)	−	27	18	72	76	5.6%
		その他	0	0	0	2	1	−
		再利用品（家具など）	74	53	57	76	83	9.2%
		バイオガス化	−	−	245	1065	651	−38.9%
		合計	3,677	3,915	3,469	3,927	3,846	−2.1%
	分別収集（集積所及び拠点場所から回収した物を資源化している量）	ビン	2,721	2,914	2,774	2,664	2,555	−4.1%
		カン	933	1,058	1,016	963	918	−4.7%
		古紙	7,696	8,142	7,943	7,862	7,435	−5.4%
		古着	1,089	1,257	1,176	1,110	1,065	−4.1%
		ペットボトル	1,016	1,058	1,114	1,174	1,196	1.9%
		発泡トレイ	8	8	7	13	12	−7.7%
		小型家電（拠点）	6	7	9	10	11	10.0%
		リサイクル広場まちだ※1	107	89	86	96	99	3.1%
		容器包装プラスチック	408	429	663	657	663	0.9%
		合計	13,984	14,962	14,788	14,549	13,954	−4.1%
	剪定枝		1,567	1,613	1,629	1,404	1,379	−1.8%
小計 【a】			19,228	20,490	19,886	19,880	19,179	−3.5%
エコセメント化 【b】			7,744	8,176	7,967	9,315	8,590	−7.8%
合計 【a+b】			26,972	28,666	27,853	29,195	27,769	−4.9%

※1　詳細は（3）リサイクル広場収集量の内訳を参照

（7）資源化率

単位：t／年

年度	2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比（前年度比）
集団回収量合計[①収集量から] 【c】	10,692	9,994	9,432	8,854	8,245	−6.9%
市搬入量合計（総ごみ量）[①収集量から] 【d】	109,902	111,369	109,556	107,824	104,797	−2.8%
ごみ資源化率（エコセメントを含み集団回収を含めない） 【(a+b)/d】	24.5%	25.7%	25.4%	27.1%	26.5%	(−0.6%)
ごみ資源化率（エコセメントを含めず集団回収を含む） 【(a+c)/(c+d)】	24.8%	25.1%	24.6%	24.6%	24.3%	(−0.4%)
総資源化率 （エコセメントと集団回収を含む） 【(a+b+c)/(c+d)】	31.2%	31.9%	31.3%	32.6%	31.9%	(−0.8%)

（8）搬出・保管・最終処分量

単位：t／年

年　度			2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比
資源搬出量（エコセメント化分を除く）			19,049	20,277	19,620	19,770	19,011	−3.8%
保管量 ※1			121	140	252	214	227	6.1%
焼却量			91,557	91,947	89,361	85,188	83,866	−1.6%
焼却減少量			83,039	82,706	80,575	75,253	74,865	−0.5%
最終処分量	民間業者へ搬出	炉鉄残さ（溶融）	8	5	0	0	0	−
		土砂・瓦礫	24	25	37	72	76	5.6%
		焼却灰(溶融)	59	59	332	201	191	−5.0%
		小計	91	89	369	273	267	−2.2%
	東京たま広域資源循環組合へ搬出	焼却灰	5,182	5,303	3,225	1,442	1,328	−7.9%
		焼却残さ	2,562	2,984	4,742	7,873	7,262	−7.8%
		直接埋立量※2	0	0	0	0	0	−
		小計	7,744	8,287	7,967	9,315	8,590	−7.8%
	最終処分量の合計		7,835	8,376	8,336	9,588	8,857	−7.6%
合計（固化用セメント量除く、保管量含む）			110,044	111,499	108,783	104,825	102,960	−1.8%

※1　プラスチック、土砂・瓦礫、有害ごみ（乾電池・蛍光管）、炉鉄残さ、資源化不適物を保管している量

※2　汚泥・土砂・瓦礫・不燃物で直接埋め立てるもの（多摩清掃工場で処分している不燃残さのみ）

※3　2019年度から2022年度の焼却灰・焼却残渣について、データを修正したため、過去の清掃事業概要の値と異なります。

（9）最終処分先

単位：t／年

年度			2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比
町田市			0	0	0	0	0	−
東京たま広域資源循環組合	埋立量		0	0	0	0	0	−
		焼却灰・残さ	7,740	8,172	7,959	9,315	8,590	−7.8%
		灰固化用セメント	4	4	8	0	0	−
	エコセメント化量合計※1		7,744	8,176	7,967	9,315	8,590	−7.8%
	合　計		7,744	8,176	7,967	9,315	8,590	−7.8%

※1　東京たま広域資源循環組合のエコセメント化事業により資源化した焼却灰及び残さの量

（10）多摩ニュータウン環境組合への搬入量

単位：t／年

年度		2019	2020	2021	2022	2023※2	前年度増減比
多摩ニュータウン環境組合への搬入量	燃やせるごみ	2,189	2,203	2,328	6,623	5,444	−17.8%
	（内事業系）※1	987	964	1,018	1,619	1,334	−17.6%
	燃やせないごみ	299	317	310	675	643	−4.7%
合　計		2,488	2,520	2,638	7,298	6,087	−16.6%
多摩ニュータウン環境組合への搬入量（応援ごみ分）	燃やせるごみ	0	0	249	0	467	−
	燃やせないごみ	0	0	242	245	17	−
合　計		0	0	491	245	484	−
多摩ニュータウン環境組合への搬入量（支援ごみ分）	燃やせるごみ	−	−	−	6,122	3,520	−
合　計		0	0	0	6,122	3,520	−

※1　2016年度から事業系の燃やせるごみの一部も搬入

※2　2023年度は、火災による多摩清掃工場の一時停止に伴い、八王子市の館清掃工場に燃やせるごみを489t搬入しました。
また、処理区域内の町田市ごみ831tを町田市バイオエネルギーセンターで処理しました。
これらの数字は、上記の表に含んでいません。

東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設

多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

（11）JR横浜線以南地域のごみ処理状況

対象地域：JR 横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）

① 収集量　　単位：t／年

年度	2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比
人口(10月1日時点)　単位：人	71,986	72,118	72,206	72,788	73,095	0.4%
燃やせるごみ	9,627	9,893	9,597	9,472	9,173	−3.2%
燃やせないごみ	1,007	1,230	1,086	980	1,007	2.8%
容器包装プラスチック	676	792	828	849	845	−0.5%
合計	11,310	11,915	11,511	11,301	11,025	−2.4%
収集量のうち容器包装プラスチックの資源化割合※1	60%	54%	80%	77%	78%	1.3%

※1　リレーセンターみなみで収集した容器包装プラスチック収集量のうち、資源化を行った割合。
2023年度については、収集量845tのうち、663tの資源化を行いました。

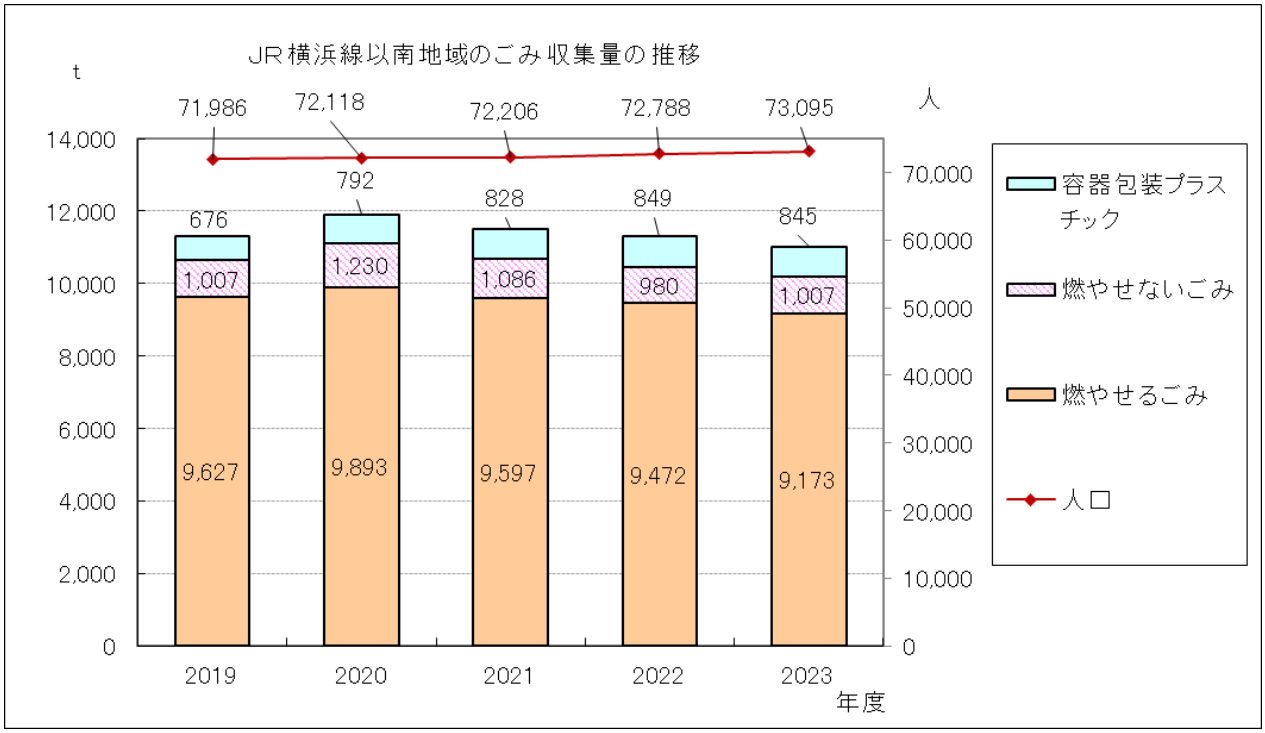

② 1人1日あたり　ごみ・資源排出量　　単位：g/人日

年度	2019	2020	2021	2022	2023	前年度増減比
人口(10月1日時点)　単位：人	71,986	72,118	72,206	72,788	73,095	0.4%
燃やせるごみ	364	365	376	357	344	−3.7%
燃やせないごみ	38	38	47	37	38	2.0%
容器包装プラスチック	24	26	30	32	32	−1.0%
合計	426	429	453	426	413	−3.0%

4. 燃やせるごみ・燃やせないごみ組成調査結果

(1)町田市域全体(JR横浜線以南地域以外)組成調査結果

「燃やせるごみ」（１回目　2023年9月実施・２回目　2024年2月実施）

大分類		小分類		１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず（肉・魚・野菜類）	18.22	32.35	50.57	3.32	31.84
		1-2	生ごみ-調理くず（その他）・食べ残し	217.83	168.86	386.69	25.37	
		1-3	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.95	0.95	0.06	
		2-1	生ごみ（手付かず）	19.68	27.45	47.13	3.09	
2	紙類	3	資源化している紙類	49.78	64.37	114.15	7.49	15.75
		4	資源化できない紙類	62.16	52.31	114.47	7.51	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	2.71	2.56	5.27	0.35	
		6	紙カップ	2.96	3.31	6.27	0.41	
3	プラスチック	7	ペットボトル	1.77	1.22	2.99	0.20	21.44
		8	白色発泡トレイ	1.18	0.48	1.66	0.11	
		9	容器包装（軟質）	151.91	128.40	280.31	18.39	
		10	容器包装（硬質）	9.47	11.67	21.14	1.39	
		11	ペットボトルのキャップ	0.81	0.58	1.39	0.09	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	0.20	0.06	0.26	0.02	
		12-2	製品等プラスチックー収納ケース	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12-3	製品等プラスチックーその他	3.74	15.35	19.09	1.25	
		13	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		14	インクカートリッジ	0.00	0.02	0.02	0.00	
4	木・草類	15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	4.08
		16	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17	草、落ち葉、生け花	22.90	27.21	50.11	3.29	
		18	木製品・木片（可燃）	8.05	4.07	12.12	0.80	
		19	木製品・木片（不燃）	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	20	資源化している繊維類	10.14	19.99	30.13	1.98	4.76
		21	資源化できない繊維類	17.40	25.08	42.48	2.79	
6	ゴム類・皮革類	22	ゴム製品･皮革製品	1.91	5.73	7.64	0.50	0.50
7	小型家電製品	23	小型家電製品（充電池内臓）	0.00	0.53	0.53	0.03	0.18
		24	小型家電製品(充電池内臓でない)	0.00	2.15	2.15	0.14	
8	金属類	25	カン	0.30	0.44	0.74	0.05	0.36
		26	家庭用金物類	0.12	4.67	4.79	0.31	
9	ガラス類	27	ビン	0.10	0.64	0.74	0.05	0.08
		28	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		29	ガラス食器	0.43	0.00	0.43	0.03	
10	陶磁器類	30	陶磁器類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11	有害ごみ	31	資源化している有害ごみ	0.02	0.12	0.14	0.01	0.01
12	その他	32	紙おむつ（大人用）	48.37	38.02	86.39	5.67	19.81
		33	紙おむつ（子ども用）	38.60	38.09	76.69	5.03	
		34	マスク	2.03	2.25	4.28	0.28	
		35	衛生用品	61.33	60.44	121.77	7.99	
		36	上記以外の燃やせるごみ	3.34	8.98	12.32	0.81	
		37	上記以外の燃やせないごみ	0.55	0.00	0.55	0.04	
13	粗大ごみ	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				758.01	748.35	1506.36	98.82	98.82

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	40	指定有料袋	321	261	7.12	7.95	15.07	0.99	1.18
		41	指定無料袋	62	56	1.71	1.27	2.98	0.20	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						8.83	9.22	18.05	1.18	1.18
合計						766.84	757.57	1524.41	100.00	100.00

「燃やせないごみ」（１回目　2023年9月実施・２回目　2024年2月実施）

大分類		小分類		１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず（肉・魚・野菜類）	0.00	0.67	0.67	0.04	0.26
		1-2	生ごみ-調理くず（その他）・食べ残し	0.00	2.31	2.31	0.14	
		1-3	生ごみ-生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ（手付かず）	1.33	0.00	1.33	0.08	
2	紙類	3	資源化している紙類	3.04	3.11	6.15	0.37	0.80
		4	資源化できない紙類	1.77	4.54	6.31	0.38	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.09	0.07	0.16	0.01	
		6	紙カップ	0.43	0.21	0.64	0.04	
3	プラスチック	7	ペットボトル	2.13	1.16	3.29	0.20	47.91
		8	白色発泡トレイ	0.44	1.33	1.77	0.11	
		9	容器包装（軟質）	122.32	106.96	229.28	13.76	
		10	容器包装（硬質）	65.88	64.55	130.43	7.83	
		11	ペットボトルのキャップ	2.30	1.37	3.67	0.22	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	7.79	5.05	12.84	0.77	
		12-2	製品等プラスチックー収納ケース	8.58	0.00	8.58	0.52	
		12-3	製品等プラスチックーその他	208.17	192.81	400.98	24.07	
		13	ビデオテープ	2.46	4.16	6.62	0.40	
		14	インクカートリッジ	0.16	0.53	0.69	0.04	
4	木・草類	15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	3.13
		16	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17	草、落ち葉、生け花	0.00	0.00	0.00	0.00	
		18	木製品・木片（可燃）	8.54	16.03	24.57	1.47	
		19	木製品・木片（不燃）	27.55	0.00	27.55	1.65	
5	繊維類	20	資源化している繊維類	1.07	1.00	2.07	0.12	1.86
		21	資源化できない繊維類	15.14	13.82	28.96	1.74	
6	ゴム類・皮革類	22	ゴム製品･皮革製品	78.36	28.15	106.51	6.39	6.39
7	小型家電製品	23	小型家電製品（充電池内臓）	3.06	6.84	9.90	0.59	12.88
		24	小型家電製品(充電池内臓でない)	88.75	116.00	204.75	12.29	
8	金属類	25	カン	6.49	7.15	13.64	0.82	13.04
		26	家庭用金物類	84.81	118.87	203.68	12.23	
9	ガラス類	27	ビン	13.94	15.34	29.28	1.76	4.30
		28	資源化できないガラス類	2.16	23.81	25.97	1.56	
		29	ガラス食器	7.10	9.22	16.32	0.98	
10	陶磁器類	30	陶磁器類	35.69	39.90	75.59	4.54	4.54
11	有害ごみ	31	資源化している有害ごみ	0.80	0.78	1.58	0.09	0.09
12	その他	32	紙おむつ（大人用）	0.00	0.00	0.00	0.00	3.51
		33	紙おむつ（子ども用）	0.00	0.00	0.00	0.00	
		34	マスク	0.01	0.29	0.30	0.02	
		35	衛生用品	2.32	17.87	20.19	1.21	
		36	上記以外の燃やせるごみ	2.20	4.43	6.63	0.40	
		37	上記以外の燃やせないごみ	20.32	11.00	31.32	1.88	
13	粗大ごみ	38	粗大ごみ	2.90	0.00	2.90	0.17	0.17
14	処理困難	39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				828.10	819.33	1647.43	98.89	98.89

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	40	指定有料袋	386	337	8.24	10.32	18.56	1.11	1.11
		41	指定無料袋	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						8.24	10.32	18.56	1.11	1.11
合計						836.34	829.65	1665.99	100.00	100.00

（2）JR横浜線以南地域 組成調査結果

「燃やせるごみ」（１回目　2023年9月実施・２回目　2024年2月実施）

大分類		小分類		１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず（肉・魚・野菜類）	12.97	16.79	29.76	3.80	36.82
		1-2	生ごみ-調理くず（その他）・食べ残し	102.71	131.29	234.00	29.85	
		1-3	生ごみ生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ（手付かず）	12.88	12.01	24.89	3.18	
2	紙類	3	資源化している紙類	19.59	31.58	51.17	6.53	15.37
		4	資源化できない紙類	31.75	31.84	63.59	8.11	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.91	1.27	2.18	0.28	
		6	紙カップ	1.25	2.30	3.55	0.45	
3	プラスチック	7	ペットボトル	1.16	1.10	2.26	0.29	18.16
		8	白色発泡トレイ	0.15	0.24	0.39	0.05	
		9	容器包装（軟質）	38.64	55.65	94.29	12.03	
		10	容器包装（硬質）	1.82	3.49	5.31	0.68	
		11	ペットボトルのキャップ	0.17	0.22	0.39	0.05	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	0.00	0.01	0.01	0.00	
		12-2	製品等プラスチックー収納ケース	0.00	0.00	0.00	0.00	
		12-3	製品等プラスチックーその他	37.53	2.20	39.73	5.07	
		13	ビデオテープ	0.00	0.00	0.00	0.00	
		14	インクカートリッジ	0.00	0.00	0.00	0.00	
4	木・草類	15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	2.83
		16	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17	草、落ち葉、生け花	8.37	8.92	17.29	2.21	
		18	木製品・木片（可燃）	3.51	1.40	4.91	0.63	
		19	木製品・木片（不燃）	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	20	資源化している繊維類	7.64	5.49	13.13	1.68	4.51
		21	資源化できない繊維類	5.19	17.05	22.24	2.84	
6	ゴム類・皮革類	22	ゴム製品･皮革製品	1.43	6.05	7.48	0.95	0.95
7	小型家電製品	23	小型家電製品（充電池内臓）	0.16	0.00	0.16	0.02	0.02
		24	小型家電製品(充電池内臓でない)	0.00	0.00	0.00	0.00	
8	金属類	25	カン	0.38	0.51	0.89	0.11	0.21
		26	家庭用金物類	0.17	0.55	0.72	0.09	
9	ガラス類	27	ビン	0.25	0.52	0.77	0.10	0.10
		28	資源化できないガラス類	0.00	0.00	0.00	0.00	
		29	ガラス食器	0.00	0.00	0.00	0.00	
10	陶磁器類	30	陶磁器類	0.00	0.27	0.27	0.03	0.03
11	有害ごみ	31	資源化している有害ごみ	0.07	0.05	0.12	0.02	0.02
12	その他	32	紙おむつ（大人用）	10.32	12.14	22.46	2.87	19.41
		33	紙おむつ（子ども用）	29.58	24.18	53.76	6.86	
		34	マスク	0.81	1.51	2.32	0.30	
		35	衛生用品	26.52	41.50	68.02	8.68	
		36	上記以外の燃やせるごみ	1.59	4.01	5.60	0.71	
		37	上記以外の燃やせないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	
13	粗大ごみ	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				357.52	414.14	771.66	98.44	98.44

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	40	指定有料袋	121	165	2.41	3.24	5.65	0.72	1.56
		41	指定無料袋	37	17	6.23	0.31	6.54	0.83	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						8.64	3.55	12.19	1.56	1.56
合計						366.16	417.69	783.85	100.00	100.00

「燃やせないごみ」（１回目　2023年9月実施・２回目　2024年2月実施）

大分類		小分類		１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
1	生ごみ	1-1	生ごみ-調理くず（肉・魚・野菜類）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		1-2	生ごみ-調理くず（その他）・食べ残し	0.00	0.00	0.00	0.00	
		1-3	生ごみ生ごみ処理機生成物	0.00	0.00	0.00	0.00	
		2-1	生ごみ（手付かず）	0.00	0.00	0.00	0.00	
2	紙類	3	資源化している紙類	0.92	5.05	5.97	0.75	0.90
		4	資源化できない紙類	0.88	0.23	1.11	0.14	
		5	アルミ蒸着の紙製飲料容器	0.00	0.00	0.00	0.00	
		6	紙カップ	0.02	0.00	0.02	0.00	
3	プラスチック	7	ペットボトル	0.66	0.03	0.69	0.09	37.91
		8	白色発泡トレイ	0.05	0.00	0.05	0.01	
		9	容器包装（軟質）	11.23	2.26	13.49	1.70	
		10	容器包装（硬質）	19.36	6.01	25.37	3.20	
		11	ペットボトルのキャップ	0.35	0.17	0.52	0.07	
		12-1	製品等プラスチック-ハンガー	5.89	0.96	6.85	0.86	
		12-2	製品等プラスチックー収納ケース	0.00	3.29	3.29	0.42	
		12-3	製品等プラスチックーその他	142.64	102.41	245.05	30.93	
		13	ビデオテープ	0.00	4.88	4.88	0.62	
		14	インクカートリッジ	0.07	0.06	0.13	0.02	
4	木・草類	15	資源化している剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	2.27
		16	資源化できない剪定枝	0.00	0.00	0.00	0.00	
		17	草、落ち葉、生け花	0.00	0.00	0.00	0.00	
		18	木製品・木片（可燃）	15.40	2.56	17.96	2.27	
		19	木製品・木片（不燃）	0.00	0.00	0.00	0.00	
5	繊維類	20	資源化している繊維類	1.80	8.59	10.39	1.31	3.55
		21	資源化できない繊維類	9.42	8.33	17.75	2.24	
6	ゴム類・皮革類	22	ゴム製品･皮革製品	15.44	8.06	23.50	2.97	2.97
7	小型家電製品	23	小型家電製品（充電池内臓）	2.56	3.52	6.08	0.77	17.93
		24	小型家電製品(充電池内臓でない)	79.20	56.72	135.92	17.16	
8	金属類	25	カン	3.65	5.03	8.68	1.10	16.54
		26	家庭用金物類	59.78	62.58	122.36	15.45	
9	ガラス類	27	ビン	4.02	4.60	8.62	1.09	4.18
		28	資源化できないガラス類	7.31	10.94	18.25	2.30	
		29	ガラス食器	3.95	2.30	6.25	0.79	
10	陶磁器類	30	陶磁器類	21.88	29.58	51.46	6.50	6.50
11	有害ごみ	31	資源化している有害ごみ	0.15	0.20	0.35	0.04	0.04
12	その他	32	紙おむつ（大人用）	0.00	0.00	0.00	0.00	5.39
		33	紙おむつ（子ども用）	0.00	0.00	0.00	0.00	
		34	マスク	0.00	0.00	0.00	0.00	
		35	衛生用品	0.00	0.00	0.00	0.00	
		36	上記以外の燃やせるごみ	1.35	0.17	1.52	0.19	
		37	上記以外の燃やせないごみ	2.15	39.00	41.15	5.19	
13	粗大ごみ	38	粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14	処理困難	39	市が処理できないごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
小計				410.13	367.53	777.66	98.17	98.17

大分類		小分類		1回目 数量	2回目 数量	１回目 総重量	２回目 総重量	合計(kg)	組成比 (%)	組成比 (%)
15	排出容器	40	指定有料袋	173	97	11.95	2.54	14.49	1.83	1.83
		41	指定無料袋	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
		42	ルール違反の袋・容器	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計						11.95	2.54	14.49	1.83	1.83
合計						422.08	370.07	792.15	100.00	100.00

5. 適正排出への取組等

（1）資源とごみの出し方ガイド

転入者へ町田市のごみの出し方や分別方法を知っていただくことを目的に毎年 4 月に発行し、転入手続きをされた方に窓口で配布しています。

その他、希望者には市庁舎総合案内、環境政策課、町田市バイオエネルギーセンター、市民センター、コミュニティセンター、駅前連絡所でお渡ししています。

また、データを市ホームページで公開しています。

（2）資源とごみの収集カレンダー

資源とごみの収集日や出し方をお知らせすることを目的に、10 月から翌年 9 月までの収集カレンダーを作成しています。1 日ごとに収集品目をイラストで記しており、品目ごとの出し方の説明も付いています。

毎年 9 月に全戸にポスティングで配布しており、転入者には転入手続きの際にお渡ししています。

（3）防護ネット貸与

アパートやマンションの集積所等のカラス対策などのために、防護ネットの貸出を行っています。貸出期間は 5 年間で無償です。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
申請件数	132	171	168	170	131

（4）動物死体引取

動物の死体を収容しています。　　単位：匹

年度		2019	2020	2021	2022	2023
犬		211	187	176	144	154
	飼主あり	210	181	174	143	149
	飼主なし	1	6	2	1	5
猫		615	520	446	437	310
	飼主あり	228	198	219	234	160
	飼主なし	387	322	227	203	150
他		1,004	1,034	1,188	1,212	1,229
	飼主あり	99	86	100	117	125
	飼主なし	905	948	1,088	1,095	1,104
合計		1,830	1,741	1,810	1,793	1,693
	飼主あり	537	465	493	494	434
	飼主なし	1,293	1,276	1,317	1,299	1,259

（5）不法投棄対策

市内での不法投棄を防止するため、市民への啓発用看板の貸出や夜間パトロール、不法投棄防犯監視カメラを活用した抑止活動を行っています。また、不法投棄された廃棄物の回収・処理を行っています。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
啓発用看板貸出件数	92	118	205	147	169
不法投棄回収・処理件数	35	23	25	26	29

（6）資源物持ち去り対策

資源物の持ち去り行為を防止・抑止するため、市民団体と協定を締結し、所管警察署の協力を得ながら協働で持ち去り防止活動を行っています。また、職員によるパトロールも行っています。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
協定締結団体数	6	5	5	4	4
持ち去り通報件数	40	26	13	16	11
持ち去り目撃回数	96	94	67	59	33
持ち去りパトロール回数	239	214	237	247	281

（7）事業者への周知・啓発等

事業系一般廃棄物の適正排出や減量を推進するため、3,000 ㎡以上の大規模事業所の立入検査や町田市バイオエネルギーセンター内での内容物検査を実施し、不適切排出があった場合には「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を活用した個別訪問や電話による指導を行っています。

また、排出事業者・収集運搬許可業者向けに廃棄物処理に関する説明会を開催しています。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
指導件数	236	165	173	313	337

※ 2020 年度及び 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大規模事業所の立入検査を電話で実施しました。

※2022 年度からは少量排出事業者登録時に、「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を活用した訪問指導も指導件数に含めています。

（8）家庭系臨時多量ごみ

引っ越しや、生前整理・遺品整理等の際の一時的な多量のごみ（臨時多量ごみ）の処分にあたって、無許可で家庭ごみを回収する不用品回収業者による料金トラブルなどが問題となっていました。

町田市では 2018 年 10 月から、ごみの適正処理を推進するため、町田市が許可を与えた事業者を紹介することで、許可業者による家庭系臨時ごみの整理・分別・収集運搬を行っています。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
受付件数	261	206	268	352	480
搬入量（トン）	125.8	164.1	194.7	305.5	373.1

（9）ふれあい収集

高齢者世帯等の在宅での生活を支援することを目的として、自宅前・ごみ集積所等の指定された場所に、ごみ及び資源物を出すことが困難な高齢者世帯等に対して、高齢者等訪問収集事業を実施しています。また、収集時に安否確認を行うことで、見守りのネットワークに加わっており、利用者の異変に気付く役割も担っています。

2009 年 8 月に要綱を制定した時点の利用者数は 149 名でしたが、2023 年度の利用者数は 527 名となり、当初の人数から 3.5 倍以上の方がこの事業を利用しています。

年度	2019	2020	2021	2022	2023
利用者数	396	426	462	517	527

（10）不適物の混入による火災の発生予防

燃やせないごみに小型充電式電池、スプレー缶、カセットガスボンベ、ライターなどが混入し、ごみ収集車の中やごみ処理施設の中で衝撃が加わると発火する恐れがあります。

火災防止の取組として、「燃やせないごみの収集時の選別強化」「町田市バイオエネルギーセンターでの選別強化」「小型充電式電池の有害ごみでの回収（2022 年 7 月開始）」を実施しています。

また、ホームページや広報紙、SNS で、火災の状況の発信を行い、適切な分別のご協力をお願いしています。

2023 年 11 月 4 日に町田市バイオエネルギーセンターのバイオガス化施設の前処理設備で火災が発生ました。焼損物から、乾電池、充電式電池、スプレー缶、ライターが多数発見され、受け入れた「燃やせるごみ」から出火したと推定されました。特に小型充電式電池（リチウムイオン電池）の可能性が高いと推定されました。

単位：件

年度		2019	2020	2021	2022	2023
清掃工場での出火件数（初期消火で鎮火した発火・発煙）	町田リサイクル文化センター	972	1,230	713	－	－
	町田市バイオエネルギーセンター	－	－	342	1,514	1,206
清掃工場での火災件数（消防消火活動規模）	町田リサイクル文化センター	0	0	0	－	－
	町田市バイオエネルギーセンター	－	－	1	2	1
収集車での火災件数		－	10	4	3	3
集積所等での火災件数		0	0	1	0	0
合計		972	1,240	1,061	1,519	1,210

6. ごみ処理事業を補完する制度

（1）一般廃棄物処理業許可について

一般廃棄物の処理について統括的処理責任を持つ市町村において処理を行うことが不可能な範囲に限り、法令の基準を満たした事業者に許可を与えて処理（収集運搬・処分）を行うものです。

現状、既存の許可業者において適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施していません。

■許可の種類

一般廃棄物処理業の許可については、収集・運搬を業とする場合と処分を業とする場合と区別されており、町田市では、収集・運搬許可、収集・運搬（保管・積替え）許可、中間処分許可を与えています。

また、町田市は、品目ごとに限定した許可を与えています。

事業系　許可品目
紙くず、厨芥類（ちゅうかいるい）※、木くず、繊維くず、剪定枝、畳、ディスポーザ汚泥、し尿、浄化槽等汚泥、医療廃棄物、実験動物等の動物死体及び付随汚物、道路・公園ごみ　※事業系の生ごみ

家庭系　許可品目
浄化槽等汚泥、特定家庭用機器廃棄物、家庭系臨時ごみ

■一般廃棄物処理業許可業者件数（2023 年度末時点）

収集運搬業許可	62 業者
収集運搬業（積替え保管含む）許可	2 業者
中間処分業許可	1 業者
合計	65 業者

（2）少量排出事業者登録について

事業活動から出たごみは自己処理が原則です。そのため、事業系一般廃棄物は、町田市バイオエネルギーセンターへの直接持ち込み、または契約した収集運搬許可業者への処理の委託が基本的な自己処理方法となります。

しかし、事業系一般廃棄物が少量の事業所については、規定量の範囲内（1 回の排出量が事業系ごみ専用袋 2 袋以内）であれば、市に申請を行い事前登録の上、事業系ごみ専用の指定収集袋を使用して、市の収集を利用できます。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	登録済件数
新規登録件数	88	77	69	45	55	2,376

7. 新たなごみの資源化施設

町田市のごみ処理は、1982 年から町田リサイクル文化センターで行ってきましたが、40 年近く経過し老朽化が進み、新たな施設の整備が喫緊の課題となっていました。

新たな施設「町田市バイオエネルギーセンター（愛称名バイエネ君※）」は、焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設（一体で「熱回収施設等」と言います。）を有し、2021 年 12 月にしゅん工、2022 年 1 月から本稼働しました。

また、資源ごみ処理施設については、相原地区は 2028 年度、上小山田地区は 2037 年度を稼働目標とし、市民協働で整備を進めています。

※ 愛称名「バイエネ君」は市民公募によって、2023 年 3 月 5 日に決定

（1）町田市資源循環型施設整備基本計画の改定

町田市資源循環型施設整備基本計画（以下「整備基本計画」という）は 2013 年 4 月の策定後 10 年が経過し、計画年次や計画ごみ処理量に相違が生じていました。加えて、上位計画の更新、新たな法施行、近年の社会情勢及びサプライチェーンの変化による工事期間への影響等に伴い、見直しが必要となりました。

そこで、整備基本計画の根幹となる施設の分散配置等の基本的な考え方はそのままに、見直しが必要となっている計画ごみ処理量や製品プラスチックの取扱い、事業スケジュール等について 2023 年 5 月に改定を行いました。

開催日	主な内容（協議事項、報告事項等）
第 1 回整備基本計画改定会議 （2022 年 12 月 1 日）	・整備基本計画改定の概要説明 ・町田市資源循環型施設整備基本計画改定の業務スケジュールについて ・状況の変化に対する変更点の抽出及び上位計画との整合について

第 2 回整備基本計画改定会議 （2023 年 1 月 26 日）	・資源ごみ処理施設稼働までの暫定的外部委託の調査及び検討 ・プラ新法に係るプラスチック資源の処理等の検討 ・建設スケジュールの更新について
第 3 回整備基本計画改定会議 （2023 年 3 月 28 日）	・資源ごみ処理施設稼働までの暫定的外部委託の調査及び課題の整理について ・建設スケジュールの更新について ・町田市資源循環型施設整備基本計画（改定版）案について

（2）町田市ごみの資源化施設地区連絡会の設置

市民協働で新たなごみの資源化施設を整備するため、町田リサイクル文化センター周辺地区及び相原地区は 2013 年 10 月、上小山田地区は 2015 年 10 月に「町田市ごみの資源化施設地区連絡会」を設置しました。主に施設の整備及び管理運営について検討を行っています。

その後、町田リサイクル文化センターの廃止に伴い、「町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会」は 2021 年 11 月の会をもって終了し、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始に伴い、2022 年 3 月に「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」が設置されました。

また、上小山田地区については 2024 年 3 月に会の名称を「上小山田地区資源循環型施設連絡会」へ変更しています。

■町田市バイオエネルギーセンター運営協議会の開催状況

開催日	主な内容（協議事項、報告事項等）
第 5 回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 （2023 年 8 月 9 日）	・1 月から 6 月までの運転状況について ・バイオガス化施設のガスエンジン発電機の排ガスについて ・エネルギー活用状況について（高効率発電） ・苦情対応（報告） ・専門委員会委員の学識経験者の選任について ・町田市バイオエネルギーセンターより発生する排ガスを用いた CO_2削減に向けた実証試験について ・町田市資源循環型施設整備基本計画の改定について
第 6 回町田市バイオエネルギーセンター運営協議会 （2024 年 2 月 9 日）	・11 月 4 日の火災について ・7 月から 12 月までの運転状況について ・バイオガス化施設のガスエンジン発電機の排ガスについて ・苦情対応（報告） ・防災訓練の実施報告 ・熱回収施設等整備事業の進捗について

■相原地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

第 16 回相原地区資源ごみ処理施設連絡会 （2023 年 11 月 4 日）	・第 15 回開催の内容確認について ・町田市循環型施設整備基本計画の改定について ・相原地区資源ごみ処理施設の進捗状況の報告及び市民利用スペースの設え(案)について ・(仮称)大戸広場の進捗状況の報告について ・町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置要領の変更について ・地区連絡会等における今後の報告事項について

■上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会の開催状況

第 8 回上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会（2023 年 7 月 25 日）	・第 7 回連絡会の内容確認 ・町田市循環型施設整備基本計画の改定について（報告） ・地区連絡会等における今後の協議事項について ・町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置要領改正について

（3）町田市バイオエネルギーセンター（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）の整備

2021 年中にごみ処理に係る主要部分の工事と試運転を終え、2022 年 1 月から稼働を開始しました。

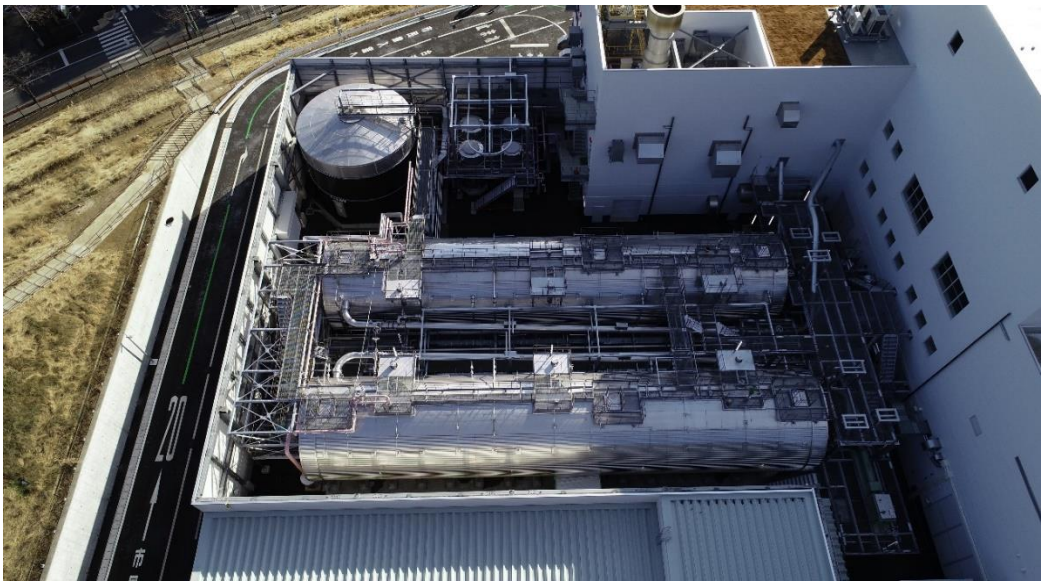

町田市バイオエネルギーセンター（バイオガス化施設の発酵槽）

■事業概要

事業名	町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業
施設名称	町田市バイオエネルギーセンター
建設地	町田市下小山田町 3160 番地外
面積	敷地面積 ： 約 77,000 ㎡ 延床面積 ： 工場棟 約 17,000 ㎡、管理棟 約 5,600 ㎡
事業方式	DBO方式（公設民営）
業務概要	施設整備業務 ： 設計・建設・解体（既存の施設） （2016 年 12 月 22 日から 2024 年 6 月 30 日まで） 施設運営業務 ： 運営管理・維持管理（2022 年 1 月～約 20 年）
施設概要	熱回収施設（焼却施設）: ストーカ方式　258t/日（129t/日×2 炉） バイオガス化施設: 乾式高温メタン発酵　50t/日 不燃・粗大ごみ処理施設: 機械選別・手選別　47t/5h

■スケジュール

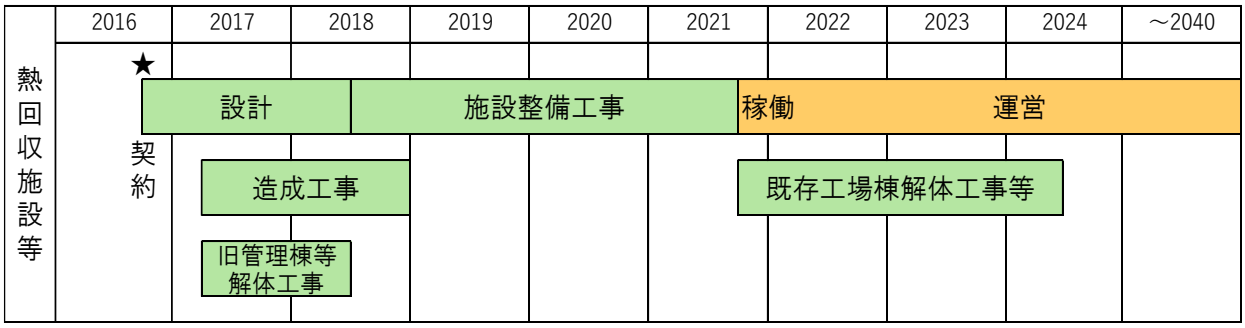

■東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の実施

熱回収施設等の建設地である旧町田リサイクル文化センター（現町田市バイオエネルギーセンター）内において、2014 年 1 月から「環境影響評価」の手続きを進めています。

環境影響評価とは、新たな施設を整備することによる周辺環境への影響について、事前に調査・予測・評価を行い、それらを踏まえて環境保全のための措置を行い、より良い施設を整備する制度です。

2023 年度　環境影響評価の手続き
・事後調査計画書に基づき大気汚染、騒音・振動、生物・生態系等を調査 ・事後調査報告書提出

町田リサイクル文化センター　2017 年 7 月時点【工事前】

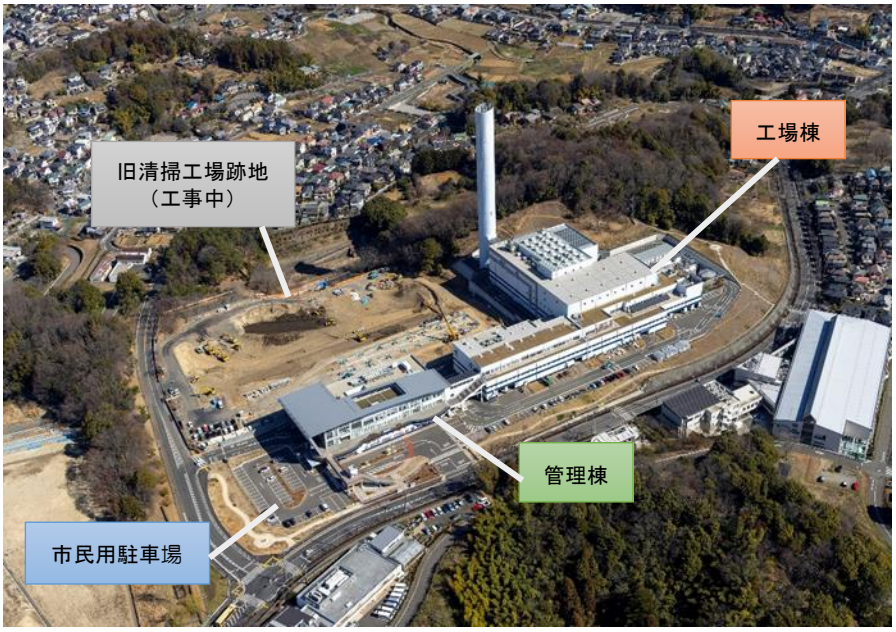

町田市バイオエネルギーセンター　2024 年 3 月時点【稼働中・一部工事中】

（4）資源ごみ処理施設（相原地区、上小山田地区）の整備

2023 年度は施設整備に向けて、相原地区においては関係者等と連絡・調整を行いました。加えて、発注仕様書検討会を開催し、発注仕様書の素案を作成しました。上小山田地区においては、2023 年 9 月、町田市道忠生５７９号線の道路整備計画が現道拡幅（第１工区・第２工区）へ変更になったことを受け、関係部署と連絡・調整を行いました。

（5）ごみ資源化施設建設 NEWS の発行

2012 年 11 月に、新たなごみの資源化施設についての情報を分かりやすくお伝えするため、「ごみ資源化施設建設 NEWS」を創刊しました。施設の詳しい内容や地区連絡会の活動についての情報を発信しています。

発行年月日	発行号	掲載記事の見出し
2023 年 8 月 1 日	Vol.34	・町田市資源循環型施設整備基本計画を改定いたしました ・旧清掃工場の解体工事において土壌汚染調査を実施しました
2024 年 2 月 22 日	Vol.35	・資源ごみ処理施設連絡会を開催しました ・相原地区資源ごみ処理施設の隣地に（仮称）大戸広場を整備します ・工事状況をお知らせします ・小型充電式電池、正しく出していますか？

第3章　リデュース（発生抑制）推進事業

1．資源とごみの出前講座

環境問題やごみ減量について理解を深め、ごみ減量を実践してもらうことを目的に実施しています。市の職員が地域や学校等へ出かけ、ごみ減量の方法やごみ収集の仕組み、清掃工場でのごみ処理の仕組みなどをお話ししています。

2023 年度は、幼稚園・保育園、小学校、学童保育クラブに加え、新たに中学校 1 校、高校 3 校で実施しました。

対象 参加数	町内会・自治会・ 市民団体など	市内幼保・小学校・ 学童保育クラブなど	合計
実施回数	9	111	120
参加（人）	244	11,985	12,229

2．施設見学・視察の受け入れ

清掃関連施設の見学・視察を通じて、市の清掃事業に対する理解を深めてもらうことを目的に実施しています。町田市バイオエネルギーセンターをはじめ、リレーセンターみなみ、町田市剪定枝資源化センター等の見学に対応しています。また、他自治体の議員、職員の視察では、要望にあわせて、ごみ減量施策、計画策定や審議会運営などについての説明も行っています。

2023 年度は、町田市バイオエネルギーセンターにおいて、他自治体の議員、職員等 61 団体の視察を受け入れ、市民等の施設見学を含めて合計 4,087 人の方に見学いただきました。

3．ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）

ごみ減量サポーターとは、地域に密着し、ごみの減量と資源化への取組を推進していく「ごみ減量の市民リーダー」です。市民と行政が協働して、ごみの減量と資源化を推進していくことを目的としています。町内会・自治会の推薦によって市長の委嘱を受けたごみ減量サポーターは、それぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援しています。

任　期	2 年（中途の変更も可能）
サポーターの人数	2023 年度委嘱数　221　名 （町内会・自治会単位で 1,000 世帯まで 1 名、2,000 世帯まで 2 名）
活　動　実　績	ごみの減量や資源化に関する啓発資料及びごみ収集時や清掃工場で発生している火災の防止に向けた適正なごみの分別に関する啓発資料の地域内での情報共有、イベントやお祭りでの分別ステーション設置やリユース食器の活用、地域リサイクル広場の開催、町内会・自治会の方々と町田市バイオエネルギーセンターの施設見学等

4．広報紙の発行等による情報発信

（1）環境広報紙「ECO まちだ」

環境に良い行動のヒントになる取組や情報をお知らせし、日常生活でエコライフを実践していただくことを目的に発行しています。ごみの減量や資源化の取組の紹介をはじめ、節電や環境保全のことなど、環境に関する様々な情報を発信しています。

2023 年度は 4 回（4 月（特別号）・6 月・10 月・1 月）発行しました。

（2）ごみ情報紙「ごみナクナ～レ」

市民や市民団体、事業者の取組みを中心にごみに関する情報をお知らせし、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらうことを目的に発行しています。ごみナクナ～レという名称には、環境先進都市をめざす町田市の「ごみゼロ」への願いが込められています。

2023 年度は、9 月 15 日に、リサイクル広場を特集した第 26 号、12 月 25 日には、火災の原因となるごみの適正な分別周知に特化した特別号を発行しました。

（3）町田市公式 SNS「ごみナクナ～レ」

市民がごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を、X（旧 Twitter）や Instagram を用いて情報発信しました。

2023 年度は、イベント情報やまちだ☆おいしい食べきり協力店の紹介、ごみ発生抑制の身近な話題を中心に、X（旧 Twitter）と Instagram 合わせて 460 回投稿し、フォロワー数は 98 人増えて計 915 人となりました。

（4）ハスのん SNS

町田市のエコキャラクター「ハスのん」は、SNS で、市民の方に環境を身近に感じてもらえるような情報を発信しています。2023 年度は、X(旧 Twitter)と Instagram 合わせて 232 回投稿し、フォロワー数は 209 人増えて計 1,484 人となりました。

（5）動画配信「さんあーるチャンネル」（YouTube）

市民にごみについて身近に感じてもらい、ごみの減量と資源化に取り組むきっかけとなるような話題を動画にして、YouTube を用いて発信しました。

2023 年度は、食品ロス削減の取り組みなどを中心に、10 本の動画を作成して公開しました。

(6)町田市ごみ分別アプリ

町田市ごみ分別アプリは 2018 年 1 月に配信を開始した、資源とごみの分別・収集日の確認などができるスマートフォン及びタブレット端末用のアプリケーションです。

主な機能は、今日出せるごみの表示、ごみ収集日のスケジュール表示、ごみの出し方検索、荒天・降雪時の収集状況のお知らせ、3R 啓発に関する情報表示となります。

2023 年度は転入者への紹介やイベントで PR を行い、3 月末のダウンロード数は累計 77,743 件で前年度累計比 122%増となりました。

5. 食品ロス削減の取組

（1）町田市食品ロス削減推進計画の策定

食品ロス削減の取組を通し、ごみ減量の推進や温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図ることを目的として、2023 年 8 月に「町田市食品ロス削減推進計画」を策定しました。

「みんなでトライ！食べきり　売りきり　使いきり」をスローガンに掲げ、市民一人ひとり、事業者が自分ゴトとして料理の食べきり、商品の売りきり、食材の使いきりに挑戦できるような啓発や取組を推進しています。

なお、廃棄物減量等推進審議会において、毎年計画の進捗確認を行っています。

※計画の詳細については第 8 章（99 ページ）を参照

（2）まちだ☆おいしい食べきり協力店の認定

小盛メニューの設定、食べ残し削減の呼びかけ、ポスター掲示等による啓発活動など、食品ロス削減、その他生ごみの発生抑制等に取り組む飲食店・食品販売店等を「まちだ☆おいしい食べきり協力店」に認定し、登録しています。登録した協力店を市ホームページや広報紙で紹介しています。

2023 年度末現在の登録店舗は、16 店舗です。

（3）未利用食品の受付（フードドライブ※）

受け付けした食品は、町田市社会福祉協議会（フードバンクまちだ）から子ども食堂・地域団体や、関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供されています。

2023 年度は、約 361kgの食品を受け付けしました。（市庁舎での実績）

以下の公共施設で未利用食品の受付を実施しています。

・町田市庁舎
・町田市社会福祉協議会（フードバンクまちだ）
・リサイクル広場（地域リサイクル広場を除く）
・町田市立室内プール
・南市民センター
・成瀬コミュニティセンター

※フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

（4）フードシェアリングアプリの活用

2023 年 12 月 1 日に、フードシェアリングアプリ「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと連携協定を締結しました。「TABETE」は、まだおいしく安全に食べられるにも関わらず売り切るのが難しい食品とユーザーをマッチングするアプリです。主に、店頭で売り切れないパンやキャンセルが出てしまった料理等が通常よりも安く出品されています。

広報紙などで「TABETE」の利用を市民に促すことで、市内食品関連業者の抱える売れ残り等によって廃棄せざるを得ない食品を、購入希望者と結び付け、食品ロスの削減を目指しています。

2023 年度は、協定を締結した 12 月から 3 月の 4 か月間で、881 人のアプリユーザーと 1,610 の食品がマッチングしました。

（5）まちだ☆おいしい食べきりキャンペーンの実施

忘年会や新年会など、宴会の機会が多い年末年始に、出された料理を残さずに食べきる行動を啓発する「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」を実施しています。

2023 度は、町田商工会議所、町田市商店会連合会、東京都町田食品衛生協会、町田市観光コンベンション協会、町田青年会議所等と協働し、各商店会などに啓発ポスターを配付しました。また、神奈川中央交通町田営業所のバス 50 台、多摩営業所のバス 30 台の車内で「お家でも、お店でも、おいしく残さず食べきろう！」の動画を放映しました。

（6）食品ロス削減月間における取組

食品ロス削減月間（10 月）に合わせ、食品ロス削減啓発ポスターを作成し、リサイクル推進店（スーパー等の小売店）、公共施設、コンビニエンスストア等に配付しています。併せて、スーパー等の店頭で食品ロス削減を啓発するチラシ等を配布し、家庭からの食品ロス削減を周知しています。

2023 年度は、リサイクル推進店 5 店の店頭で食品ロス削減キャンペーンを実施しました。

（7）食品衛生実務講習会での PR

町田市保健所が主催する食品衛生実務講習会に参加し、事業系廃棄物の出し方の PR や食品ロス削減の啓発を行っています。

2023 年度は、9 月と 3 月（2 回開催）に開催された食品衛生実務講習会に参加しました。

（8）使い切り料理教室の実施

食材を使い切ってごみを出さない料理をすることを目的として、「使い切り料理教室」を開催しています。

2023 年度は、使い切れずに廃棄されてしまう食材の一つである調味料を取り上げ、醤油の仕込み方法や搾り方のデモンストレーション、搾りかすを使った調理実習を行い、ごみを出さない調理方法や食材の使い切りレシピ等を周知しました。

6. マイボトルに関する啓発活動

（1）マイボトル OK 店の認定

お客様が持参するマイボトルに飲み物を提供することができる店舗をマイボトル OK 店として認定し、登録、周知しています。

2023 年度の登録店舗は、29 店舗です。

（2）マイボトル専用給水器の設置

ウォータースタンド㈱と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、町田市庁舎をはじめとした市内公共施設にマイボトル専用給水器を設置しています。

2023 年度末現在で 12 施設に 13 台のマイボトル専用給水器を設置しており、使用量（推計値）は 1 年間で約 50,000ℓ（500ml ペットボトル約 10 万本分）でした。

（3）マイボトルキャンペーン

マイボトルの推進を目的として、イベント会場などでオリジナルステッカーの配布、マイボトルへの給水サービスを行っています。

2023 年度は、ペスカドーラ町田のホームゲーム、こどもマラソン大会等で、マイボトルキャンペーンを 5 回実施しました。

7. 市民対象の施設見学会

（1）プラスチックの3R 講座

親子向けプラスチックの 3R 講座を開催し、プラスチックごみの減量に関する座学やオリジナルマイボトルの工作会、町田市内で回収されたプラスチックやペットボトルの中間処理施設の見学会を実施しています。

2023 年度実施内容

7 月 29 日	プラスチックの 3R 講座及びプラスチック資源化施設見学ツアー

（2）三多摩は一つなり交流事業

ごみを排出する側の町田市民と、最終処分場がある日の出町民との相互理解を深め、一般廃棄物広域処分事業をスムーズに行うことを目的に行っている事業です。

ごみの行方について知っていただき、ごみ処理についての理解を深めてもらうため、最終処分場見学会を実施しています。

2023 年度実施内容

8 月 9 日	夏休み 親子で行く最終処分場見学とさかな園

８. ごみ減量に関する町田市主催のイベント

（1）まちだ ECO to（いーこと） フェスタ

環境全般に関して広く市民への啓発を行うことを目的に、2024 年 3 月 3 日に町田市バイオエネルギーセンターでまちだ ECO to フェスタを開催しました。回収したプラスチック製筆記用具のアップサイクル体験（定規をつくるワークショップ）のほか、ごみ収集車を使用したリアル収集体験、ごみ処理施設スペシャル見学ツアーなど、会場の施設を活かした、市民・事業者による体験型のイベントとなりました。

（2）さんあーる広場

「日々の暮らしの中にある 3R」について気付いてもらい、3R を身近なものとして意識してもらうことを目的として市が主催しているイベントです。

2023 年度は、芹ヶ谷公園で『働く車大集合』として実施し、町田市役所で稼働している作業車を展示し、より多くの方々に対してごみ減量のPRを行いました。

（3）夏休みわくわくエコ体験

子ども達に気づきの場を提供することで、3R 意識の普及促進や物を大切にする姿勢を育むことを目的に実施しています。「分別ゲーム」や「工作体験」でごみを分別することで資源として生まれ変わることを体験しながら学びます。

2023 年度は、リデュース・リユースの重要性とアップサイクル、ファッションロスについての講話と着古した T シャツ等の古着を使ったサコッシュづくりを町田市バイオエネルギーセンターで１回実施しました。

（4）リサイクルガラス砂絵教室

一度しか使えないワンウェイビン（ワインのビン等）のリサイクルを学ぶ「環境学習」の一環として、研磨された安全なリサイクルガラス砂を使用した「砂絵教室」を開催しています。

2023 年度は市内の子どもセンター及び町田市バイオエネルギーセンターで 6 回実施しました。

（5）生ごみ水切りキャンペーン

悪臭防止やごみの減量に効果的な生ごみの水切りを習慣づけていただくため、生ごみが軽くなることを実感できる疑似体験のイベントを実施しています。

2023 年度は、町田第二地区協議会が主催する地域イベント「まち2フェス in シバヒロ」で実施しました。

（6）ごみ袋サイズダウンチャレンジ

ごみの適切な分別を推進することを目的として、ごみの分別により使用するごみ袋のサイズダウンが可能となることをゲーム形式で体験してもらうものです。ごみの現状や各種制度の紹介などを行っています。

2023 年度は、イベントへの出展と 2 か所の市民センターで 3 回実施しました。

（7）各種イベントへの出展

3R 意識の普及促進を図るため、市内で開催される様々なイベント等に出展しています。ゲームやクイズ、自作の歌によるごみ減量の PR や、スケルトンごみ収集車“みえるくん”によるごみ収集体験を通じて、3R について楽しく学んでいただいています。

2023 年度は、2023 町田さくらまつりや各市民センターまつりなど 32 か所のイベントに出展しました。

（8）エコバッグ利用促進キャンペーン

レジ袋の原料となる原油の節約やレジ袋利用に伴うごみの削減のため、繰り返し利用できるエコバッグの利用促進を図っています。

2023 年度は、イベント等への参加者や応募者にエコバッグを配布し、エコバッグの利用促進を図りました。

配布したエコバック

9. FC 町田ゼルビアとのごみ減量意識の普及 PR

地域密着型のサッカークラブを目指し、地域貢献活動に取り組んでいる FC 町田ゼルビアと環境の保全、回復及び創造に向けた協力協定を締結しています。

2023 年度は、FC 町田ゼルビアとの協働による古紙回収会を町田市バイオエネルギーセンターで行いました。市民にリサイクルできる資源を持ち込んでいただくことで、ごみ減量・削減の推進を図りました。

古紙回収会の様子

10. 事業系ごみ減量及び適正排出の取組

事業系ごみの減量及び適正排出を図るため、2023 年度は、以下の取組を実施しました。

・大規模事業所（事業用延べ床面積が 3,000 ㎡以上の事業用建築物）に対して、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書提出の義務付け（対象：274 事業所）及びおおむね 5 年に1度の定期指導（60 件）の実施

・市内事業者向けの事業系一般廃棄物講習会の実施（2024 年 1 月開催、60 名参加）

・一般廃棄物収集運搬許可業者を対象に、食品リサイクル施設の視察研修の実施（10 月開催、26 名参加）

11. 8市連携海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクト

町田市では、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市及び大和市の 8 市で連携し、深刻な海洋汚染につながるプラスチックごみの発生抑制のための取組について、先進事例の共有や、アクションも含めた活動の検討を進めています。

2023 年度は、以下の取組を実施しました。

・5 月 17 日放送の FM ヨコハマのラジオコーナー「守ろう！私たちのきれいな海」内にて、8 市連携海洋プラスチックごみ削減啓発プロジェクトに関する市長インタビューを放送しました。

・5 月 28 日に、小田急線鶴川駅周辺にて、海洋プラスチックごみ削減の取組を啓発するため、ポイ捨てごみの清掃活動と啓発品の配布を行いました。

・光・環境造形作家の田中敬一研究室（K-one-Lab）と桜美林大学の学生が連携し、実際に海や川で回収したプラスチックごみの現物をデザイン化し制作した作品等を 8 市で巡回展示しました。町田市では、10 月 16 日から 10 月 22 日に行われた「環境教育展」で展示しました。

・海洋プラスチックごみ問題を知っていただき、削減のために一人ひとりができる行動を呼びかける啓発動画を作成し、YouTube で公開しました。

12. まちだ 3R 賞

まちだ 3R 賞は事業所から出るごみの減量を進める方策のひとつとして、発生抑制、再利用、再生利用に積極的・組織的に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2018 年度に開始し、2023 年度に 6 回目を迎えました。

2023 年度は、9 つの事業所を表彰しました。

年度	表彰実績
2021	学校法人 玉川学園 日本生命 町田ビル 東京建物 町田ビル 学校法人 日本大学第三学園 BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店
2022	BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店 学校法人 玉川学園 学校法人 日本大学第三学園 ディノスロジスティクスセンター東京
2023	BOOKOFF SUPER BAZAAR 町田中央通り店 学校法人 玉川学園 東京建物町田ビル 日本生命町田ビル 町田市立総合体育館 東京湯河原温泉万葉の湯 東横 INN 町田駅小田急線東口 町田マルイ 町田モディ

13. ごみの有料化と指定収集袋

(1)有料化の経緯

町田市では 2000 年以降、ごみ排出量がほぼ一貫して増加傾向にあり、資源化率は低下していました。また、最終処分場がひっ迫していた上に、新たな処分場の整備も困難な状況にあり、ごみの減量と資源化が、喫緊の課題となっていました。

そのため、2005 年 10 月からごみの減量・資源化の強力な推進、公平な負担システムの導入等を目的として燃やせるごみ・燃やせないごみ・事業系ごみを対象にごみの指定収集袋制度(有料化)を開始しました。

(2)有料化の効果

ごみの有料化以降、新型コロナウイルス感染症が流行した 2019 年～2020 年を除いて、ごみの排出量は減少しています。

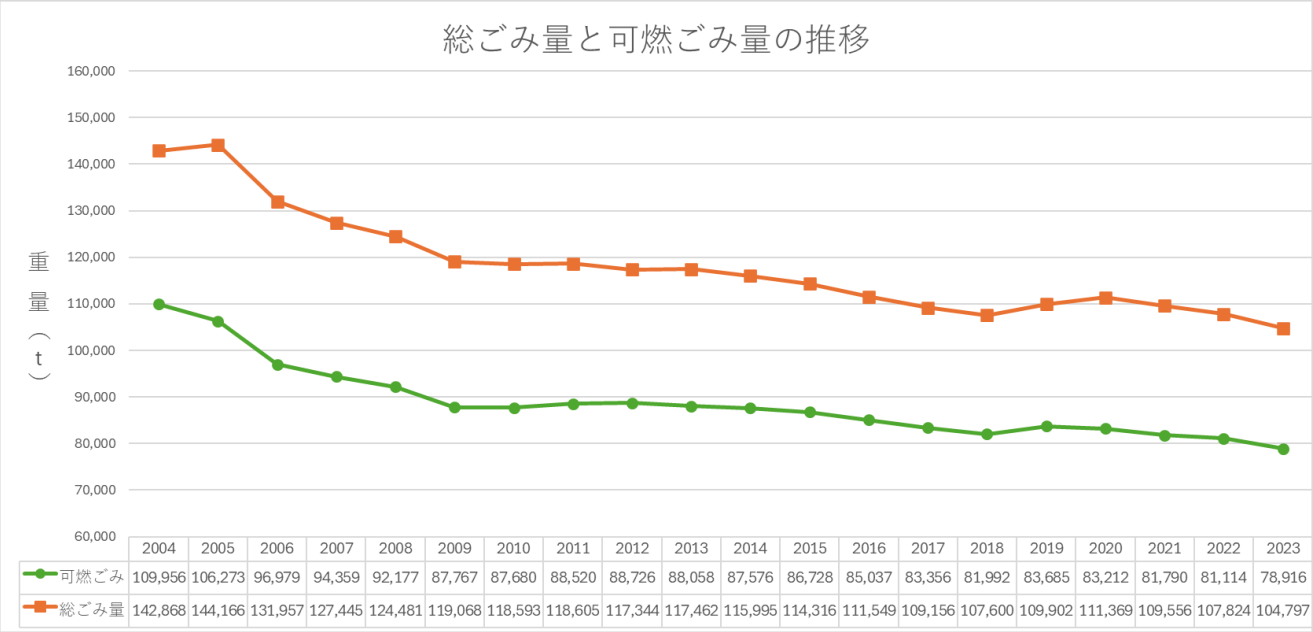

(3)指定収集袋と手数料について

現在、指定収集袋制度は燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチック(JR 横浜線以南の地域のみ)、事業系ごみで導入しています。

指定収集袋の手数料収入は、製造費等の必要経費を除いて基金(49 ページ参照)に積み立てており、ごみ減量やリサイクル推進、廃棄物のリサイクル施設整備の費用として活用しています。

なお、おむつ専用袋、ボランティア袋の交付及び生活保護世帯、一部高齢者世帯においては、処理手数料を減免しています。

【指定収集袋の配送数量(販売量)】　　単位:箱(1箱当たり 300 枚)

年度	燃やせるごみ				燃やせないごみ				容器包装プラスチック		事業系	合計
	5L	10L	20L	40L	5L	10L	20L	40L	20L	40L	30L	
2021	3,399	11,548	27,532	23,307	612	1,192	2,595	3,855	2,515	1,151	244	77,950
2022	3,392	11,284	26,919	23,214	678	1,133	2,514	3,541	2,470	1,187	229	76,561
2023	3,556	11,408	26,631	23,117	618	1,117	2,451	3,500	2,493	1,191	223	76,305

第4章　リユース（再使用）推進事業

１．イベントごみ減量支援

夏まつりなどのイベント参加者へのごみ減量・資源化意識の普及を目指し、イベントの主催者に対して、リユース食器等の斡旋や分別ステーションの貸出を行っています。

2023 年度の利用件数は 140 件で、当該制度を利用したイベントの参加人数は延べ 258,978 人でした。

２．粗大ごみの再生販売

資源の有効活用とごみの減量を図る事を目的に、一般財団法人まちだエコライフ推進公社と協定を締結し、収集した粗大ごみの一部を同公社が修理・再生し、展示販売を行っています。

2023 年度は、6,065 点、約 83tの粗大ごみを再生販売しました。

また、株式会社ジモティーと「リユースの促進リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、再生販売している品物をジモティープラットフォーム（掲示板）に出品することで更なるリユースの促進を図りました。

３．不用品リユース事業

不要品一括査定サイト「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を 2024 年 3 月に締結し、同サイトを町田市ホームページで紹介しています。

まだ使用可能な不要品を「おいくら」に出品し、登録のリユース業者の買取査定を受けて売払うことで、「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を案内しました。

４．ベビー用品のリユース

各家庭で不要となった、まだ使えるベビー用品を回収し、必要な方へ無料で配布する事業です。

各地域の子どもセンターや市庁舎等で「回収会」と「配布会」を開催し、ベビーカー、ベビーベッド等の育児用品やベビー玩具などを回収のうえ、必要な方へ譲渡しています。

2023 年度は、「回収会」を 5 回、「配布会」を 4 回実施しており、2,655kg のベビー用品を回収し、2,408kg をリユース品として提供しました。

５．その他のリユースの取組

（1）くるくるコーナー（リサイクル広場）

リサイクル広場（42 ページ参照）に持ち込まれた陶磁器・ガラス食器のうち、まだ使用できるものをリユース品として提供しています。

2023 年度は 7,199kg をリユース品として提供しました。

（2）おもちゃ病院

壊れたおもちゃを無料で治療（修理）する事業です。ボランティア団体「おもちゃ病院まちだ」と協力協定を締結し、ころころ児童館（玉川学園）や子どもセンターつるっこ（鶴川）、その他のイベントで「おもちゃ病院」を開院（開催）しています。

2023 年度は、50 回の開催で 571 件の治療（修理）を行いました。

第5章　リサイクル（再生利用）推進事業

1．生ごみ自家処理の普及促進の取組

（1）生ごみ処理機等購入費補助制度

家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付しています。補助金額は、購入金額の 2 分の 1（上限 20,000 円）です。

2023 年度は、300 件の申請に対し、4,829,700 円の補助を行いました。

（2）ダンボールコンポストの普及

ダンボールを使い生ごみを手軽に処理できる、ダンボールコンポストの普及に取り組んでいます。

2023 年度は、ダンボールコンポスト講習会を 12 回、フォローアップ講習会を 5 回、出張ダンボールコンポスト講習会を 3 回開催し、150 世帯にダンボールコンポストの普及を図りました。

（3）大型生ごみ処理機の貸出制度

マンションの管理組合や町内会・自治会を対象に大型生ごみ処理機を貸与しています。市はリース料・電気料金・保守点検費・工事費・保険料を負担し、貸与された団体は、日常の管理と一次生成物（たい肥のもと）の自己消費を行います。

2023 年度末現在、市内に設置している大型生ごみ処理機は計 70 台です。

2．地域資源回収

町内会・自治会、子ども会、老人会などの地域の団体が自主的に行っている資源回収です。市は登録（実施）団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付するとともに、資源回収の看板を支給するなどの支援を行っています。ごみの減量や資源の有効利用だけでなく、地域コミュニティの活性化にも役立っています。

登録（実施）団体	317団体
登録世帯数	96,223世帯
回収品目	新聞・雑誌・雑紙・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン
奨励金の額	6円/kg、4円/本（生きビン）
回収量	8,245t
奨励金交付額	51,516,352円

登録（実施）団体のうち、一定の要件を満たすものについては特別指定団体に指定しています。その区域内では集積所の管理を団体に委ねるとともに、地域資源回収対象品目についてはすべて団体が回収することとしています。2023 年度末現在、5 団体を指定しています。

3．剪定枝資源化事業

市内で発生する剪定枝を町田市剪定枝資源化センターで破砕・発酵させて、良質な剪定枝たい肥（土壌改良材）を作っています。

出来上がった剪定枝たい肥は、町田市剪定枝資源化センターでの販売のほか、JA町田市の 5 店舗で袋詰め剪定枝たい肥の販売を行っており、町田市の農業の振興に寄与しています。

2023 年度は、1,379t の剪定枝を資源化しました。

4. リサイクル広場

リサイクル広場は、家庭から出る陶磁器や家庭金物などのリサイクルできる対象品目を直接お持ちいただく場所です。常設と移動式の 2 種類があり、2023 年度は常設を境川クリーンセンター内建物で月～土曜日、移動式を、市内 10 箇所で月 1 回ずつ開催しました。

また、地域の方々が自主的に運営するリサイクル広場（地域リサイクル広場）では、2023 年度は 8 団体が合計で 10 回地域リサイクル広場を開催しました。市は運営に必要な物品の貸与、回収した対象品目の引き取りを行い、市民と協働してごみの資源化を推進しています。

2023 年度は、常設、移動式、地域リサイクル広場の合計で、99,176kg の資源を回収しました。

リサイクル広場対象品目一覧

5. 使用済み資源物の回収

市では事業者と協働、連携してごみ減量・資源化とごみ減量意識の普及を目的として使用済み資源物の回収について事業を行っています。

（1）使用済みインクカートリッジの回収

プリンターメーカー4 社と日本郵便が協働で行っている「インクカートリッジ里帰り事業」に参加し、市庁舎・各市民センター・リサイクル広場などで使用済みインクカートリッジを回収しています。

2023 年度は、約 597 kgのインクカートリッジを回収しました。

（2）使用済み小型家電の回収

市庁舎・各市民センター・各コミュニティセンターなど市内 22 箇所にある使用済み小型家電回収ボックスとリサイクル広場で、『30 センチ×15 センチの投入口』に入る小型の家電製品※と携帯電話の回収を行っています。2017～18 年度は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、この事業を行っていました。 2019 年度からは、同プロジェクトを引き継ぎ、東京 2020 大会のレガシーとして、使用済み小型家電回収ボックスで携帯電話の回収を継続しています。

また、宅配便を利用した小型家電の回収サービスを行っているリネットジャパンリサイクル（株）と協定を締結しています。

2023 年度は、47,024kg の小型家電を回収しました。

※主に「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」にある「特定対象品目」（16 品目）

（3）リサイクル推進店制度（資源の拠点回収）

リサイクル及びごみの減量の一層の推進を図るために、再生資源として利用できる発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定しています。現在、市内 48 店舗で、ごみの減量とリサイクルにご協力いただいています。

2023 年度は、発泡トレイ 12,250 kg、ペットボトル 281,600 kg、紙パック 14,610 kgを回収しました。

（4）使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収

2023 年 3 月 20 日に HOYA 株式会社アイケアカンパニー（コンタクトのアイシティ）と連携協定を締結し、同年 4 月 1 日から使い捨てコンタクトレンズの空ケースの拠点回収を開始しました。回収された空ケースは、再資源化され、様々なプラスチック製品に生まれ変わります。なお、資源化による収益の全額が日本アイバンク協会へ寄付され、角膜の病気による視力障害の方の視力回復に役立てられています。

2023 年度は、市内 10 か所の公共施設に設置した回収ボックスから、165.25kg（およそ 165 万個）のコンタクトレンズの空ケースを回収しました。

（5）使用済みプラスチック製ペン等の回収

2023 年 8 月 17 日に株式会社パイロットコーポレーションと連携協定を締結し、同年 9 月 1 日から使用済みプラスチック製ペン等の拠点回収を開始しました。回収されたペン等は、再資源化され、様々なプラスチック製品に生まれ変わります。

2023 年度は、市内 2 か所の公共施設に設置した回収ボックスから、29.18kg の使用済みプラスチック製ペン等を回収しました。

6. 施設内資源化の取組

清掃工場に搬入されたごみのうち、資源化が可能なものについては施設内で選別し、資源化事業者へ引き渡しています。

資源化の主な品目・資源化手段・資源化用途

品目	資源化手段	資源化用途
古紙類	材料リサイクル	紙製品・トイレットペーパー等
紙容器	材料リサイクル	紙製品・トイレットペーパー等
牛乳パック	材料リサイクル	紙製品・トイレットペーパー等
衣類	再生・再利用・材料リサイクル	再利用・工業用ウエス等
有色発泡トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
白色発泡トレイ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ペットボトル	材料リサイクル	再生繊維・製品
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル協会が指定	容器包装リサイクル協会が指定
硬質プラスチック	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
ビデオテープ	材料リサイクル	再生プラスチック製品等
破砕プラスチック	材料リサイクル	再生プラスチック製品
鉄	材料リサイクル	再生鉄製品等
落じん灰	材料リサイクル	レアメタル回収
スチール缶	材料リサイクル	再生スチール製品等

品目	資源化手段	資源化用途
アルミ缶	材料リサイクル	再生アルミ製品等
生きビン	再利用	リターナブルビン
カレット （ガラスビンを砕いたもの）	材料リサイクル	ガラス製品等
ガラス・陶磁器	再生砂として加工	再生砂等
乾電池	材料リサイクル	再生鉄製品等
小型充電式電池	材料リサイクル	金属材料等
蛍光管・電球等	材料リサイクル	蛍光管・ガラス製品・金属原料
使用済小型家電	材料リサイクル	再生金属製品・再生プラスチック製品
綿布団	再生・再利用・材料リサイクル	再利用
羽毛布団	再生羽毛製品	再生羽毛布団・羽毛製品等
木質家具	サーマルリサイクル	発電用燃料
廃食油	サーマルリサイクル・材料リサイクル	燃料・塗料用添加剤・樹脂製品・脂肪酸原料・飼料等
飛灰・残さ	材料リサイクル	エコセメント
焼却灰（固化灰の一部）	溶融処理	路盤材等
がれき・コンクリート製品	材料リサイクル	路盤材等

第6章　清掃事業費

1. 清掃事業費決算額

（1）歳入　　単位：円

款	節	内容	2022年度 決算額	2023年度 決算額	増減額
14.使用料及び手数料			1,663,899,845	1,649,833,145	−14,066,700
	使用済自動車引取業許可等手数料		114,900	35,100	−79,800
	廃棄物処理手数料		1,644,864,915	1,631,232,255	−13,632,660
	廃棄物処理業許可手数料		0	640,000	640,000
	バイオエネルギーセンター使用料		159,610	225,690	66,080
	し尿処理手数料		18,760,420	17,700,100	−1,060,320
15.国庫支出金			101,681,000	612,000,000	510,319,000
	循環型社会形成推進交付金		97,333,000	612,000,000	514,667,000
	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		4,348,000	0	−4,348,000
16.都支出金			2,275,000	456,840	−1,818,160
	環境政策推進区市町村補助		2,275,000	1,792,000	−483,000
	動物死体処理委託金		0	456,840	456,840
17.財産収入			457,016,683	417,782,110	−39,234,573
	土地建物貸付収入		0	13,643,000	13,643,000
	利子及び配当金		2,121,879	3,095,339	973,460
	物品売払収入		454,894,804	401,043,771	−53,851,033
19.繰入金			505,014,863	659,915,324	154,900,461
	基金繰入金		505,014,863	659,915,324	154,900,461
21.諸収入			337,231,220	184,811,484	−152,419,736
	雑入	廃棄物処理事業受託収入	0	4,693,203	4,693,203
		光熱水費使用料	2,564,814	1,441,493	−1,123,321
		講習会等参加費	0	27,000	27,000
		広告掲載料	1,400,400	1,200,000	−200,400
		三多摩は一つなり交流事業補助金	362,332	178,450	−183,882
		駐車場使用料	484,150	942,450	458,300
		余剰電力売払収入	197,171,800	176,050,200	−21,121,600
		原子力損害賠償金	89,100	90,000	900
		不法投棄未然防止事業協力金	119,900	113,850	−6,050
		電話使用料	41,004	42,961	1,957
		委員謝礼	91,520	15,000	−76,520
		光熱水費返還金	0	16,877	16,877
		土砂搬入収入	134,906,200	0	−134,906,200
21.市債			211,000,000	1,057,000,000	846,000,000
	廃棄物処理施設整備事業債		211,000,000	1,057,000,000	846,000,000
			3,278,118,611	4,581,798,903	1,303,680,292

■指定収集袋販売収入の内訳

廃棄物処理手数料のうち、指定収集袋販売収入の内訳は次のとおりです。　　単位：円

種類	2022年度 決算額	2023年度 決算額	増減額
燃やせるごみ	766,277,680	762,878,880	−3,398,800
燃やせないごみ	99,042,800	97,544,640	−1,498,160
容器包装プラスチック	23,251,200	23,400,000	148,800
事業系一般廃棄物	12,366,000	11,872,800	−493,200
計	917,746,640	895,696,320	−5,241,360

（2）　歳出　　単位：円

款	項	目	中事業	2022年度 決算額	2023年度 決算額	増減額
4.衛生費						
	3.清掃費			7,239,804,926	8,837,609,154	1,597,804,228
		1.ごみ政策費		2,296,640,353	2,234,262,584	−62,377,769
			職員人件費	167,838,868	166,561,043	−1,277,825
			一般廃棄物資源化基本計画推進事業	4,608,200	4,993,800	385,600
			廃棄物減量推進事業（環境政策課）	540,497,241	525,482,696	−15,014,545
			熱回収施設等周辺まちづくり整備事業（環境政策課）	44,000	8,948,500	8,904,500
			3R啓発事業	103,914,032	102,556,095	−1,357,937
			生ごみ自家処理推進事業	27,740,258	26,420,996	−1,319,262
			リサイクル広場事業	24,609,954	27,775,052	3,165,098
			プラスチックごみ減量推進事業	459,500	621,700	162,200
			廃棄物総合調整事務	391,770,450	384,009,702	−7,760,748
			広域廃棄物処理事業	1,035,157,850	986,893,000	−48,264,850
		2.循環型施設整備費		578,961,672	2,092,649,911	1,513,688,239
			職員人件費	140,940,120	144,038,577	3,098,457
			循環型施設整備課管理事務	132,964	68,665	−64,299
			循環型施設整備事業（収）	56,509,961	50,846,954	−5,663,007
			循環型施設整備事業（資）	381,378,627	1,897,695,715	1,516,317,088
		3.廃棄物処理費		2,022,215,377	2,128,745,502	106,530,125
			職員人件費	204,556,884	200,364,683	−4,192,201
			循環型施設管理課管理事務	8,481,501	3,893,756	−4,587,745
			バイオエネルギーセンター運営事業	1,037,905,247	1,145,001,868	107,096,621
			バイオエネルギーセンター施設管理事務	87,237,284	106,272,204	19,034,920
			リレーセンターみなみ事業	126,711,807	138,922,138	12,210,331
			境川クリーンセンター事業	72,039,551	72,059,172	19,621
			再資源化推進事業	194,210,129	186,313,431	−7,896,698
			剪定枝資源化事業	127,268,363	152,630,783	25,362,420
			最終処分場適正管理事業	163,804,611	103,157,467	−60,647,144
			最終処分場整備事業	163,804,611	20,130,000	−143,674,611
		4.ごみ収集費		2,269,799,454	2,309,136,652	39,337,198
			職員人件費	534,315,694	512,415,230	−21,900,464
			ごみ収集課管理事務	604,919	276,267	−328,652
			廃棄物収集事業	27,195,590	18,926,513	−8,269,077
			車両管理事務	34,296,751	43,902,235	9,605,484
			ごみ収集業務委託事業	1,668,916,206	1,728,448,617	59,532,411
			ごみ収集課システム管理事務	3,598,155	3,586,946	−11,209
			適正処理推進事業	872,139	1,580,844	708,705
		5.し尿処理費		72,188,070	72,814,505	626,435
			職員人件費	14,554,194	15,164,932	610,738
			し尿収集事業	57,633,876	57,649,573	15,697
				7,239,804,926	8,837,609,154	1,597,804,228

2. ごみ処理経費

2023 年度のごみ処理経費の総額は、78 億 7511 万 2789 円（歳入控除前）でした。主な内訳としては、ごみや資源物の収集運搬業務委託費、人件費、町田市バイオエネルギーセンターの施設管理運営費や所有する施設の減価償却費などです。一方で、ごみ処理手数料、資源物売払収入、基金繰入金といったごみ処理に係る歳入は、33 億 3156 万 8918 円でした。

2023 年度は 2022 年度と比較して、ごみ処理経費（歳入控除後）が町田市バイオエネルギーセンター運営費の増加などに伴い 4.0%増加し、ごみ量が 2.8%減少したため、ごみ処理原価は増加しています。

（1）2023 年度ごみ処理過程別・ごみ種別経費及び原価　　単位：円

区分		発生抑制※1	収集	中間処理※2	最終処分※3	計
燃やせる	経費（円）		1,191,982,079	2,863,160,676	813,626,090	4,868,768,845
	ごみ量（t）		60,908	78,916	7,869	
	原価（円/t）		19,570	36,281	103,390	
燃やせない	経費（円）		442,446,609	317,137,265	49,203,018	808,786,892
	ごみ量（t）		6,677	6,712	476	
	原価（円/t）		66,264	47,249	103,384	
粗大	経費（円）		160,803,966	155,795,347	25,312,023	341,911,336
	ごみ量（t）		1,575	3,464	245	
	原価（円/t）		102,098	44,976	103,473	
資源	経費（円）		680,891,269	530,520,728	0	1,211,411,997
	ごみ量（t）		14,552	7,069	0	
	原価（円/t）		46,790	75,049	0	
有害	経費（円）		10,526,341	15,582,568	0	26,108,909
	ごみ量（t）		150	150	0	
	原価（円/t）		70,176	103,884	0	
発生抑制	経費（円）	618,124,810				618,124,810
経費合計（円）※4		618,124,810	2,486,650,264	3,882,196,584	888,141,131	7,875,112,789
歳入※4		443,175,038	467,000,019	2,421,393,861	0	3,331,568,918
経費合計【歳入控除後】（円）		174,949,772	2,019,650,245	1,460,802,723	888,141,131	4,543,543,871
ごみ量（t）※5			83,862	96,311	8,590	
原価合計【歳入控除後】（円/t）			24,083	15,168	103,392	

※1　ごみの発生抑制を目的とした事業の実施に要した経費。指定収集袋の購入費等も含む

※2　清掃工場や町田市剪定枝資源化センター等の管理運営費

※3　残さの埋め立て、エコセメント化を行う東京たま広域資源循環組合への残さの運搬費用、負担金等

※4　ごみ処理経費及び歳入はごみ処理に係るもののみ算入しており清掃費全体の決算額とは異なる

※5　「ごみ量（t）」について、「中間処理」は「収集量」+「持込量」で「最終処分は焼却残さの量」また「資源」に含まれる紙資源は中間処理を行わないため中間処理のごみ量には含まれない

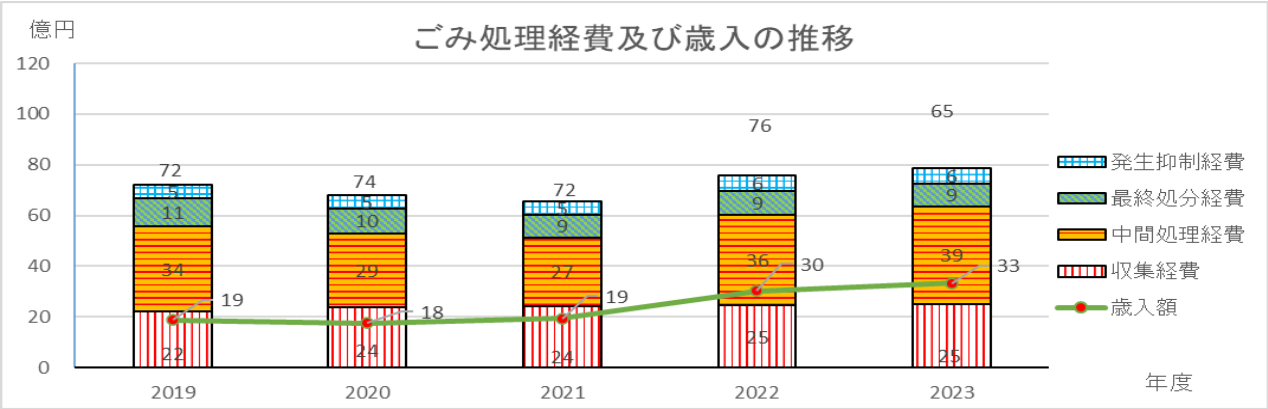

（2）ごみ処理原価の推移

%表示は前年度比

年度		2019	2020	2021	2022	2023	
人口（人）		429,058	429,200	430,607	431,153	430,685	−0.1%
世帯数（世帯）		197,558	199,736	202,737	205,236	206,896	0.8%
総ごみ量（t）		109,902	111,369	109,556	107,824	104,797	−2.8%
ごみ処理原価	経費合計（円）	7,214,286,875	6,805,720,450	6,555,663,315	7,570,382,852	7,875,112,789	4.0%
	1人あたり（円）	16,814	15,857	15,224	17,558	18,285	4.1%
	1世帯あたり（円）	36,512	34,074	32,336	36,886	38,063	3.2%
	1tあたり（円）	65,643	61,110	59,838	70,211	75,146	7.0%
ごみ処理原価（歳入控除後）	経費合計（円）	5,330,848,783	5,046,222,390	4,613,137,480	4,542,260,766	4,543,543,871	0.0%
	1人あたり（円）	12,425	11,757	10,713	10,535	10,550	0.1%
	1世帯あたり（円）	26,980	25,264	22,754	22,132	21,961	−0.8%
	1tあたり（円）	48,505	45,311	42,087	42,127	43,356	2.9%

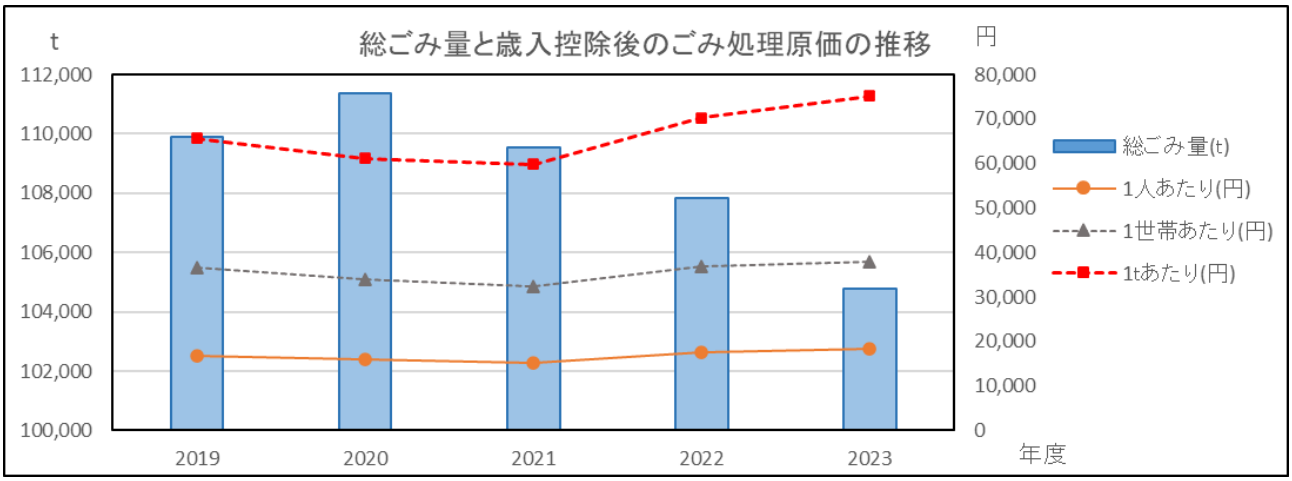

３. 指定収集袋販売収入の使い道

指定収集袋の販売収入から、指定収集袋の作製費、販売委託費等の必要経費を差し引いた金額を町田市廃棄物減量再資源化等推進整備基金として積立てています。積み立てた基金は、条例に基づきごみ減量・リサイクルを推進する事業やリサイクル施設の整備に使用しています。

2023 年度は、基金から 6 億 5991 万円を取り崩し、ペットボトルや剪定枝などの資源化、生ごみ処理機の普及やリサイクル広場の利用促進等の事業を実施しました。この金額は、2023 年度のごみ処理や資源化等にかかった費用総額（約 78.8 億円）の 8.4%にあたります。

（1）基金積立額　　単位：円

	項目	決算額
収入	廃棄物処理手数料（指定収集袋及び広告収入）	895,696,320
必要経費	指定収集袋作製委託	254,960,728
	家庭ごみ処理手数料収納事務委託	96,780,915
	指定収集袋保管・配送及び手数料収納管理委託	21,496,920
	その他経費	70,400
	合計	373,308,963

積立金（収入－必要経費）	522,387,357
その他積立金（利子及び配当金）	3,095,339

（2）基金取り崩し額内訳　　単位：円

	決算額
容器包装プラスチック収集・処理	191,905,700
循環型施設整備関連	959,036
ペットボトル収集・処理	105,684,000
ごみ減量意識普及関連（ごみ減量情報紙作成・配布　ほか）	11,498,302
剪定枝資源化センター運営関連	124,721,771
生ごみ処理機普及関連	26,570,696
リサイクル広場関連	27,774,052
収集カレンダー等作成・配付	14,129,310
使用済小型家電回収資源化関連	3,558,714
イベントごみ減量関連	16,131,590
破砕プラスチック再資源化業務委託	5,925,150
相原資源化施設(補助等除く基金対象分)	8,342,003
バイオガス施設運営費	122,715,000
合計	659,915,324

（3）積立額、取り崩し額の推移（翌年度精算分も含む）　　単位：円

年度	2019	2020	2021	2022	2023
積立額	566,024,652	596,472,499	589,517,057	522,060,033	525,482,696
取り崩し額	522,245,749	565,037,513	647,368,720	505,014,863	659,915,324

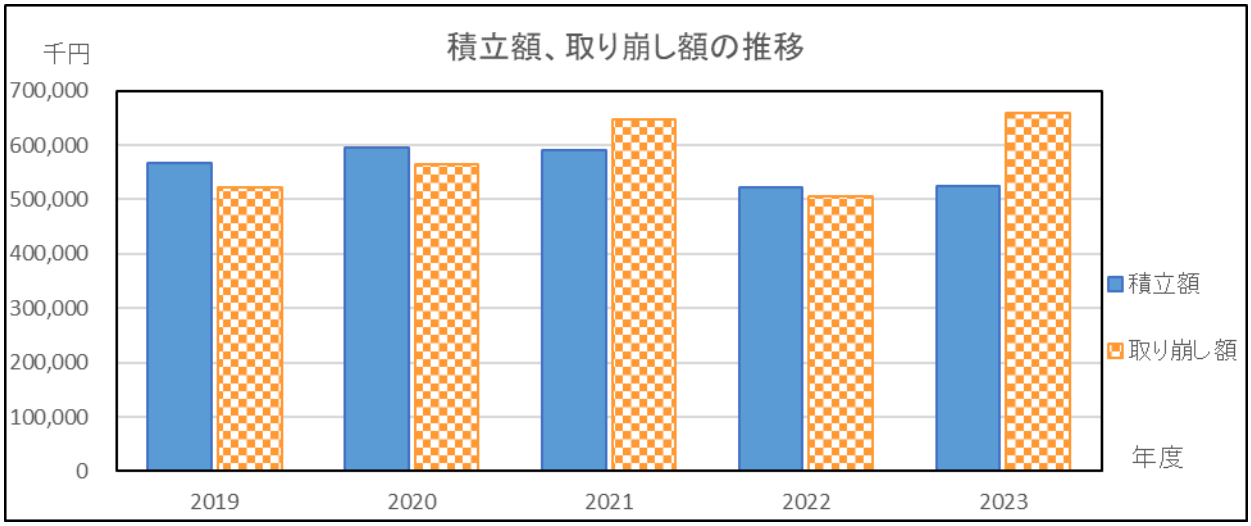

（4）基金残高の推移（3月31日時点）　　単位：円

年度	2019	2020	2021	2022	2023
基金残高	2,068,746,691	2,167,099,292	2,182,869,161	2,102,178,612	1,961,466,945

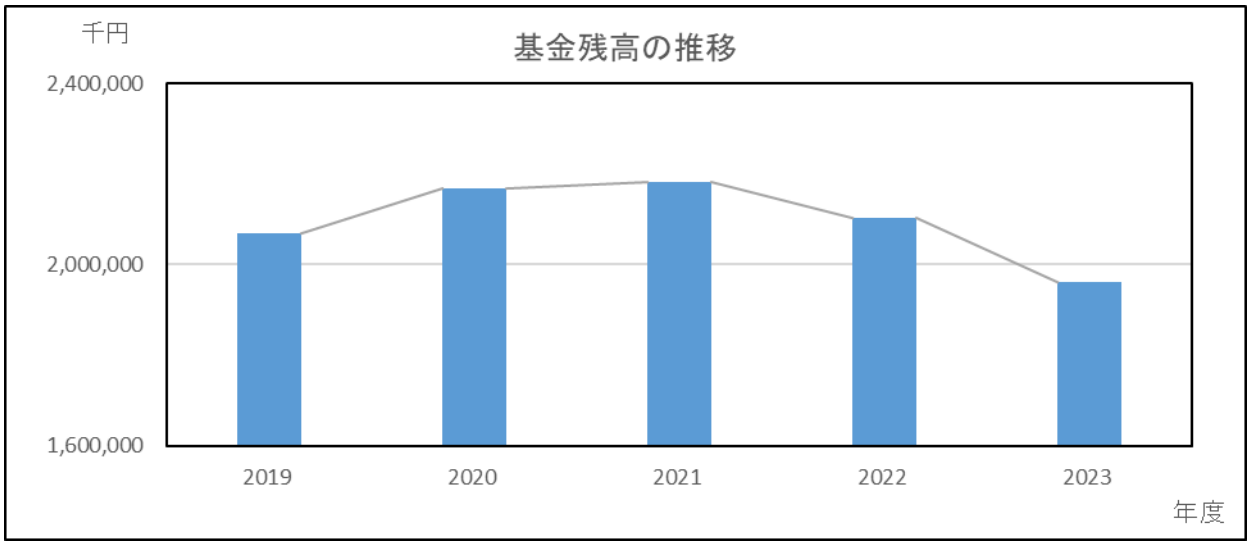

第7章 し尿処理事業

1. し尿処理事業の概要

町田市は、1958 年に市制施行され、多摩地域で 9 番目の市として誕生しました。

し尿は、比較的高い濃度の有機物と窒素やリンを含んでおり、貴重な肥料資源として農地還元され、悪臭やハエなどの問題を除けば特に支障はありませんでした。しかし、都市化による人口増加に加えて、 化学肥料の普及や伝染病、寄生虫等の問題が発生したことで、農地還元が限界になり、 余剰し尿が社会問題になってきました。

これらのことから、し尿を収集し集約的に処理することが急務となり、1960 年の都市計画決定を受け、 木曽町に 1961 年に 54kL／日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設（1976 年更新）を備えた「清掃第一事業場」（1991 年に施設名を「境川クリーンセンター」に変更）を設置し、し尿処理事業がスタートしました。

1965 年に 100kL／日の処理能力を持つ化学処理施設（老朽化に伴い 1986 年撤去）を、1973 年に 80kL／日の処理能力を持つ嫌気性消化処理施設を増設し、施設の充実を図りました。さらに、大型店舗や集合住宅から排出される合併処理浄化槽汚泥対策として、 1985 年に汚泥処理施設を設け、 町田市のし尿を全量施設内処理すべく努力してきました。また、臭気対策については、各々の施設ごとに、強臭系と弱臭系に分けて脱臭装置を設け、 適切な維持管理のもとに、効果を上げました。

その後、公共下水道の普及に伴い、生し尿の搬入量が年々減少したため、1996 年から一部施設を休止し、 1997 年からは全てのし尿処理施設を廃止して、し尿等（浄化槽汚泥含む）を、投入施設にて破砕・希釈後に全量下水道に放流していました。

2016 年度から投入施設の老朽化と敷地の有効利用を目的とした改修事業を始め、 2019 年に新しい投入施設が完成し、敷地面積が約 1.5ha から約 0.3ha に縮小しました。新たな投入施設では、 し尿等の汚泥を脱水することで、清掃工場の焼却炉の燃焼を助ける助燃剤を生成し、分離液を希釈後に全量下水道に放流しています。臭気対策については、従来の活性炭に加えて、強臭対策のために薬品を使用した脱臭設備を備えています。

事業者のし尿の収集業務は、 当初数社のくみ取り業者が有料で収集を行っていましたが、1966 年に統合され、現在に至ります。

一般家庭のし尿のくみ取りは、1970 年から無料で行い、1980 年からは浄化槽の清掃補助を開始しました。

公共下水道の普及に伴い 1995 年から、公共下水道利用者との負担の公平化と更なる普及を図る観点から、公共下水道の供用開始後 3 年を経過した区域においては、 し尿くみ取りを有料とし浄化槽の清掃補助は廃止しました。

2000 年からは、浄化槽清掃補助を公共下水道供用開始年度の次年度までとし、補助期間を短縮しました。一方、建築確認申請（浄化槽設置届）がない浄化槽については新たに浄化槽清掃補助を行うことになりました。

2017 年には、2016 年に定めた「町田市公共用水域水質改善 10 ヶ年計画」に基づき、し尿くみ取り料金の改定と浄化槽清掃補助の改正を行いました。これにより、一般家庭のし尿くみ取り料金をすべて有料とし、また浄化槽法の三大義務（清掃・保守点検・法定検査）の実施を補助要件とする浄化槽維持管理費補助制度を開始しました。

その他、1971 年には、周辺住民代表と市で構成する町田市清掃第一事業所運営協議会（現町田市境川クリーンセンター運営協議会）を、周辺環境の向上と公害の発生を未然に防止する目的で設置し、現在に至っています。また、2013 年には、災害時に避難施設等からのし尿収集をスムーズに行えるよう、（株）町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結しました。

以上のように町田市では、快適な市民生活と環境保全、ならびに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と投入施設の保守及び適正な運転管理を行っています。

2. し尿処理施設概要

名称 / 区分	境川クリーンセンター し尿等投入施設
所在地	木曽東二丁目 1 番 1 号
敷地面積	2,433 ㎡(+緩衝帯約 500 ㎡)
延床面積	760 ㎡(+地下水槽 168 ㎡)
着工・しゅん工年月	2017 年 9 月～2019 年 3 月
処理能力	41.5kL/日

外 観 写 真

処理の流れ

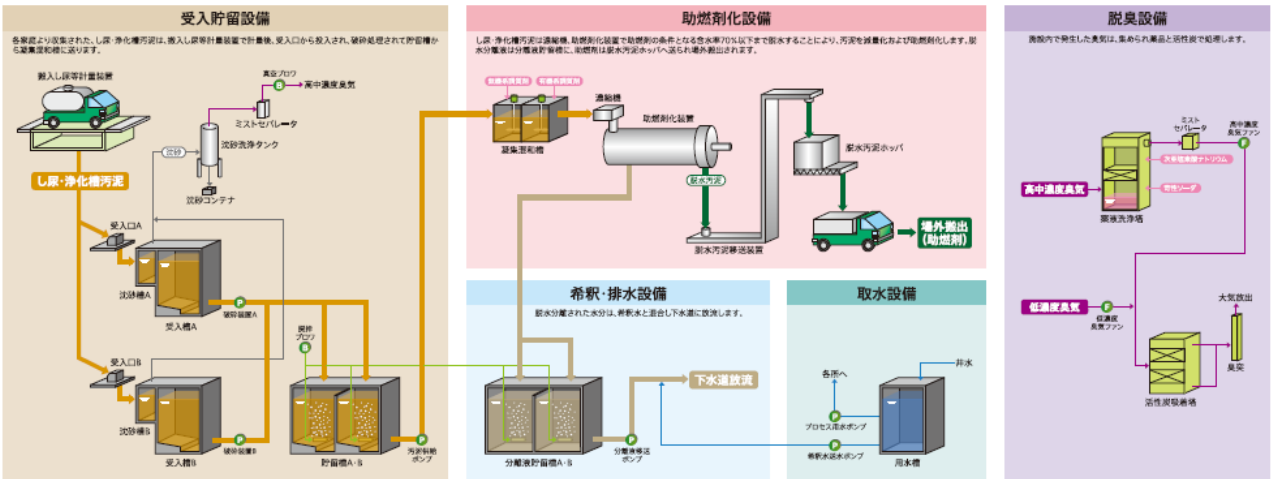

3. し尿処理状況

年度別し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量

単位:kL

年度	生し尿	浄化槽汚泥	ディスポーザ※汚泥	合計
2019	1,044	6,022	86	7,152
2020	978	5,897	105	6,980
2021	945	5,666	95	6,706
2022	882	5,273	236	6,391
2023	834	5,175	86	6,095

※ディスポーザとは、台所のシンク下へ設置して生ごみを水と一緒に粉砕処理し、下水道へ流下する機器です。メンテナンスの際に発生するディスポーザ汚泥を搬入しています。

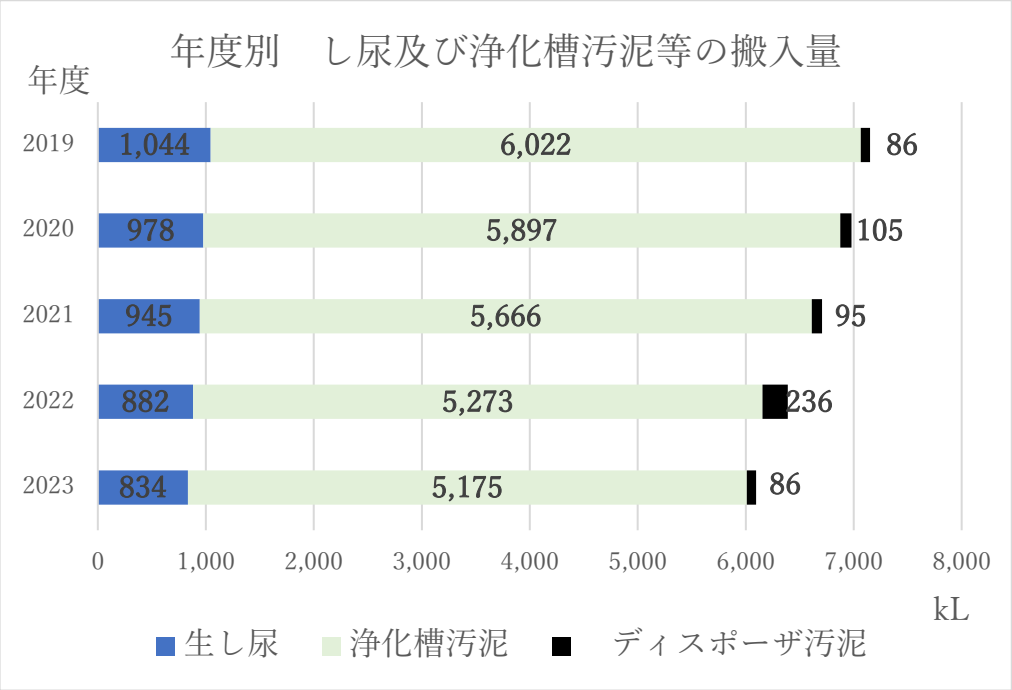
年度別　し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量
年度
2019
2020
2021
2022
2023
1,044
6,022
86
978
5,897
105
945
5,666
95
882
5,273
236
834
5,175
86
0
1,000
2,000
3,000
4,000
5,000
6,000
7,000
8,000
kL
生し尿
浄化槽汚泥
ディスポーザ汚泥

第8章　資料編

1. ごみ処理施設

（1）町田市バイオエネルギーセンター

名称 区分	町田市バイオエネルギーセンター 熱回収施設（焼却施設）
所在地	町田市下小山田町 3160 番地
敷地面積	76,624 ㎡
造成面積	55,489 ㎡
主要建築物 （延床面積）	工場棟（17,372 ㎡） （洗車場含む）
	管理棟（6,197 ㎡） （グリーンウォーク、渡り廊下、駐車場上屋含む）
	ストックヤード棟〔2024 年度完成予定〕（1,261 ㎡）
	合計　24,830 ㎡
着工・ しゅん工年月日	2017 年 7 月 1 日～2021 年 12 月 31 日（管理棟・工場棟） 2024 年 9 月 30 日予定（緑の広場、ストックヤード棟等）
焼却炉	129t/日×2 炉
不燃・粗大破砕機	47t/日（5 時間）
施工業者	（株）タクマ

■清掃工場の概要

受入供給設備	トラックスケール	自動計量デジタル指示式 搬入用　2 台、搬出用　2 台 （30t　3.0m×10.0m）
	プラットホーム	エアーカーテン密閉構造 屋内負圧方式 可燃ごみ投入口（4t 車用　6 箇所） （10t 車用　1 箇所） 不燃粗大ごみ投入口　1 箇所（直投）
	可燃ごみピット	6,900 ㎥（258t×7 日分）
	可燃ごみ供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 2 基 吊り上げ荷重 7.4t、バケット切り取り容量 8 ㎥
	給じん装置	水平単段プッシャ式 2 基（1 炉 1 基） 油圧駆動方式 能力 5,375kg/時間
焼却設備	焼却炉	ストーカ方式（全連続燃焼式） 129t/日×2 基 油圧駆動方式 火格子面積：30.81 ㎡ ストーカ構成：乾燥ストーカ、第１燃焼ストーカ、第２燃焼ストーカ、後燃焼ストーカ
	助燃バーナー	助燃バーナー4 基（1 炉 2 基） 都市ガス（13A） 450N ㎥/時間×2 基×1/炉

燃焼ガス冷却設備	自然循環式ボイラ	2 基（1 炉 1 基） 蒸気発生量　17,300kg/時間 常用圧力　　5.0MPa
排ガス処理設備	バグフィルター	No.1 バグフィルター　2 基（1 炉 1 基） 〔ガス量 30,300N ㎥/時間・設計温度 230℃〕 入口含塵量　5.15g/N ㎥以下 出口含塵量　0.0045g/N ㎥以下 No.2 バグフィルター　2 基（1 炉 1 基） 〔ガス量 28,300N ㎥/時間・設計温度 230℃〕 入口含塵量　0.85g/N ㎥以下 出口含塵量　0.0045g/N ㎥以下
	有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置 乾式消石灰噴霧方式 消石灰貯槽　27 ㎥×2 基 集じん装置用薬剤輸送ブロア 9.7 ㎥/分（No.1 用）　3.8 ㎥/分（No.2 用）
	活性炭供給装置	〔常時〕 活性炭貯留タンク 10 ㎥ ※薬剤輸送ブロアは集じん装置用薬剤輸送ブロアを共用
	触媒反応塔	触媒脱硝法 2基（1炉1基） ガス量 27,600N ㎥/時間 使用薬剤　アンモニア水
排水処理設備	—	工場排水は、場内処理のうえ下水道放流（一部再利用）
余熱利用設備	蒸気タービン	抽気復水タービン　1基 主蒸気流量　最大 28,159kg/時間
	発電機	三相交流同期発電機　1基 出力 6,912kVA（6,220kW）　回転数 1,500rpm　電圧 6,600V　電流 605A
灰出設備	焼却灰選別機	〔粒度選別機・磁選機〕 鉄分・残さ選別
	貯留設備	選別灰ピット　110 ㎥×1 基 鉄ピット　80 ㎥×1 基
灰処理施設	飛灰貯留槽	容量　50 ㎥×1 基
	固化用薬剤貯槽	容量　1.75 ㎥×1 基
	固化機	0.63t/時間×1 基
	固化品ストックバンカー	処理飛灰ピット容積　60 ㎥
	乾灰搬出装置	処理能力　14t/時間　1 基

粗大ごみ破砕設備	粗大ごみピット	約 1,800 ㎥
	粗大ごみ 供給クレーン	油圧開閉クラブバケット付天井走行クレーン 1 基 吊り上げ荷重 2.92t、バケット切り取り容量 3.1 ㎥
	破砕機	竪型高速回転式 （破砕能力　11.5t/時間）
	磁力選別機	吊下式　1 基 ベルト速度　77m/分 （破砕物）　9.2t/時間 （鉄）　1.8t/時間
	アルミ選別機	永磁ドラム回転式　1 基 ベルト速度　70m/分 （破砕物）　7.5t/時間 （アルミ）　0.18t/時間
	貯留ホッパ	アルミ類貯留ホッパ 1基　有効容量：16.3 ㎥ 鉄類貯留ホッパ 1基　有効容量：16.3 ㎥
	バグフィルター	バグフィルター　1 基 処理風量：540 ㎥/分 出口粉じん濃度：0.005g/N ㎥以下
バイオガス化施設	前処理設備	機械式破砕選別装置 処理能力 3.2t/時間　2 基
	生ごみピット	530 ㎥
	発酵槽	乾式メタン発酵槽　2 基 直径 6.4m × 長さ 32m
	ガス貯留槽地	外部鋼板メンブレン 440 ㎥　1 基
	ガス発電機	ガスエンジン　4 基（うち予備 1 基） 出力 250kW/基
その他	搬入・搬出管理	自動計量及び料金等の表示 日報・月報・年報の作成
	焼却施設管理	クレーン投入量自動計重 クレーン稼動状況記録 クレーン関係日・月・年報作成 プラント運転指示及び記録 プラント運転日・月・年報作成
	環境 モニタリング	排ガス観測 排水観測 深井戸観測

■2023 年度　電力量・蒸気量（熱量換算）実績

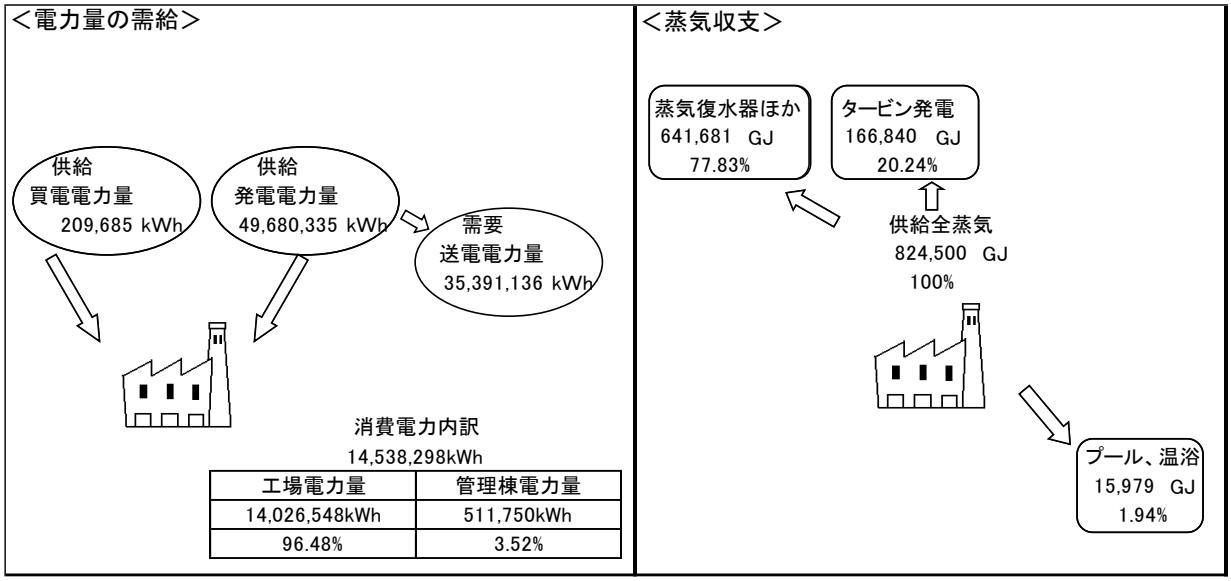

※計器誤差のため、供給と需要の差し引き電力が消費電力内訳と合わないことがあります。

町田市バイオエネルギーセンター施設配置図

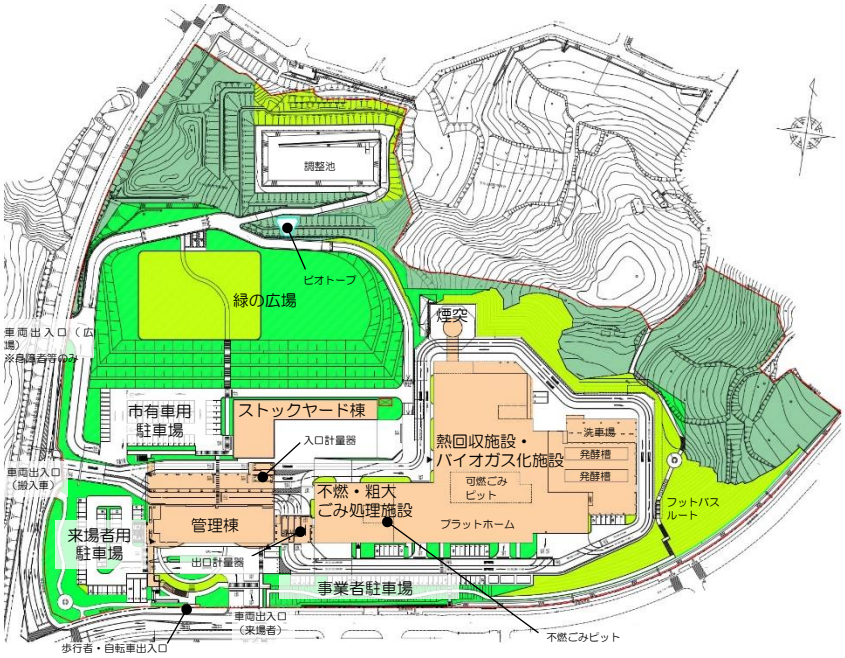

町田市バイオエネルギーセンター外観　　2022 年 1 月撮影

＜熱回収施設（焼却施設）＞

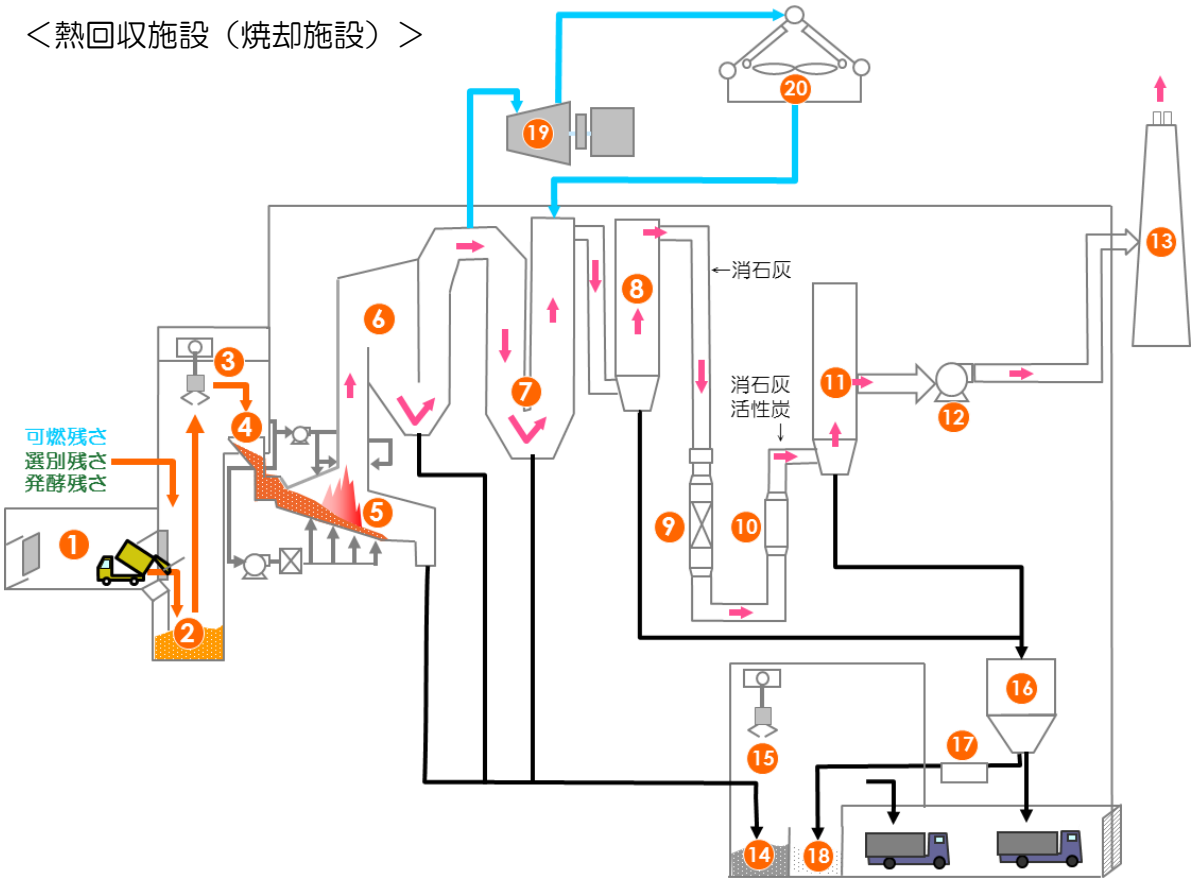

1 プラットホーム
2 燃やせるごみピット
3 ごみクレーン
4 ごみ投入ホッパ
5 燃焼装置
6 ボイラ
7 エコノマイザ
8 No.1集じん装置
9 窒素酸化物除去装置
10 排熱回収熱交換器
11 No.2集じん装置
12 誘引送風機
13 煙突
14 灰ピット
15 灰クレーン
16 飛灰貯留槽
17 混練機
18 処理飛灰ピット
19 蒸気タービン
20 蒸気復水器

＜不燃・粗大ごみ処理施設＞

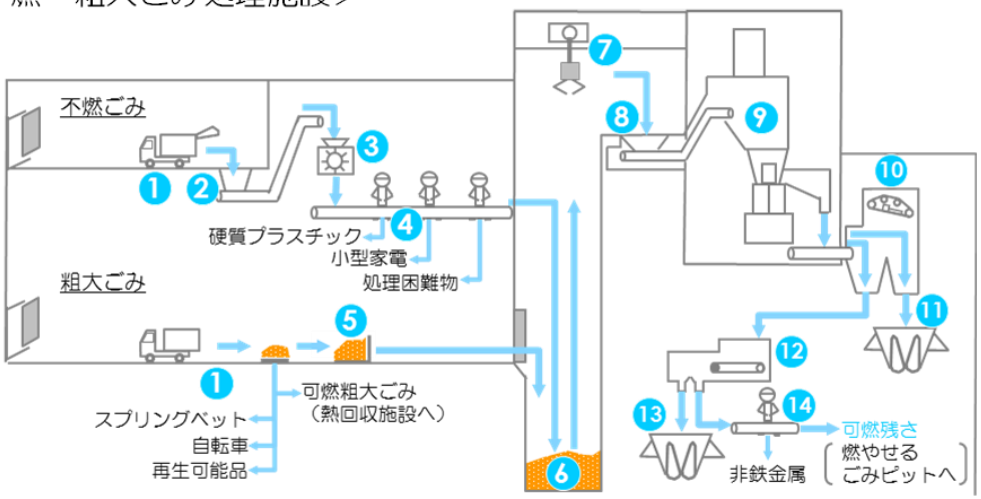

1 プラットホーム
2 受入ホッパ
3 破袋機
4 手選別コンベヤ
5 受入ヤード
6 ごみピット
7 ごみクレーン
8 ごみ受入ホッパ
9 高速回転破砕機
10 磁力選別機
11 鉄類貯留ホッパ
12 アルミ選別機
13 アルミ類貯留ホッパ
14 残さ搬送コンベヤ

＜バイオガス化施設＞

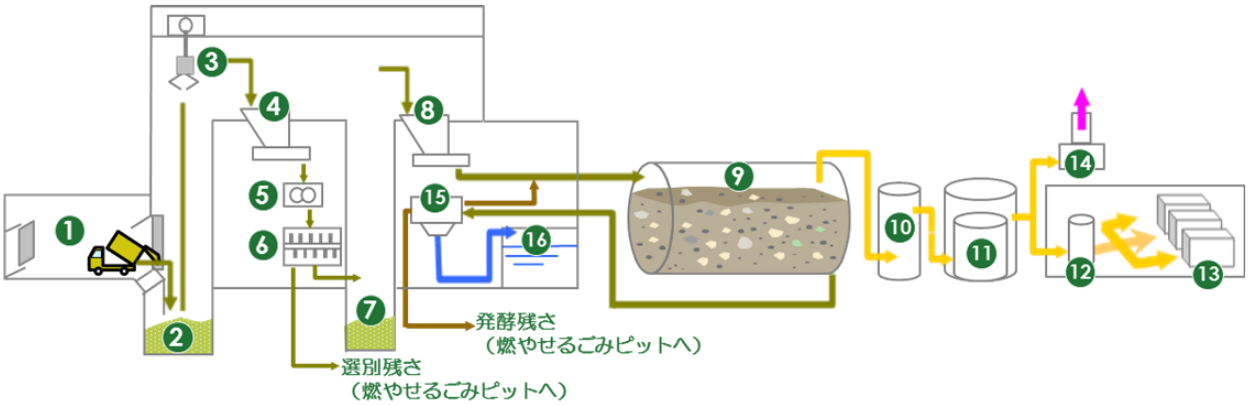

1 プラットホーム※
2 燃やせるごみピット※
3 ごみクレーン※
4 破砕選別対象ごみホッパ
5 破砕装置
6 破砕選別装置
7 生ごみピット
8 バイオガス化ごみホッパ
9 発酵槽
10 脱硫装置
11 ガス貯留装置
12 微量有害物除去装置
13 ガス発電機
14 余剰ガス燃焼装置
15 脱水設備
16 分離水処理設備

※熱回収施設と兼用

（2）埋立処分地

名称	町田市一般廃棄物最終処分場
区分	最終処分場
所在地	下小山田町 3267 番地
用地面積	128,996 ㎡
埋立地供用面積	65,268 ㎡
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1981 年 6 月
容量	638,822m³ 池の辺埋立区　402,000 ㎥ 峠谷埋立区　236,822 ㎥
埋立方式	サンドイッチ工法
施工業者	銭高組、三機工業
事業費	774,060 千円（用地費を除く）
財源内訳	国庫補助金 353,982 千円　市債 297,100 千円 都補助 60,756 千円　一般財源 62,222 千円

池の辺埋立区

峠谷埋立区

（3）排水浄化センター

名称	町田市清掃第二事業場排水浄化センター
区分	最終処分場浸出水処理施設
所在地	下小山田町 3239 番地 1
用地面積	3,563.52 ㎡
着工・しゅん工年月	1976 年 10 月～1978 年 3 月
型式	標準活性汚泥法
処理能力	600 ㎥／日

排水浄化センター外観

（4）リレーセンターみなみ

名称	リレーセンターみなみ
区分	①　燃やせるごみ中継施設　②容器包装プラスチック圧縮梱包施設
所在地	南町田二丁目 6 番 14 号
敷地面積	1,024.4 ㎡
着工・しゅん工年月	①　1984 年 3 月～1985 年 2 月　②2014 年 12 月～2016 年 1 月
処理能力	①　100t／日　②4.9t／日
工事費	①7 億 4,800 万円　②2 億 9,916 万円

■設備概要

可燃ごみホッパー	容量　約 50 ㎥ ごみ量検知装置 薬剤散布装置
可燃ごみ機械設備	コンパクター コンテナ横移動装置 ターンテーブル トラックスケール式
コンテナ	容積　18 ㎥×5 台　ごみ積載量　6.7t
容器包装プラスチック圧縮梱包設備	破袋機　手選別コンベヤ　圧縮梱包設備 処理能力　4.9t／日

リレーセンターみなみ外観

（5）町田市剪定枝資源化センター

名称 / 区分	町田市剪定枝資源化センター 剪定枝たい肥を生産する施設
所在地	小野路町 3332 番地
敷地面積	6,773.34 ㎡
建築物	破砕棟 （351.90 ㎥） 発酵分解棟 （2,495.48 ㎥） 事務所棟（137.70 ㎡） ポンプ棟（8.80 ㎡）
機械設備	一次破砕機 1 基、植繊機（膨潤機）1 基、定量供給装置一式、撹拌機 3 基、トラックスケール一式
着工・しゅん工年月	2006 年 12 月～2008 年 3 月
処理能力	10t／日（3,000t／年）
工事費	9 億 9,572 万 4 千円

町田市剪定枝資源化センター

（6）清掃第二事業場

名称 / 区分	清掃第二事業場 ① ビン選別施設、②カン選別・圧縮施設
所在地	下小山田町 3267 番地
処理能力	① 16t／日、②4.5t／日
稼働年月	① 1969 年 3 月、②1977 年 3 月

2. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画

計画策定の目的

町田市（以下、「当市」という。）では 2011 年 4 月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」、2015 年 11 月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を目指し、3R の推進、資源化施設等の整備など様々な施策を進めてきました。ごみ量の推移や質の変化、社会情勢の変化等、当市を取り巻く環境の変化に対応し、更なる減量や資源化等の取り組みを進めるため、新たに「第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当市における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

計画の位置づけ

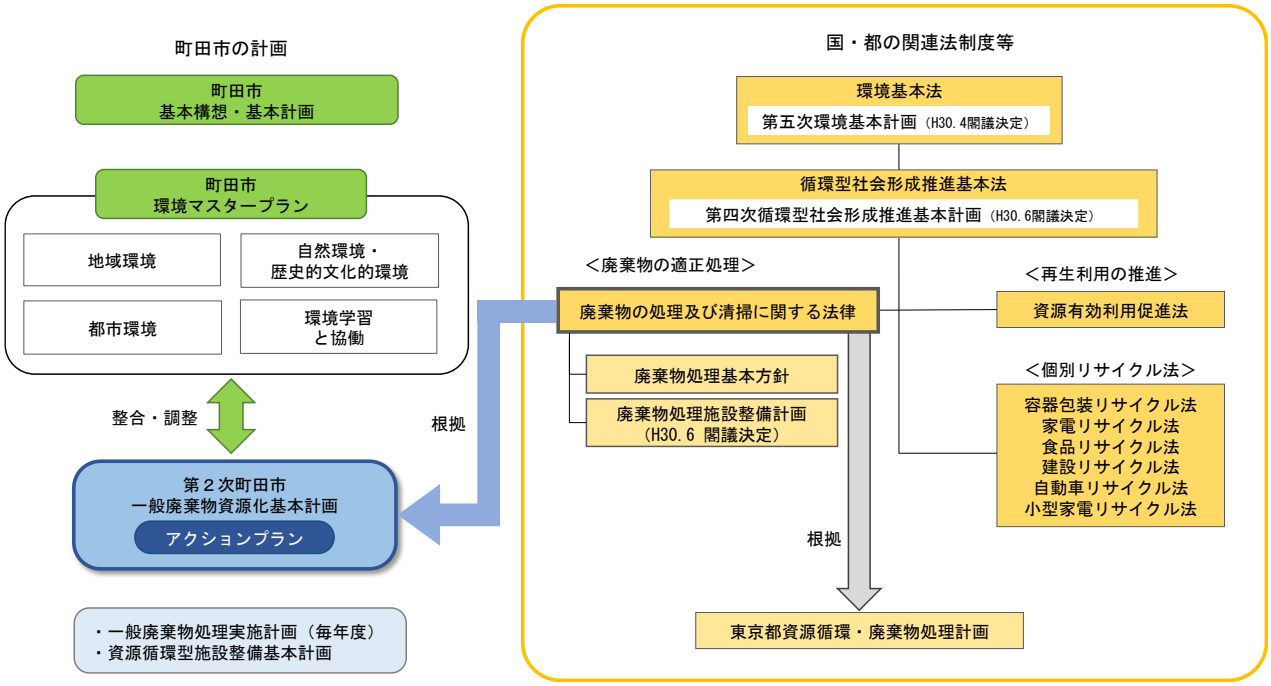

計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。また、中間目標年度を 2025 年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

本計画の期間

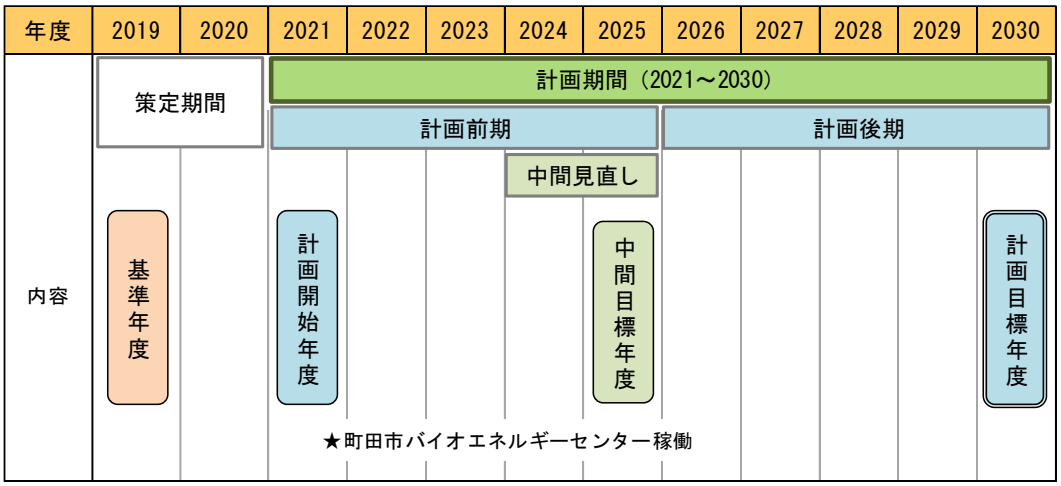

市を取り巻く社会情勢

1　世界的動向

（1）　世界共通の行動目標、SDGsを国連サミットで採択

（2）　海洋プラスチック問題やアジア諸国による廃プラスチック等の輸入規制

2　国の動向

（1）　SDGsの達成に向けた食品ロスの削減を推進

（2）　災害時等における一般廃棄物処理事業の継続性の確保を要請

（3）　新型コロナウイルス感染症による社会変化に伴う廃棄物分野における対応

3　東京都の動向

（1）　持続可能な資源利用の定着と食品ロス発生量実質ゼロを目指す

（2）　CO2実質ゼロの持続可能なプラスチック利用の実現

前計画の評価

2019 年度のごみとして処理する量は 94,309tと基準年度に比べ 5.2%減少していますが、2020 年度の目標である 40%削減までは、あと約 34,000tの削減が必要となっており目標達成は困難な状況です。

【全体目標】ごみとして処理する量の 40%削減の達成状況

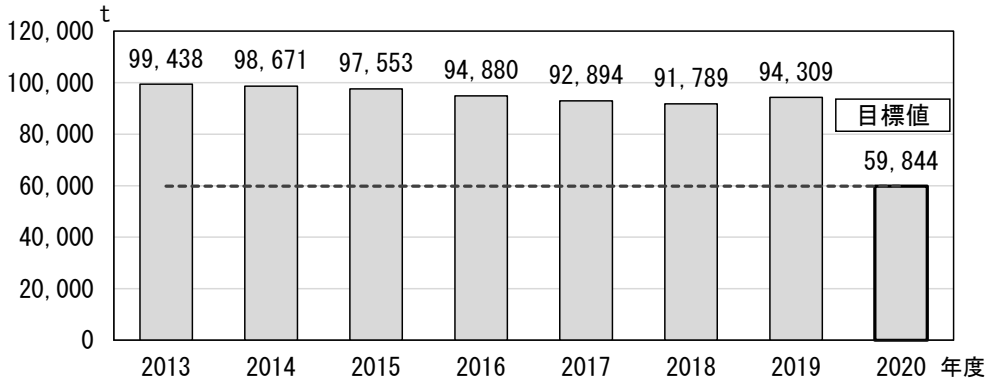

他市との比較

1　市民1人1日当たりのごみ量（資源を含む）

当市の 2019 年度における市民1人1日当たりのごみ量は 767.9g/人・日で、多摩地域 26 市中 19 位、上位 3 市と比較すると 100g 以上多くなっています。

内訳をみると家庭系ごみ（資源を除く）が 26 市中 21 位、事業系ごみは 19 位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

多摩地域各市の1人1日当たりのごみ量（資源を含む）

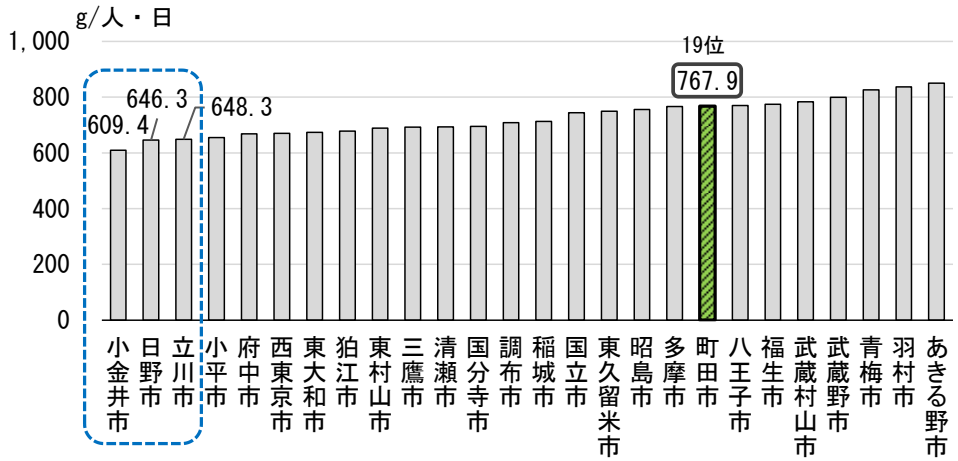

2　資源化率

2019 年度の資源化率は 24.8%で、多摩地域上位 3 市と比較すると 10 ポイント以上低い状況です。また、1人1日当たりの資源ごみの量は、26 市中 21 位で、他市と比較して資源化しているごみ量が少なくなっています。

その要因の 1 つは、当市は容器包装プラスチックの資源化を市内全域で行っていないことが挙げられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

多摩地域各市の資源化率

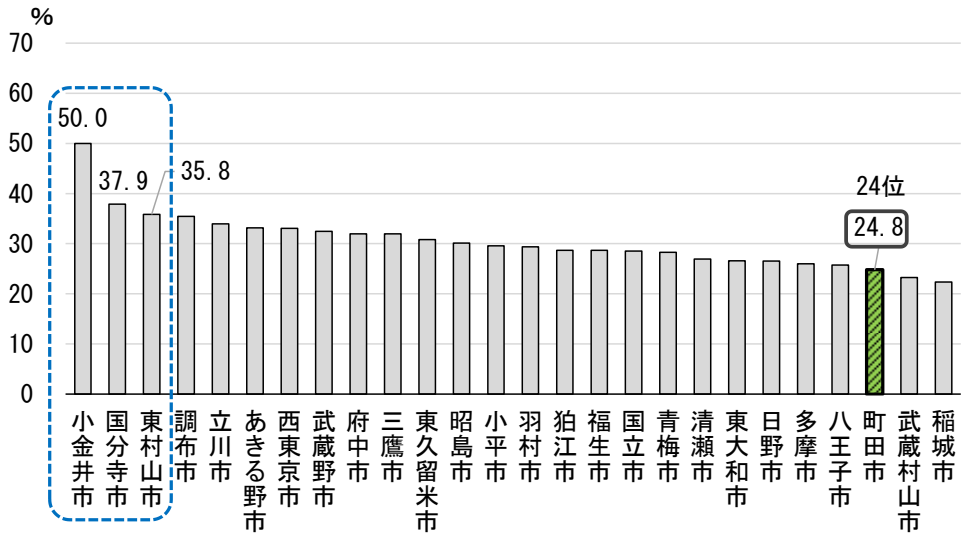

課題の整理

1　ごみの発生抑制に向けた取組の推進

（１）市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足
（２）市民・事業者との協働の更なる推進
（３）生ごみの削減・資源化の推進
（４）事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

2　資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

（１）市民への分別協力を促す取組の更なる推進
（２）資源化量増加に向けた仕組みの検討
（３）増加しているごみへの対策の検討

3　資源ごみの安定的な処理

（１）資源化施設の早期整備

4　社会情勢や環境変化への対応

（１）ＳＤＧｓの達成に向けた啓発活動の推進
（２）廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

5　災害対応能力の強化

（１）災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化
（２）平常時からの啓発活動の実施

6　確実なごみ収集の実施

（１）効率的なごみ収集・処理体制の構築
（２）誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

7　コスト意識を持った施策への展開

（１）費用対効果を意識した手法の検討
（２）コスト削減と歳入の確保

基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量（資源を含む）の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するため、5 つの基本方針を次のとおり定めます。

基　本　理　念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1　市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

○市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
○子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2　家庭系ごみの減量を進めます。

○食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
○プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3　事業系ごみの減量を進めます。

○事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4　環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

○エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
○生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
○ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。
○費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5　社会的課題への対応を強化します。

○災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
○超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

目　標

東京都が 2019 年 12 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030 年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の 3 点が掲げられています。

①一般廃棄物のリサイクル率 37%
②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減（2017 年度比）
③食品ロス発生量 50%削減（2000 年度比）

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定しました。

全体目標1	「1人1日当たりのごみ排出量」を「2019 年度比 7%削減」します。

発生抑制を重視し、総ごみ量（資源を含む）を 120,594t（2019 年度）から 109,094t（2030 年度）へ削減します。1人1日当たりに換算すると 768g/人・日（2019 年度）から 714g/人・日（2030 年度）へ約 7%削減します。

全体目標2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、資源化率の向上に向けた取組を進め、31%（2019 年度）から 40%（2030 年度）へ 9 ポイント向上させます。

全体目標3	「温室効果ガス排出量」を「2019 年度比 30%削減」します。

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約 34,000 t-CO2（2019 年度）から約 24,000 t-CO2（2030 年度）へ約 30%削減します。

ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

単位：t

		種別	取組	発生抑制	資源化	計
町田市の目標	市民の目標	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	4,000	－	11,000
		紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	－	1,000	
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチックの削減	2,000	－	
			・容器包装プラスチックの適正排出	－	4,000	
	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	2,000	－	2,000
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチック資源化施設の整備	－	(4,000)	3,500
		その他	・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	3,500	－	

※（　）は再掲

目標達成時の総ごみ量

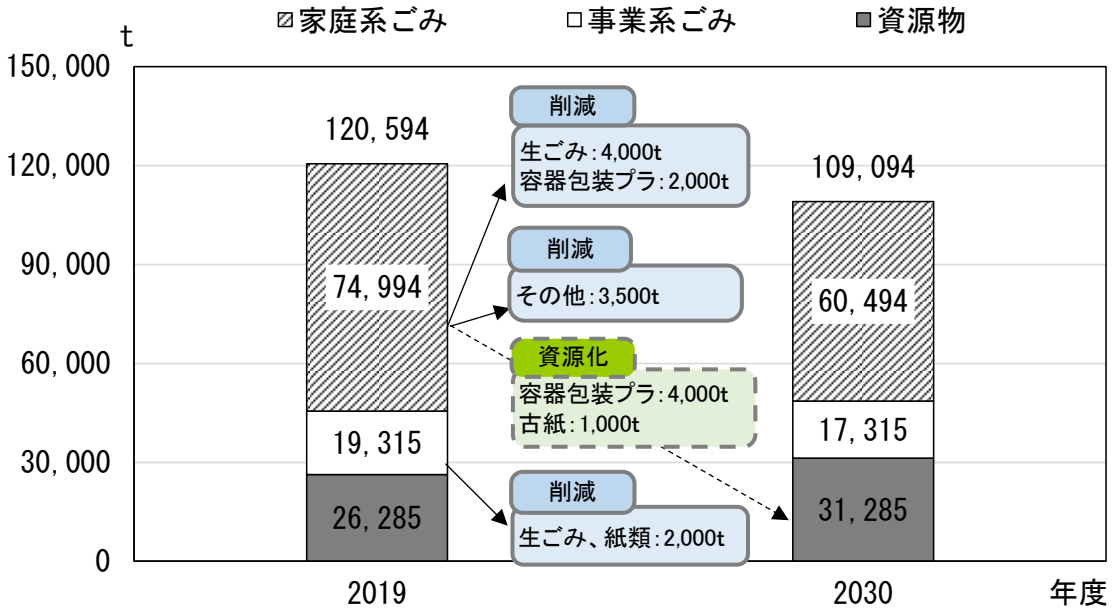

1人1日当たりのごみ排出量 768g/人・日 ---7%削減---→ 714g/人・日

目標達成時の資源化量

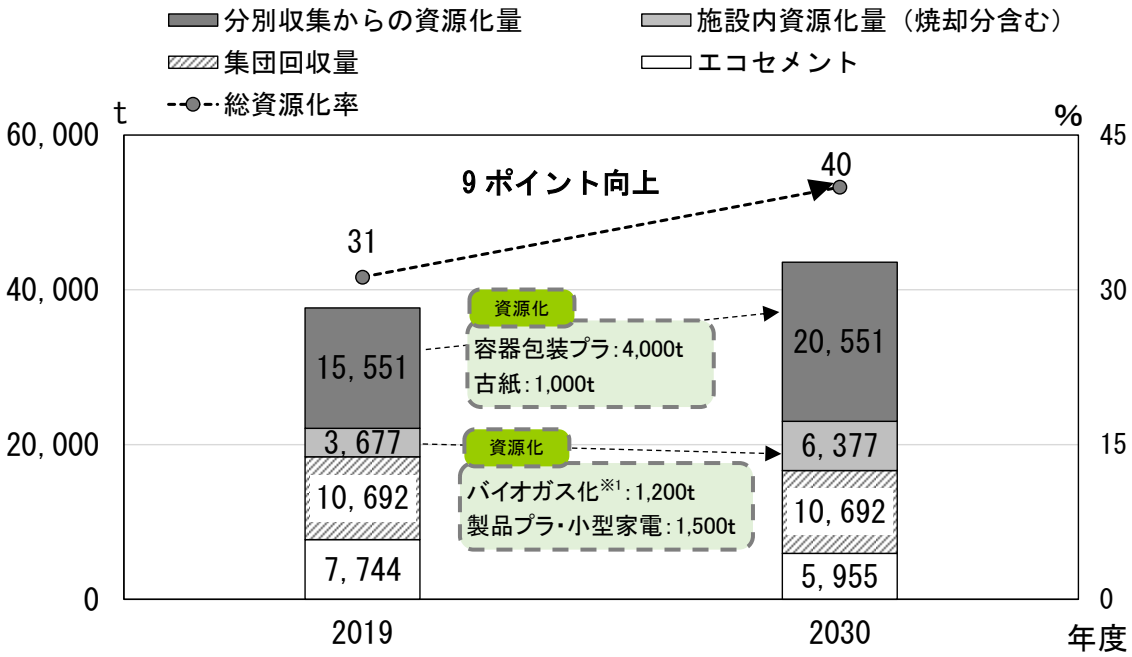

資源化量 37,664t ---→ 43,575t

※1 バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

施策の体系

目標の達成に向け、5 つの基本方針に沿って、様々な施策を展開していきます。

別途作成するアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標とともに定めます。

基　本　理　念

町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針	基本施策	対応する課題
基本方針１ 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。	１−１　市民との連携による取組の推進	１・２
	１−２　事業者・各種団体との連携による取組の推進	
	１−３　市民や事業者の主体的取組の支援	
基本方針２ 家庭系ごみの減量を進めます。	２−１　生ごみの減量の推進	１・２・４
	２−２　プラスチックごみの減量の推進	１・２・４
	２−３　その他の家庭系ごみの減量の推進	１・２
	２−４　家庭系ごみ処理手数料の見直し検討	４・７
基本方針３ 事業系ごみの減量を進めます。	３−１　事業系ごみの適正排出の推進	１
	３−２　事業系ごみの減量の促進	１・２・４
	３−３　事業系ごみ処理手数料の見直し検討	４・７
基本方針４ 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。	４−１　一般廃棄物処理施設の整備	３・７
	４−２　収集体制の整備	６・７
	４−３　資源の有効活用の推進	２・４・７
基本方針５ 社会的課題への対応を強化します。	５−１　災害時等のごみ処理に関する対応力強化	６
	５−２　超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応	６・７
	５−３　不適正処理防止対策	

全体目標①②③

- 全体目標①「１人１日当たりごみ排出量」を「2019年度比7%削減」します。
- 全体目標②「総資源化率」を「40%」まで高めます。

全体目標②③

- 全体目標③「温室効果ガス排出量」を「2019年度比30%削減」します。

関連するＳＤＧｓのゴール

計画の進行管理

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

3. 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン

（1）概要

町田市では、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を 2021 年 3 月に策定しました。第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、基本計画に基づき、ごみの減量・資源化に向けて、町田市（以下、当市という。）が市民・事業者と協働で推進していく具体的な取組を示した行動計画です。

（2）アクションプランの目標

《2025 年度までに「ごみ量 5,500 トン削減、資源化量 700 トン増加」》

家庭系ごみは、生ごみの減量や容器包装プラスチックの削減等に取り組むことで、4,500 トンの削減と、ごみの分別徹底等により古紙や容器包装プラスチックの回収を促進することで、700 トンの資源化量の増加を目指します。

事業系ごみは、適正排出のための情報提供、訪問指導の実施、生ごみの減量や古紙の資源化等の推進により 1,000 トンの削減を目指します。

2025 年度までのごみ種別ごとの削減量・資源化量の目標

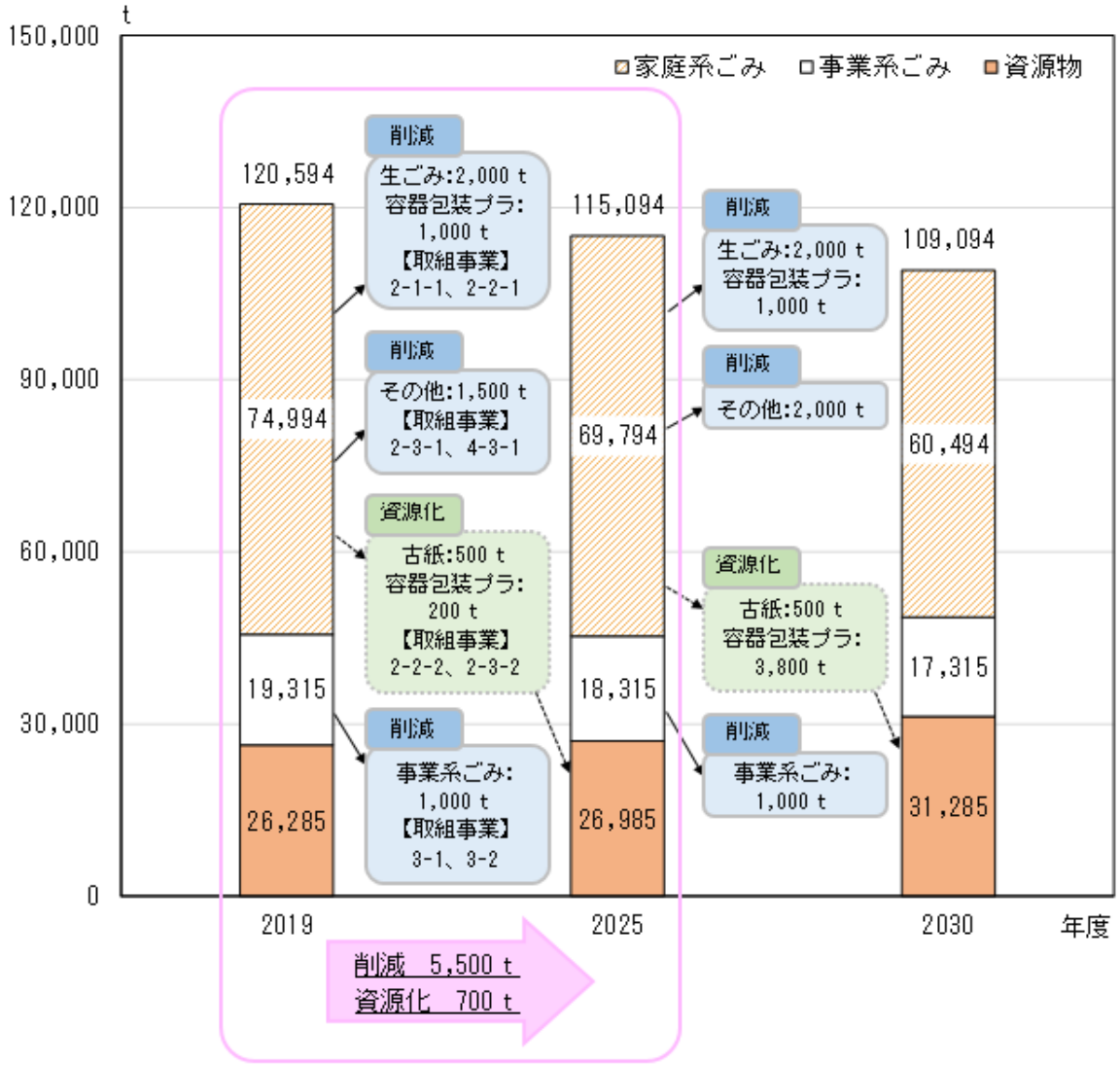

４. 第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果

計画に従って施策が確実に実行されているか、施策が十分に効果を上げているか等を確認するため、市民、事業者、学識経験者で構成される「町田市廃棄物減量等推進審議会」が 7 月に開催され、2023 年度の第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプランの取り組みについて進捗点検を行いました。以下は、進捗点検結果について、審議会からの報告書です。報告書は市ホームページでも公表しています。

2024 年7月 29 日

町田市長　石　阪　丈　一　様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会　長　　山　下　　英　俊

2023 年度第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画の
進捗点検の結果について（報告）

2024 年度第 1 回（2024 年 5 月 20 日開催）、第 2 回（2024 年 7 月 29 日開催）町田市廃棄物減量等推進審議会において、2023 年度の第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画およびアクションプランについて進捗点検を行いました。その結果を、下記のとおり報告します。

記

2021 年 3 月（2020 年度）に策定した「第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画」では、2030 年度までの全体目標として「1 人 1 日当たりのごみ排出量を 2019 年度比で 7%削減すること」「総資源化率を 40%まで高めること」「温室効果ガス排出量を 2019 年度比で 30%削減すること」を掲げています。

2023 年度の「総ごみ量（資源・集団回収量を含む）」は 113,042 トンで、前年度と比較して 3,636 トン（3.1%）減少しており、基準年の 2019 年度と比較すると 7,552 トン（6.3%）の減少となっています。

2023 年度の市民１人 1 日あたりのごみ量は 717 グラムで、前年度と比較して 24 グラム（3.2%）減少しており、基準年と比較すると 51 グラム（6.6%）の減少となっています。

ごみの内訳をみると、「燃やせるごみ（家庭系）」は、61,546 トンで前年度比 1,908 トン（3.0%）の減少、「事業系ごみ」は 17,370 トンで前年度比 290 トン（1.6%）の減少、「燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ」は 10,326 トンで前年度比 195 トン（1.9%）の減少となっており、全体的に前年度と比較して減少しています。

2023 年度の総資源化率は、31.9%となっており、前年度と比較して 0.7 ポイント減少しており、基準年度と比較すると 0.7 ポイント増加しています。

2023 年度のごみ焼却による温室効果ガス排出量は、41,431t-CO2 となっており、前年度と比較して 8.4%減少しており、基準年度と比較して、22.6%増加しています。

第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプランの進捗点検では、５つの基本方針に基づき、各取組施策の進捗状況の確認を実施しました。進捗点検においては、2023 年度のごみ量の傾向だけでなく、施策を展開するまでの過程や取り組み内容等を考慮して評価を行いました。

評価の基準は「A」「B」「C」「D」の 4 段階とし、各委員の評価の平均値を、審議会としての評価としました。2023 年度の進捗点検結果は別紙のとおりです。

2023 年度は、2022 年度と同様に総ごみ量（資源・集団回収量を含む）が減少しました。家庭系の燃やせるごみ・燃やせないごみが引き続き減少していることに加え、事業系ごみも減少に転じています。今後予測される社会的課題に対応し、今後も総ごみ量の減少傾向が続くよう、さらなる施策の工夫を求めます。

町田市廃棄物減量等推進審議会
2023年度第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン事業計画の評価

＜評価基準＞
【A】　⇒　大幅に取組が進んでいる（引き続き取り組む）
【B】　⇒　取組は進んでいる（もう少し取組を強化し進める）
【C】　⇒　改善（取組内容を検証し、効果的に進めるために、施策内容、実施回数、施策のスケジュール等の修正が必要）
【D】　⇒　新たな取組を検討し進めていく
※各委員からの評価を点数化（A=4,B=3,C=2,D=1）し、平均点により評価
※平均点による評価は次のとおりとする。A＞3.5≧B＞2.5≧C＞1.5≧D

【基本方針１】 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます		評価理由	・各実施手法については、計画どおり進められている。また、近年効果的と考えられるSNS等については、目標の倍以上の発信を行えている。 ・様々な団体や組織と意欲的につながりを持とうとしている。 ・継続的な取り組みだけでなく、少しずつではあるが新しいことを始めている。 ・各種イベントや事業所との協働の取り組み、高等学校などへの出前講座等の実施など進展がみられる。
評価	B (3.46)	今後の課題	・目標に対し、実績の回数はかなりの部分で上回っているが、実際に効果があるかどうかについては確認が必要ではないか。 ・大学との連携でも、ごみ減量の啓発に取り組むことを望む。 ・食品ロス対策に対して、さらに事業者との連携を望む。
【基本方針２】 家庭系ごみの減量を進めます		評価理由	・民間企業との連携で、市民のリユース意識の醸成とごみの削減を加速する取り組みは、大変期待できる。 ・市が立てた目標をだいたいクリアできている。 ・2026年度から、市全域での容器包装プラスチックの収集・資源化の方針を定めた事は評価できる。
評価	B (2.92)	今後の課題	・プラスチックごみの発生抑制やリサイクルの推進に関しては、さらなる工夫と努力が必要である。 ・ごみが減量されていることは評価できるが、なぜ減量したのかについての理由は別途調査が必要だと感じる。 ・容器包装プラスチックの分別協力率について、2023年度で33%という目標値自体が低すぎるように思う。
【基本方針３】 事業系ごみの減量を進めます		評価理由	・まちだ3R賞等が事業者に周知され、表彰事業者数が増加している事は評価できる。 ・「市による指導や講習会の回数」や「表彰した事業者数」、「周知啓発活動の実施回数」といった市の活動は目標を達成したが、「公共施設から排出される事業系ごみの削減率」、「フードバンクに関する情報提供団体数」、「食べきり協力店認定数」といった目標は達成できていない。
評価	B (2.85)	今後の課題	・引き続き、公共施設から排出されるごみの削減に努めることが市民や民間事業者の減量意欲を高めることにつながると考える。 ・事業系ごみを削減するにあたり、事業者が困っていることや直面している問題など本音の部分をヒアリングして、より良い施策にしてほしい。 ・小規模事業者からのヒアリング調査がさらに必要である。

<table>
<tr><td colspan="2">【基本方針４】

環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます</td><td>評価理由</td><td>・各取組施策は、目標値を達成していない事項が多い。
・火災により施設が稼働できない状況となってしまったことは残念である。</td></tr>
<tr><td>評価</td><td>C
(2.46)</td><td>今後の課題</td><td>・火災原因がリチウムイオン電池であること、復旧のためには莫大なコストがかかること、ごみの分別の徹底がいかに重要であるかなどをしっかり市民に伝えることが重要である。
・施設の整備、運営という側面については、不測の事態等もあり難しい点もあるが、高い目標に向けて努力をする必要がある。
・「資源化物の選別精度」が低いのは、プラスチックごみの分別の仕方が分かりづらく、市民が間違ったごみの出し方をしていることが選別作業の負担を増していることが理由だと考える。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【基本方針５】

社会的課題への対応を強化します</td><td>評価理由</td><td>・概ね計画通り検討作業等に取り組めていると評価できる。
・5-1災害廃棄物関連は◎でも良い内容と考える。</td></tr>
<tr><td>評価</td><td>B
(3.08)</td><td>今後の課題</td><td>・町田市災害廃棄物処理計画で定められている災害時のごみ処理について、協定締結会社との共有ができていないのではないか。
・全国の課題対策・取り組み事例の調査研究を進めることを望む。
・災害時の対応について、これからますます高齢化が進み、ごみの分別・回収など問題が増えていくと見られる。今以上の対応が求められる。</td></tr>
</table>

５．一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第4項及び町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年9月町田市条例第28号。以下「条例」という。）第31条第1項の規定により、2023年度一般廃棄物処理計画を定め、別紙のとおり告示する。

2023 年 4 月 3 日　　町田市長　石阪　丈一

2023年度一般廃棄物処理実施計画

第1　目的

本計画は、市民・事業者・行政の協働のもとに、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指して策定された「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」を受け、年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について必要な事項を定めるものである。

第2　計画区域

市全域とする。

第3　計画期間

2023年4月１日から2024年3月31日までとする。

第4　発生量及び処理量の見込み

1　資源とごみ

（1）発生量

区分		2023年度（見込み）
戸別収集 ごみ集積所収集 家庭系持込	燃やせるごみ	61，250t
	燃やせないごみ	7，258t
	粗大ごみ	3，233t
	有害ごみ	142t
	古紙	7，981t
	古着	1，099t
	ビン	2，721t
	カン	933t
	ペットボトル	760t
	容器包装プラスチック	528t
	剪定枝	1，299t
拠点回収	ペットボトル等	311t
広場回収	家庭用金物	15t
	陶磁器・ガラス食器	64t
	ビデオテープ	13t
	廃食用油	6t
	その他資源化可能物	9t
公共施設回収	小型家電	6t
事業系持込	事業系一般廃棄物	18，715t
	剪定枝（剪定枝資源化センター）	268t

事業系民間処理施設等持込	厨芥類	1，211t
	剪定枝	14，220t
	その他	158t

（2） 処理量

焼却量	87，837t
資源化量	21，148t
エコセメント化	7，820t
バイオガス化	1，200t

2 し尿等

し尿	818kl
浄化槽汚泥	4，625kl
ディスポーザ汚泥	130kl

3 動物死体

動物死体	1，200頭

第5 一般廃棄物の減量と資源化の推進のための方策に関する事項

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画を推進し、一般廃棄物の減量と資源化の推進に取り組むため、以下の方策を実施する。

1 市民・事業者との協働

（1） 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、学童保育クラブを対象に出前講座を実施する。講座で学んだことを日常生活に活かしてもらうとともに、家庭での取組につながるよう仕組を作る。また、ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）と連携し、町内会・自治会等への出前講座を地域の要望に合わせて実施する。

（2） スーパー・小売店や飲食店等と協働し、「まちだ☆おいしい食べきり運動」や「まちだ☆おいしい食べきり協力店」などの取組を通して、市民に対する食品ロス削減等の啓発を実施する。

（3） 使い捨て容器の減量を啓発するため、スポーツイベントで「マイボトル促進キャンペーン」を実施する。また、マイボトル等を活用しやすいまちを目指し、市内の飲食店と協働して「マイボトルOK店」の拡大に取り組むとともに、公共施設に給水器を設置する。

（4） 地域住民が自主的に運営する「地域リサイクル広場」の地域設置を進めるとともに、運営支援を行う。

（5） 町内会・自治会、子ども会などの地域団体が自主的に行っている「地域資源回収」について、回収量に応じた奨励金の交付、看板の支給などの支援を行う。

（6） 事業者と協働し、店頭での資源回収や簡易包装等を実施している「リサイクル推進店」の紹介を行う。

（7） 事業者と協働し、使用済小型家電の宅配回収やインクカートリッジの回収を実施する。

2 家庭系ごみの減量

（1） 食品ロスを削減するため、フードバンクを行っている団体と連携を行うとともに、広報活動やイベント、キャンペーンを通じて「もったいない意識」の啓発を行う。また、フードドライブについて公共施設での受け取り窓口の拡充を推進する。

（2） 家庭から排出される生ごみの資源化を進めるため、「家庭用生ごみ処理機」を購入した世帯に補助金を交付する。あわせて、安価で取り組みやすい「ダンボールコンポスト」を普及させるための講習会

を実施する。

（3）　（一財）まちだエコライフ推進公社が行う「粗大ごみ再生販売事業」や「まちエコ・フリーマーケット」の周知を行い、リユース意識の浸透を図る。

（4）常設のリサイクル広場まちだ、市内各地で随時開催する移動リサイクル広場、出張リサイクル広場において、ごみ減量に関する情報発信の拠点として市民に啓発を行うほか、家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、小型家電、その他資源化可能物を持込み方式で回収し、資源化を進める。

（5）講義や施設見学を通じて、プラスチックや3R について学んでもらい、プラスチックごみの減量、資源化を進める。

3　事業系ごみの減量

（1）排出事業者を訪問し、ごみの減量・資源化の指導を行う。また、事業用途に供する部分の延床面積が3，000㎡以上の建築物を有する大規模事業者へは、条例で提出を義務付けている「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」をもとに指導・啓発を行う。

（2）工場での搬入物検査を実施し、プラスチック類や紙類の混入が多い排出事業者に対して指導を行う。

（3）事業系一般廃棄物の減量や適正排出に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業者を「まちだ3R賞」として表彰する。表彰した事業者等の情報を幅広く周知する。

4　広報・啓発活動の実施

（1）広報紙「広報まちだ」への記事掲載、環境広報紙「ECOまちだ」、まちだごみ情報紙「ごみナクナーレ」等の発行を行う。

（2）動画配信「さんあーるチャンネル」、TwitterやInstagramなどの SNS、ごみ分別アプリやメール配信サービス「ごみ・資源情報」、指定収集袋を活用する。

（3）町田市バイオエネルギーセンター、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター等の清掃関連施設の見学・視察の受入を行う。

第6　分別して収集する一般廃棄物（家庭ごみ）の区分及び主な品目

区分		主な品目
燃やせるごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	生ごみ、廃食用油、貝殻、資源にならない紙類、やわらかい容器包装プラスチック、木くず・材木・角材、汚れた衣類・汚れた布、ぬいぐるみ・座布団、保冷剤、カイロ、やわらかいプラスチック製品、発泡スチロール製包装材・緩衝剤、布製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品（ホースを除く）、剪定枝として出せない植物※1、紙ねんど、灰、やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物※2、在宅医療に使用したガーゼ、脱脂綿等 ただし単品で10kg以下のもの
	JR横浜線以南の地域	同上（やわらかい容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く）
	小山ヶ丘地区	同上（発泡スチロール製包装材・緩衝材、革製品、ゴム製品を除く）
燃やせないごみ	小山ヶ丘地区、JR横浜線以南の地域以外	食器・陶器・ガラス製品、硬い容器包装プラスチック、化粧品等の乳白色のビン、各リサイクル法対象でない小型電気製品（電池を内蔵した製品を除く）・プリンター、カセットテープ・ビデオテープ・C

		D・DVD、おもちゃ（電池を内蔵した製品を除く）、電球（蛍光管を除く）・LED、鏡・ガラス・包丁・はさみ、タイヤチェーン・鉄アレイ・ダンベル、硬いプラスチック製品、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のもの、注射筒（ガラス製含む）※3 土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ、太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝 ただし単品で10kg以下のもの
	JR横浜線以南の地域	同上（硬い容器包装プラスチックのうち汚れの落ちているものを除く）
	小山ヶ丘地区	同上、発泡スチロール製包装材・緩衝材など、革製品、ゴム製品
粗大ごみ		指定収集袋に入らないもの（掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下のものを除く）又は重さが10kgを超えるもの、太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝
有害ごみ		乾電池、コイン型電池、小型充電式電池・バッテリー※4、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、ライター
資源	剪定枝	剪定枝(毒性がある植物・繊維質が多いため堆肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこ、剪定くずは除く)
	古紙	新聞、ダンボール、書籍・雑誌、紙パック、雑がみ、シュレッダーした紙 （ビニールコート紙、油紙、圧着はがき、金紙・銀紙、防水加工紙、写真、感熱紙、カーボン紙・ノンカーボン紙、ワックス加工紙、昇華転写紙、汚れた紙等資源にならない紙は除く）
	古着	古着・古布 （泥・油・ペンキ・カビ等で汚れたもの、ひどい破れや大きな穴の開いたもの、名前や会社名が入っている制服・作業着、まくら、座布団、くつ、おむつカバー、便座カバー、スキーウェア、毛糸、レース製品、帯、ベルト、ストッキング、ぬいぐるみ、ペット用のもの、ペットに使用した物等資源にならないものは除く）
	ビン	食品用・飲料用・化粧品（乳白色のビンを除く）等のビン
	カン	アルミカン・スチールカン・スプレー缶・カセットガスボンベ等の缶※5
	ペットボトル	飲料用、酒類、しょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料等のペットボトル
	容器包装プラスチック※6	容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装（商品を包むもの、容器・袋） プラスチック容器、発泡スチロール類、カップ類 チューブ類、ポリ袋類、ラップ類、ボトル類、緩衝材 錠剤シート、ペットボトル類の蓋
	白色発泡トレイ	白色発泡トレイ
	家庭用金物	なべ・フライパン等台所用品、大工道具等大部分が金属のもの
	陶磁器・ガラス食器	土鍋・植木鉢含む。割れていても可
	ビデオテープ	ビデオテープ
	廃食用油	廃食用油
	その他資源化可能物	防水やワックス加工がしてある紙容器、洗剤の計量スプーン、ペットボトルの蓋、パン袋の留め具

	小型家電	特定対象品目（タブレット型通信端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、カー用品、及び附属品）、縦15cm横30cm以内の家電製品（資源有効利用促進法対象パソコンは除く）

※1　毒性がある植物、繊維質の多い植物、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎
※2　CAPDバッグ（排液バッグ液薬バッグ）、輸液バッグ、チューブ・カテーテル
※3　注射筒、ペン型インスリン注入器、その他のペン型薬液注入器、薬液カートリッジを含むインスリンカートリッジ（必ず注射針は、外す）
※4　破損しているもの、リサイクルマークのないものも含む。カーバッテリー・オートバイ用バッテリーを除く。
※5　特別指定団体：スプレー缶・カセットボンベ等の缶は有害ごみで排出する。
※6　容器包装プラスチック分別対象地区は、JR横浜線以南の地域（小川・金森・金森東・つくし野・南つくし野・南町田・鶴間・成瀬が丘の全域・原町田一丁目の一部（原町田一丁目29－12めぐみ荘・原町田一丁目30－10都営町田金森一丁目アパート10号棟）であり、該当品目は分別し資源として排出する。

第7　分別して収集する一般廃棄物（家庭ごみ）の排出方法

1　燃やせるごみ

排出者は、指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）を使用し、生ごみは水をよく切ってから入れ、その口をしっかり結んで排出する。

剪定枝として出せない植物（落ち葉、草、花、樹木の根※1、剪定くず、つる、茎、毒性がある植物※2 及び繊維質の多い植物※3 の幹・枝）については以下のように排出する。

（1）落ち葉、草、花、樹木の根、剪定くず、つる、茎は、45ℓまでの大きさで透明又は半透明の袋に入れ、排出する（指定収集袋に入れずに排出できる）。1回の収集に出せる量は90ℓ相当までとする。

（2）毒性がある植物び繊維質の多い植物の幹・枝は、1本の太さ（直径）10cm以内の枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて、燃やせるごみの収集日に1回の収集に2束まで、排出することができる。

なお、1 回の排出量が、枝の束で2束を越える場合及び、袋で90ℓ相当を超える場合は、町田市バイオエネルギーセンターに自己搬入することができる。自己搬入の場合は粗大ごみと同様に事前予約し、予約した日時に直接搬入する。重量に応じて現金で処理手数料を支払う。

※1　樹木の根は直径10cm以内に切断して排出する。
※2　アセビ、ウルシ、カクレミノ、キョウチクトウ、ユズリハ、ユーカリ等
※3　シュロ、ソテツ、タケ、ササ、シノ等

2　燃やせないごみ

排出者は、指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）を使用し、その口をしっかり結んで排出する。ただし、掃除機の柄・ホース、ラケット、釣りざお、ほうき、シャベル・スコップ、傘、ゴルフクラブ、バット、突っ張り棒、その他直径15cm以下・長さ140cm以下の細長い棒状のものについては、40ℓの指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）で排出する。タイヤチェーン、鉄アレイ、ダンベル、くさり、ハンマーは単体で指定収集袋に入れて排出する。鏡、ガラス、包丁、はさみ等鋭利なものは、古布や古新聞等に包んでから指定収集袋に入れて排出する。小型電気製品やおもちゃは、電池を外して排出する。

剪定枝で、太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下のものは、燃やせないごみの日に40ℓの指定収集袋に入れて排出する。

3　粗大ごみ

排出者は、市が委託する「まちだエコライフ推進公社」へ戸別収集又は町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入を予約する。

戸別収集の場合、予約時に案内された金額分の粗大ごみ処理券を貼付し、指定された場所へ排出する。

町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入の場合、予約した日時に町田市バイオエネルギーセンターへ直接搬入する。重量に応じて現金で処理手数料を支払う。

剪定枝で、太さ20cm以内で長さ150cm以内のものは、粗大ごみとして排出する。

4　容器包装プラスチック

排出者は、汚れを落としたうえで、指定収集袋（容器包装プラスチック専用袋）を使用し、その口をしっかり結んで排出する。

※上記1～4の排出場所及び排出時間

戸建住宅は道路に接した敷地内、集合住宅は指定されたごみ集積所又は置き場に、収集日の午前8時30分までに排出する。

5　有害ごみ

排出者は、スプレー缶（特別指定団体地区のみ）、乾電池、コイン型電池、小型充電式電池、ボタン型電池、蛍光管、水銀体温計、ライターをそれぞれ指定された曜日に、事前に用意された回収用の容器に、以下のように排出する。

（1）ライター、スプレー缶（特別指定団体地区のみ）は中身を完全に使いきり排出する。

（2）乾電池、コイン型電池は、製品から出して、そのまま排出する。

（3）小型充電式電池、ボタン型電池は、製品から出して金属部分にビニールテープを巻き絶縁して排出する。（リサイクルマークがある場合、リサイクルマークが見えるように巻く）

6　剪定枝

排出者は、1本の太さ（直径）10cm以内の剪定枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて排出する（指定収集袋に入れずに排出できる）。又は排出者が町田市剪定枝資源化センターへ直接自己搬入する。

自己搬入は、1本の太さ（直径）30cm以内、長さ200cm以内とし、市が指定する書面（剪定枝処理依頼票）を提出し依頼するものとする。1本の太さが10cmを超える枝で、剪定枝資源化センターへ持ち込むことができない場合は、次の（1）、（2）のとおり排出する。

資源化できない剪定枝（毒性がある植物及び繊維質の多い植物）

（1）太さ15cm以内で長さ140cm以内かつ重さ10kg以下の剪定枝は、第7の2のとおり燃やせないごみの日に40ℓの指定収集袋に入れて排出する。

（2） 太さ20cm以内で長さ150cm以内の剪定枝は、第7の3のとおり粗大ごみとして排出する。

7 ビン・カン

排出者は、洗ってビン及びカンに分別する。ビンはふたを外し、事前に用意された回収用の容器に排出する。カンは、つぶせるものはつぶして、事前に用意された回収用の容器に排出する。

スプレー缶は中身を完全に使いきり、穴を開けずに事前に用意された回収用の容器に排出する（特別指定団体地区については「5　有害ごみ」のとおり）。

8 古紙・古着

排出者は、新聞紙、書籍・雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック、シュレッダーした紙及び古着・古布を種類ごとに分別して以下のように排出する。

（1） 新聞紙、書籍・雑誌は種類ごとにひもで十字に結び、雑がみは、ばらばらにならないよう、雑誌の間に挟むか、紙袋に入れて、ひもで十字に結んで排出する。

（2） ダンボールは、ガムテープなどの粘着テープを取り除き、ひもで十字に結んで排出する。

（3） 紙パックは洗って切り開き、ひもで結んで排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。

（4） シュレッダーした紙は、雑がみと一緒に紙袋に入れて排出する。ただし、シュレッダーした紙は飛散しやすいため、ひもで紙袋を結び排出する。

（5） 古着・古布は透明又は半透明の袋を使用し、口をしっかり結んで排出する。なお、雨の日又は雨の降りそうな日は排出しない。

9 ペットボトル

排出者は、洗ってラベル及びキャップを外し、つぶして、事前に用意された回収用のネットに排出する。回収拠点の回収ボックスに排出することもできる。

※上記5～9の排出場所及び排出時間

ごみ集積所へ、収集日の午前8時30分までに排出する。

8(3)、9について、回収拠点に排出する場合は、それぞれの回収ボックスへ、回収拠点が利用可能な時間に排出する。

10 白色発泡トレイ

排出者は、洗った後乾かし、回収拠点の回収ボックスに排出する。

11 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、ビデオテープ、廃食用油、その他資源化可能物

排出者は、種類ごとに分別し、指定収集袋に入れずにリサイクル広場に排出することができる。ただし、40ℓの指定収集袋に入る大きさのものに限る。

12 小型家電

排出者は、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、家電小売店へ処理を依頼する。ただし、回収ボックスに排出する場合は投入口（30cm×15cm）

に入る小型のもの、リサイクル広場に排出する場合は10kg以下かつ指定収集袋に入る大きさの物のものに限る（指定収集袋に入れずに排出できる）。※原則、電池・バッテリーは外し、個人情報は消去してから排出する。

携帯電話（スマートフォンを含む）・PHS端末については、市内公共施設の回収ボックスに排出するか、リサイクル広場に排出することができる。又は、携帯電話販売店へ処理を依頼する。

なお、パソコンは資源有効利用促進法の対象商品であるため、小型家電の対象外とする。

※重さやサイズが制限を超えるものは粗大ごみとして排出する。

第８　第7に規定するもの以外の一般廃棄物（家庭ごみ）の処理等

１　公共の場所の清掃活動により発生した一般廃棄物

公共の場所の清掃活動で集めたごみ（第１０　市で処理できない一般廃棄物を除く）は、ボランティア袋（容量20ℓ・40ℓ）を使用して排出することができる。その場合は一般廃棄物（家庭ごみ）の区分ごとに分別し、登録番号を記入した上でそれぞれ燃やせるごみ・燃やせないごみの日に排出する。

ボランティア袋の容量で対応しがたい場合は、落ち葉・草に限り、手持ちの透明袋（容量45ℓ相当まで）を使用して排出することができる。

なお、手持ちの袋の使用にあたっては、前面にボランティアと表記し、登録番号を記入しなければならない。

２　感染性を有しない在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち感染性を有していない紙おむつ、人工肛門バッグ、腹膜透析パックその他ビニールバッグ類については、汚物を取り除いた上で、おむつ専用袋（容量20ℓ）を使用し、燃やせるごみの日に排出することができる。やわらかいプラスチック製在宅医療廃棄物及び使用したガーゼ・脱脂綿は、プラスチック製袋に入れてしっかり封をし、指定収集袋に入れて燃やせるごみとして排出する。

また、注射筒等は、プラスチック製袋に入れてしっかり封をし、指定収集袋に入れて燃やせないごみとして排出する。

３　動物の死体

動物の死体の処分は、占有者又は管理者が自らの責任で行うものとする。市がへい死体の通報を受けた場合は収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入するものとする。ただし、一部国道及び河川等については、国又は都が収集する。

家庭で飼育されてたペットの死体は、飼い主が自ら運搬するか、市が飼い主から申し込みを受けて収集し、町田市バイオエネルギーセンターに搬入する。処理については、霊園等に委託して火葬及び埋葬を行う。小型のへい死動物は、町田市バイオエネルギーセンターで焼却処理する。

また、飼い主から申し込みを受けた場合は有料とする。

４　家庭系臨時ごみ

家庭系臨時ごみとは、遺品整理や引っ越しなどに伴い一時的多量に発生し、かつ緊急に処理しなければならないごみで市では収集困難なものをいう。排出者は、市へ連絡の上、市が家庭系臨時ごみと判断したものに関して、排出者自ら町田市バイオエネルギーセンターへ搬入、又は一般廃棄物収集運

搬許可業者へ処理を依頼する。

家庭系臨時ごみの処理依頼を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入時に、市が指定する書面を搬入時に市へ提出する。

5　町田市高齢者等訪問収集事業（ふれあい収集）

町田市高齢者等訪問収集事業（ふれあい収集）の実施については、別に定める「町田市高齢者等訪問収集事業実施要領」に基づくものとする。

6　広域的処理に係る特例制度対象品目

法第9条の9に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度対象品目（二輪自動車、FRP船、消火器、火薬類、密閉型蓄電池、携帯電話、及びインクカートリッジ等）については、製造事業者等の自主回収事業を行う者に処理を依頼する。

第9　排出量を制限する一般廃棄物（家庭ごみ）

品目	排出方法
土、砂、砂利、石、コンクリートブロック、レンガ及びこれに類するもの	1回の収集に出せる量は、分別された品目それぞれについて、5ℓの指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）1袋まで。分別できない場合は、5ℓの指定収集袋（燃やせないごみ専用袋）1袋まで。 町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入においては品目ごとに分別し、品目ごとに1日30kgまで
灰	1回の収集に出せる量は、5ℓの指定収集袋（燃やせるごみ専用袋）1袋まで。水で湿らせて排出すること。
布団、畳	町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入において布団は1日10枚まで、畳は1日6枚まで。
落ち葉・草・剪定くず・木の根（直径15cm以下）	1回の収集に出せる量は45ℓまでの大きさで透明又は半透明の袋に入れ、90ℓ相当まで。
毒性がある植物・繊維質の多い植物の幹、枝	1本の太さ（直径）10cm以内の枝を1束の長さ60cm以内、直径30cm以内に束ねて、1回の収集に2束まで。

第10　市で処理できない一般廃棄物（家庭ごみ）

区分		品目
条例第35条第1項に基づく排出禁止物	有害性のあるもの	農薬、化学薬品、カーバッテリー、オートバイ用バッテリー、石綿含有物（石膏ボードや珪藻土マットなどのうち、石綿が含まれるもの）
	危険性のあるもの	消火器、感染の恐れのある在宅医療廃棄物（注射針等鋭利なもの）、鍼灸の鍼
	引火性のあるもの	ガスボンベ（プロパン）、ガソリン、軽油、灯油、エンジンオイル、機械油、火薬類
	著しく悪臭を発するもの	汚泥

	家庭ごみの処理を著しく困難にし、又は家庭ごみの処理施設の機能に支障が生ずるもの	建築廃材、自動車・二輪自動車、自動車・二輪自動車部品（アクセサリー類を除く）、FRP船、耐火金庫、タイヤ（自転車用を除く）、ピアノ、ボウリングの球、直径15cmを超える樹木の根
特定家庭用機器再商品化法対象製品		エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫
資源有効利用促進法対象製品		パソコン

第11　市で処理できない一般廃棄物（家庭ごみ）の処理等

1　条例第35条第1項に基づく排出禁止物

排出者は専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や製造事業者、販売店等の自主回収事業を行う者に引き取りを依頼する。ただし、農薬、化学薬品については、町田市バイオエネルギーセンターへの自己搬入に限り排出できる。

2　特定家庭用機器再商品化法対象製品

排出者は購入店又は買い替え時にはその店に処理を依頼する。それ以外の場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者及び引取義務外品の回収協力店として市が紹介している家電小売店に処理を依頼する。または、家電リサイクル券を購入・貼付し、（一財）家電製品協会・家電リサイクル券センター指定引取場所に直接持ち込む。

製造業者のリサイクル工場における適正な再商品化を図るため、特定家庭用機器は分解せずに排出する。

3　資源有効利用促進法対象製品

パソコン（本体、ディスプレイ、本体・ディスプレイ一体型、ノートブック型）は、分解せずに、その製造等の事業を行う者や、市と連携した認定事業者に処理を依頼する。

第12　事業系一般廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第13　事業系一般廃棄物の排出基準

1　一般廃棄物処理施設への搬入

排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者が条例第32条の2に規定する一般廃棄物処理施設に搬入できる主な事業系一般廃棄物は次の表のとおりであり、搬入の際は市が指定する書面を搬入時に提出し依頼するものとする。

なお、袋を使用して搬入する場合は透明袋又は半透明袋を使用する。

区分	主な種類及び排出基準	搬入先
紙くず	資源化できない紙類（ビニールコート紙（壁紙を除く。）、油紙、防水加工紙、ワックス加工紙、金紙・銀紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感染性を有していない紙おむつ、油などでひどく汚れた紙	町田市バイオエネルギーセンター
厨芥類	生ごみ	町田市バイオエネルギーセンター
木くず	割り箸、竹串、木製品（直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもので、金属等の部品は除く）	町田市バイオエネルギーセンター
繊維くず	布類（縦横60cm以内に裁断したもの）、衣類	町田市バイオエネルギーセンター
剪定枝	直径30cm以内、長さ200cm以内に切断したもの（毒性がある植物・繊維質が多いため、たい肥化に適さない植物・腐食した植物・樹木の根っこは除く）	町田市剪定枝資源化センター
	落ち葉・草・剪定くず及び町田市剪定枝資源化センターで受け入れできない植物（直径15cm以内、長さ150cm以内に切断したもの）	町田市バイオエネルギーセンター
布団、畳	布団 1日10枚まで。 畳　1日6枚まで。	町田市バイオエネルギーセンター

※上記のものでも産業廃棄物に該当するものは搬入不可

2　少量排出事業者

条例第2条第2項第6号に規定する少量排出事業者が排出できる事業系一般廃棄物は前項に規定するものであり、排出に際しては事前登録の上、指定収集袋「事業ごみ専用袋」に登録番号を記入して排出する。

なお、1回の排出量は2袋までとし、市は戸別収集を行う。

第14　市以外で処理する事業系一般廃棄物について

市は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理（資源化）をする場合には、条例第33条が引用する法施行令第4条9号イの規定により、事前に受け入れ先の自治体に次の事項を通知する。

①処分又は再生の場所の所在地

②受託者の氏名又は名称、代表者名

③一般廃棄物の種類及び処分又は再生方法

④処分及び再生の開始日

⑤年間の搬入量

また、民間の排出事業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者は、市以外の自治体で事業系一般廃棄物の処理（資源化）をする場合には、法第6条第3項の規定の趣旨に基づき、法施行令第4条9号イの規定に準拠し、市に対し、受け入れ先の自治体へ上記の通知をするよう事前に依頼しなければならない。

ただし、受け入れ先の自治体が不要とする場合はその限りではない。

第15　事業者が直接搬入する民間処理施設

種類	施設名称	所在地
厨芥類	㈱アルフォ　城南島飼料化センター 城南島第2飼料化センター	大田区城南島三丁目3番2号 大田区城南島三丁目2番10号
	バイオエナジー㈱城南島食品リサイクル施設	大田区城南島三丁目4番4号
	ニューエナジーふじみ野㈱本社工場	埼玉県ふじみ野市駒林1033―1
	㈱Jバイオフードリサイクル横浜工場	横浜市鶴見区末広町二丁目1番5号、2番17号の各一部
	㈱日本フードエコロジーセンター　本社工場	相模原市中央区田名塩田1－10214－7、1－10215－6
	㈱アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
	㈱イズミ環境	八王子市南大沢3丁目24番地
剪定枝	㈱清水インダストリー	群馬県高崎市宮沢町字一五沢10番地1
	北進重機㈱	群馬県渋川市金井字又郷山2275番5外2筆
	㈱リテック	横浜市都筑区池辺町1588番地
	㈱タケエイグリーンリサイクル	山梨県富士吉田市吉田4838番地
事業系一般廃棄物	㈱アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
医療廃棄物	日本胞衣衛生㈱　荒川工場	荒川区荒川八丁目18番8号
動物死体等	エルエス工業㈱　那須塩原工場	栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添307番5

第16　一般廃棄物処理業許可について

事業系一般廃棄物は、既存の許可業者において、収集運搬及び適正処理が可能であることから、新規許可は原則実施しない。

第17　特別管理一般廃棄物の処理

法第2条第3項に定める特別管理一般廃棄物は、排出者の責任で自ら処理するか、品目に応じては一般廃棄物処理業許可業者又は特別管理産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

第18　し尿等の収集運搬方法及び処理等

1　収集運搬方法

（1）し尿（一般家庭及び事業者）

使用者又は管理者からの依頼に基づき、市委託業者が収集運搬を行う。

（2）浄化槽汚泥

浄化槽管理者等からの依頼に基づき、浄化槽清掃業許可業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）が収集運搬を行う。

（3）ディスポーザ汚泥

一般廃棄物収集運搬許可業者と設置者との契約により、収集運搬を行う。

2　処理

上記廃棄物は、境川クリーンセンター（し尿処理施設）の助燃剤化装置で脱水し、脱水ろ液は希釈して公共下水道へ放流、脱水汚泥は助燃剤として焼却施設に搬出する。

第19　一般廃棄物の収集運搬方法及び実施主体

種類			収集運搬		
			方法		主体
家庭系	燃やせるごみ		戸別※1	週2回	委託
	燃やせないごみ		戸別	2週1回 （小山ヶ丘は週1回）	市直営
	粗大ごみ（事前予約）		戸別	申込の都度	委託
			直接搬入	申込の都度	排出者
	有害ごみ		ごみ集積所※2	月2回	委託
	資源	ビン・カン	ごみ集積所	週1回	委託
		古紙・古着	ごみ集積所	週1回	委託
		剪定枝	ごみ集積所	月2回	市直営
		容器包装プラスチック※3	戸別	週1回	委託
		白色発泡トレイ	拠点※4	随時	委託
		紙パック	ごみ集積所	週1回	委託
			拠点	随時	委託
		ペットボトル	ごみ集積所	2週1回	委託
			拠点	随時	委託
		家庭用金物	リサイクル広場	週6回	委託
		陶磁器・ガラス食器	リサイクル広場	週6回	委託
		ビデオテープ	リサイクル広場	週6回	委託
		廃食用油	リサイクル広場	週6回	委託
		その他資源化可能物	リサイクル広場	週6回	委託
		小型家電	公共施設	随時	委託
			リサイクル広場	週6回	委託
	臨時ごみ		戸別	申込の都度	一般廃棄物 収集運搬業者
			直接搬入	申込の都度	排出者
事業系一般廃棄物			戸別	随時	一般廃棄物 収集運搬業者
			直接搬入	随時	排出者
		少量排出事業者	戸別	週2回	委託
し尿等			戸別	随時	委託 一般廃棄物 収集運搬業者
動物の死体			戸別収容※1	随時	市直営
			直接搬入	随時	飼い主

※1　集合住宅はごみ集積所収集又は専用場所での収集とする。
※2　ビン・カン、ペットボトル、古紙・古着等（一部燃やせるごみ・燃やせないごみ）を集積し回収する場所
※3　JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで分別収集を実施
※4　拠点とは専用ボックス等で資源を回収する公共施設や店舗等の場所

第20　一般廃棄物の適正処理方法及び実施主体

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">種類</th><th colspan="3">中間処理</th><th colspan="2">最終処分</th></tr>
<tr><th colspan="2">方法</th><th>主体</th><th>方法</th><th>主体</th></tr>
<tr><td rowspan="26">家庭系</td><td colspan="2" rowspan="2">燃やせるごみ</td><td colspan="2" rowspan="2">破砕・焼却</td><td rowspan="2">委託※1※2</td><td>エコセメント化</td><td>組合※3</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>委託</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">燃やせないごみ</td><td rowspan="3">破砕・選別</td><td rowspan="2">焼却</td><td rowspan="2">委託※1</td><td>エコセメント化</td><td>組合</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>委託</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">粗大ごみ</td><td rowspan="3">破砕・選別</td><td rowspan="2">焼却</td><td rowspan="2">委託</td><td>エコセメント化</td><td>組合</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>委託</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="7">再生可能なものは、まちだエコライフ推進公社に無償譲渡後、公社の自主事業で修理再生・販売</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td><td colspan="2">選別・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="14">資源</td><td>剪定枝</td><td colspan="2">破砕・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ビン</td><td colspan="2">選別・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>カン</td><td colspan="2">選別・圧縮・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>容器包装プラスチック</td><td colspan="2">選別・圧縮・
梱包・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>古紙・古着</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>白色発泡トレイ</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td colspan="2">選別・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td colspan="2">積替・資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>家庭用金物</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>陶磁器ガラス食器</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ビデオテープ</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>資源化可能物</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>小型家電</td><td colspan="2">資源化</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業系</td><td colspan="2" rowspan="2">事業系一般廃棄物</td><td colspan="2" rowspan="2">破砕・焼却</td><td rowspan="2">委託</td><td>エコセメント化</td><td>組合</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">厨芥類</td><td colspan="2">堆肥化等</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">剪定枝</td><td colspan="2">堆肥化等</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">し尿等</td><td colspan="2">助燃剤化（脱水）・希釈方式</td><td>委託</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">動物の死体</td><td colspan="2">－</td><td>－</td><td>埋葬・供養</td><td>委託</td></tr>
</table>

※1　小山ヶ丘、大蔵町、真光寺、真光寺町、広袴、広袴町、鶴川団地については多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※2　小山町、JR 横浜線以南の地域について、町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない場合、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で処理する。

※3　東京たま広域資源循環組合

第21　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

１　現有処理施設等

（1）町田市バイオエネルギーセンター

ア　焼却施設（129t/日×2基）

イ　バイオガス化施設（50t/日）

ウ　不燃粗大ごみ処理施設（47t/5時間）

（2）町田市一般廃棄物最終処分場

ア　最終処分場（池の辺地区は埋立処分終了。）

（3）排水浄化センター

ア　埋立浸出水処理施設

（4）リレーセンターみなみ

ア　燃やせるごみ中継施設（100t/日）

イ　容器包装プラスチック中間処理施設（4．9t/日）

（5）町田市剪定枝資源化センター

ア　剪定枝資源化施設（10t/日）

（6）清掃第二事業場

ア　カン選別・圧縮施設

イ　ビン選別施設

（7）境川クリーンセンター

ア　し尿処理施設（41．5kl/日）

（8）多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場

ア　焼却施設

イ　不燃粗大ごみ処理施設

（9）市が許可した一般廃棄物処分業者（中間処理）

ア　進栄緑化サービス有限会社（町田市小野路町2342番地1）

２　新たなごみの資源化施設整備

資源循環型施設整備基本計画に基づき、資源ごみ処理施設（2箇所）の整備を進める。

６. 町田市分別収集計画（第１０期計画）

１ 計画策定の意義

今日、ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要がある。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO2 などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取組が求められている。

町田市では、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、市民・事業者・行政の協働により徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指して、施策を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第８条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的に取り組むべき方策を示したものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

２ 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 容器包装廃棄物の減量・資源化の推進

(2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減

(3) 環境への意識や関心を高めるための啓発活動の実施

３ 計画期間

本計画の計画期間は２０２３年４月を始期とする５年間とし、３年ごとに改定する。

４ 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

５ 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
容器包装廃棄物	31,231 トン	31,257 トン	31,183 トン	31,095 トン	30,991 トン

６ 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1)環境教育の充実

学校において、町田市環境副読本やごみと環境の出前講座等を活用してもらうことにより、ごみの減量についての教育活動を積極的に展開する。

(2)啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点である町田市バイオエネルギーセンターやリサイクル広場、広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の推移、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、適正排出や再生商品の利用の意義及び効果に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(3)住民団体による集団回収（地域資源回収）

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行う場合に奨励金を交付する等、団体への支援を行い、分別意識を高める。

(4)リサイクル推進店制度（拠点回収）

リサイクルできる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施、または回収に協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の一層の推進を図る。

(5)ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）

市民と行政が協働して、地域におけるごみの減量と資源化を推進していくために、町内会・自治会の推薦によるごみ減量サポーターがそれぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援する。

(6)マイボトル利用促進

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使えるマイボトルの利用を促進するため、スポーツチーム等との協働によるマイボトルキャンペーンの実施や、事業者との協働によるマイボトル OK 店制度の周知、市内への給水拠点の設置を行う。

(7)エコバッグ利用促進

リサイクル推進店と市内公共施設への普及啓発ポスターの掲示を行い、エコバッグの利用促進を図る。

(8)プラスチックの 3R 講座

リデュース・リユース・リサイクルやプラスチックごみについて学んでもらい、プラスチックごみの減量に取り組んでもらえるよう講座を実施し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡トレイ、容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

（単位t）

	2023 年度		2024 年度		2025 年度		2026 年度		2027 年度	
主としてスチール製の容器	465		465		464		463		461	
主としてアルミ製の容器	768		768		767		764		762	
無色のガラス製容器	（合計） 1,372		（合計） 1,373		（合計） 1,370		（合計） 1,366		（合計） 1,361	
	（引渡） 0	（独自） 1,372	（引渡） 0	（独自） 1,373	（引渡） 0	（独自） 1,370	（引渡） 0	（独自） 1,366	（引渡） 0	（独自） 1,361
茶色のガラス製容器	（合計） 596		（合計） 596		（合計） 595		（合計） 593		（合計） 591	
	（引渡） 0	（独自） 596	（引渡） 0	（独自） 596	（引渡） 0	（独自） 595	（引渡） 0	（独自） 593	（引渡） 0	（独自） 591
その他のガラス製容器	（合計） 1,009		（合計） 1,010		（合計） 1,008		（合計） 1,005		（合計） 1,001	
	（引渡） 1,009	（独自） 0	（引渡） 1,010	（独自） 0	（引渡） 1,008	（独自） 0	（引渡） 1,005	（独自） 0	（引渡） 1,001	（独自） 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	41		41		41		41		41	
主として段ボール製の容器	5,371		5,376		5,363		5,348		5,330	

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）167		（合計）168		（合計）167		（合計）167		（合計）166	
	（引渡）0	（独自）167	（引渡）0	（独自）168	（引渡）0	（独自）167	（引渡）0	（独自）167	（引渡）0	（独自）166
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等の商品を充てんするためのもの	（合計）1,116		（合計）1,117		（合計）1,115		（合計）1,111		（合計）1,108	
	（引渡）0	（独自）1,116	（引渡）0	（独自）1,117	（引渡）0	（独自）1,115	（引渡）555.5	（独自）555.5	（引渡）554	（独自）554
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）672		（合計）672		（合計）671		（合計）4,415		（合計）4,401	
	（引渡）665	（独自）7	（引渡）665	（独自）7	（引渡）664	（独自）7	（引渡）4,408	（独自）7	（引渡）4,394	（独自）7
（うち白色トレイ）	（合計）4		（合計）4		（合計）4		（合計）4		（合計）4	
	（引渡）0	（独自）4	（引渡）0	（独自）4	（引渡）0	（独自）4	（引渡）0	（独自）4	（引渡）0	（独自）4

9　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝　直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
430,000 人 （対前年度比） －0.089%	430,369 人 （対前年度比） 0.086%	429,351 人 （対前年度比） －0.237%	428,127 人 （対前年度比） －0.285%	426,707 人 （対前年度比） －0.332%

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

地域資源回収については支援を継続するとともに、リサイクル推進店の拠点回収についても引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
		容器包装プラスチック	委託業者による指定日収集	委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン・ビンは市施設の資源分別作業所で中間処理及び保管する。

段ボール・紙パック・その他紙製容器包装は収集後、古紙問屋に直接搬入する。

ペットボトル・白色発泡トレイは収集後、資源化施設に直接搬入する。

一部地域で分別収集を実施している容器包装プラスチックは、市施設において選別・圧縮梱包などの中間処理を行う。2026 年度の容器包装プラスチック収集の全市展開に向けて、2025 年度、2027 年度にカン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設の整備を予定している。

<table>
<tr><th colspan="2">容器包装廃棄物の種類</th><th>収集に係る分別区分</th><th>収集容器</th><th>収集車</th><th>中間処理</th></tr>
<tr><td rowspan="2">金属</td><td>スチール製容器</td><td rowspan="2">カン</td><td rowspan="5">プラスチックコンテナ</td><td rowspan="5">2トン
平ボディ車</td><td rowspan="5">資源分別作業所（選別・圧縮・保管施設）</td></tr>
<tr><td>アルミ製容器</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラス</td><td>無色のガラス製容器</td><td rowspan="3">ビン</td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>その他の色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td rowspan="4">紙</td><td rowspan="2">飲料用紙製容器</td><td rowspan="2">紙パック</td><td>回収ボックス</td><td rowspan="4">2トン
平ボディ車
パッカー車</td><td rowspan="4">古紙問屋直接搬入</td></tr>
<tr><td>紐かけ</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>ダンボール</td><td>紐かけ</td></tr>
<tr><td>その他の紙製容器包装</td><td>雑がみ</td><td>紐かけ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">プラスチック</td><td rowspan="2">ペットボトル</td><td rowspan="2">ペットボトル</td><td>回収ボックス</td><td rowspan="3">2トン
平ボディ車
（幌付）</td><td rowspan="3">資源化施設直接搬入</td></tr>
<tr><td>ネット</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他のプラスチック製容器包装</td><td>白色発泡トレイ</td><td>回収ボックス</td></tr>
<tr><td>容器包装プラスチック</td><td>指定収集袋</td><td>2トン
パッカー車</td><td>リレーセンターみなみ（圧縮・梱包）</td></tr>
</table>

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行性のあるものにするため、一般廃棄物資源化基本計画に定める施策の進捗状況について毎年確認する。

7. 町田市資源循環型施設整備基本計画

「町田市資源循環型施設整備基本計画」（以下、「整備基本計画」という。）の策定から 10 年が経過し、近年の社会情勢およびサプライチェーンの変化による工事期間への影響など、ごみの資源化に関する状況は大きく変わりました。そのため、状況の変化に対応した資源ごみ処理施設整備を目的として、2023 年 5 月に整備基本計画の改定を行いました。

（1）概要

整備基本計画に掲げた 4 つの施設のうち、「リレーセンターみなみ」及び「町田市バイオエネルギーセンター」については、稼働しています。改定では、施設の分散配置などの基本的な考え方を変えずに、新たに整備を行う資源ごみ処理施設について、ごみ処理量や事業スケジュール、製品プラスチックの資源化などの取り組みについて改めました。また、地球温暖化防止対策として、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）認証の取得を目指すことを定めました。

■整備する施設

施設の種類		建設地	施設規模
資源ごみ処理施設	① 容器包装プラスチック 製品プラスチック圧縮梱包施設	・相原地区 ・上小山田地区 上記2箇所に分散配置	（選別圧縮梱包） 処理能力 26.0 トン／日
	②カン選別処理施設		（選別圧縮） 処理能力 6.8 トン／日
	③ビン選別処理施設		（選別） 処理能力 13.4 トン／日
	④ペットボトル圧縮梱包施設		（選別圧縮梱包） 処理能力 6.2 トン／日
	⑤トレイ・紙パック		（貯留場所）
	⑥有害ごみ（乾電池・蛍光管等		（貯留場所）
	⑦小型家電		（貯留場所）

■建設地位置図

8. 災害廃棄物処理計画

（1）目的

2011 年 3 月に発生した東日本大震災や 2016 年 4 月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、町田市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

（2）位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画及び町田市地域防災計画と整合を図ります。

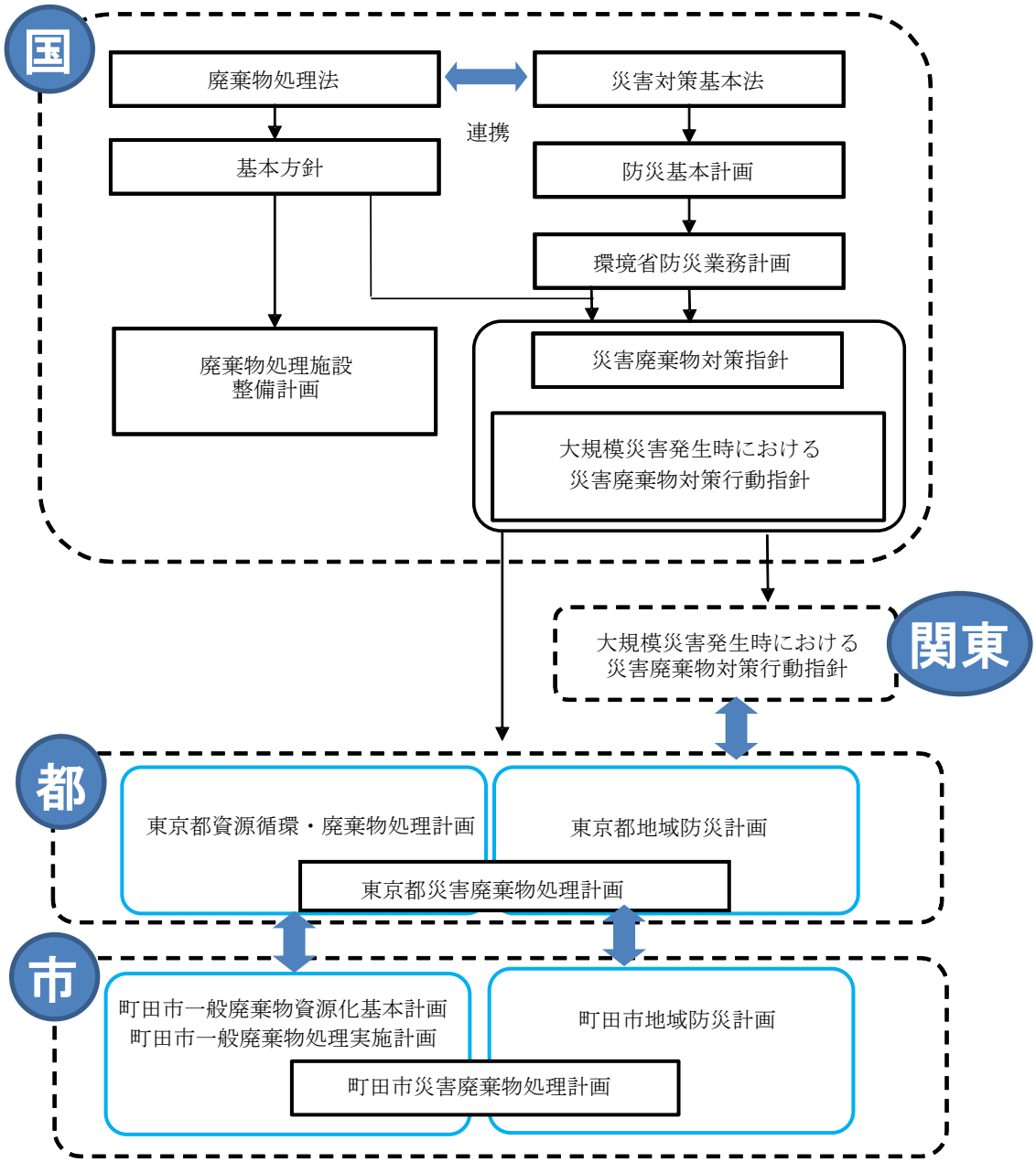

（3）計画の構成

第 1 章　総則

・計画策定の背景及び目的
・計画の位置づけ
・処理主体
・処理の基本方針
・計画の見直し
・対象とする災害と被害想定
・対象とする災害廃棄物の種類

第 2 章　組織及び協力支援体制

・組織体制・指揮命令系統
・情報収集・連絡
・協力・支援（受援）体制
・職員への教育訓練
・市民への広報・啓発
・ボランティアへの啓発

第 3 章　災害廃棄物処理

・一般廃棄物処理施設
・一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量
・収集・運搬車両
・災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ
・仮置場
・収集・運搬
・仮設中間処理施設
・分別・処理・再資源化
・適正処理が困難な廃棄物の処理
・環境保全対策
・被災家屋の解体・撤去
・広域的な処理・処分
・処理スケジュール
・生活ごみ
・避難所から排出されるごみ
・し尿処理必要量と仮設トイレ必要基数
・仮設トイレの設置
・し尿収集運搬体制

第 4 章　災害廃棄物処理実行計画等

・災害廃棄物処理実行計画の策定
・災害廃棄物処理事業費
・事務の委託及び事務の代替

（4）処理の基本方針

① 迅速な処理
・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
・発災後、概ね3年以内の処理

② 計画的な処理
・仮置場の適正な配置と計画的な処理
・処理が困難な場合における、東京都や近隣区市町村等の連携

③ 衛生的な処理
・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

④ 環境に配慮した処理
・環境に配慮した、適正な処理
・不法投棄及び野焼きの防止

⑤ リサイクルの推進
・分別の徹底による、リサイクルの推進

⑥ 安全な作業の確保
・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

9. 町田市食品ロス削減推進計画

1 計画策定の目的

食品ロス削減の取組を通し、ごみの減量の推進や温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、町田市食品ロス削減推進計画を策定する。

2 計画の位置付け

「食品ロスの削減の推進に関する法律」を根拠とし、「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画及びアクションプラン」を具体化するものとして策定する。

本計画の位置付け

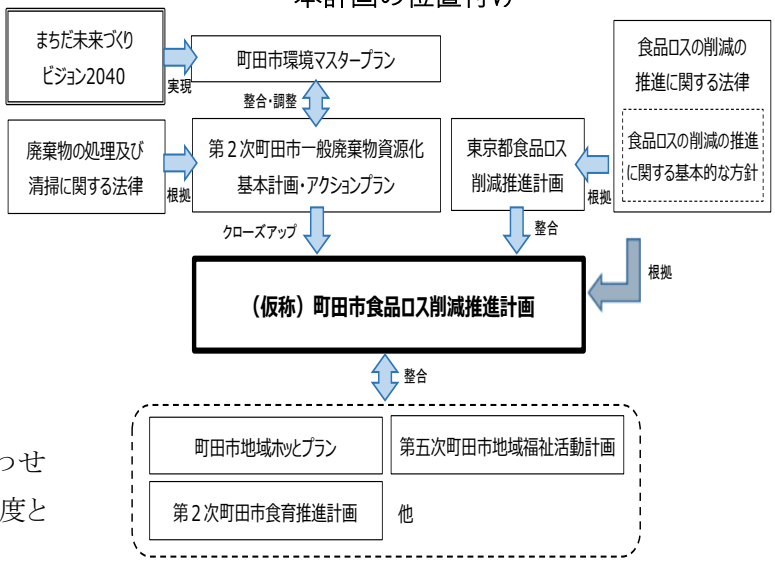

3 計画期間

アクションプランの計画期間に合わせて、計画期間は 2023 年度～2025 年度とする。

4 削減目標（2022→2025 年度）

（1）市民から出る食品ロス　3,121 t 削減
▶年間 1 世帯あたり 15.21kg 削減
（手つかず 6.54kg、食べ残し 6.54kg、過剰除去 2.12kg）

（2）事業者から出る食品ロス　136 t 削減

※上記のほか、食品ロスを除く生ごみの削減として、256t 削減

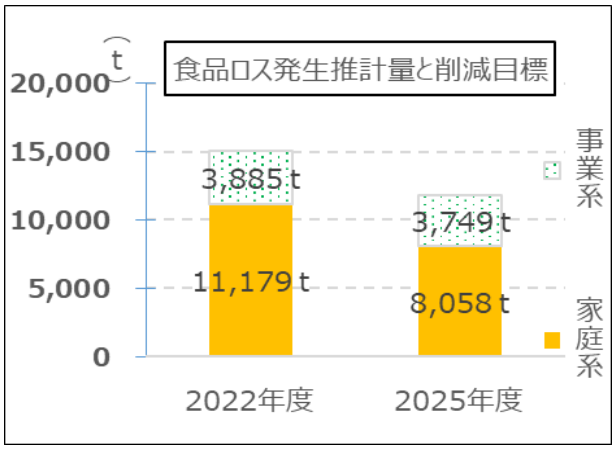

5 食品ロスの現状と課題

【現状】

▶町田市のごみに占める食品ロスの割合

家庭から出るごみの 16%、事業者から出るごみの 22%

⇒ごみの中で食品ロスを含む生ごみの割合が最も多い。

▶食品ロスの発生量

東京都

年間 44.5 万トン（家庭系 15.1 万トン、事業系 29.4 万トン）

1 人 1 日あたりの発生量　87ｇ

町田市

年間　1.5 万トン（家庭系 1.1 万トン、事業系 0.4 万トン）

1 人 1 日あたりの発生量　96ｇ

⇒町田市では東京都の傾向と異なり、家庭系の割合が高い。

⇒町田市の 1 人 1 日あたりの食品ロスの発生量は、東京都よりも多い。

▶市民の意識（「エコ（環境）に関する市民アンケート」から）

「食材の無駄をなくす」取組を行う市民の割合 91.4%

▶ごみ量の変化

1 人 1 日当たりのごみ排出量は↓、食品ロスを含む生ごみの排出割合は↑（2021/2022 年度）

⇒市民の意識は高いが、食品ロスの量は増加している。

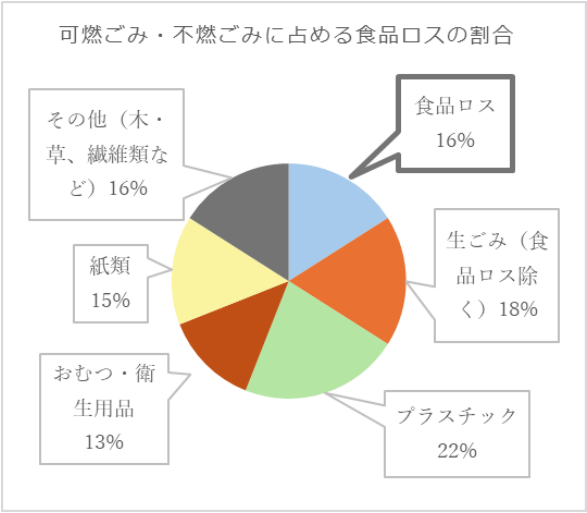

2022 年度ごみの組成調査結果から

【課題】

▶食品ロスを含む生ごみの減量の推進

・市民が行動を起こせる啓発を実施する。

・事業者と連携した取組を推進する。

・既存の取組の見直し、強化を図る。

▶食品ロス削減に関連する取組の総合的な推進

・環境資源部以外（他部署）の取組の整理と相互の連携を推進する。

6 推進施策

重点事業 1　フードドライブの拡大　【家庭系】

食品ロスの削減と食品の有効活用を目的として、公共施設での未利用食品の受付（フードドライブ）を拡大する。受付けした食品は、「フードバンクまちだ（町田市社会福祉協議会）」から子ども食堂・地域活動団体や、関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供する。

目標値	2025年度までに公共施設での受け取り窓口を7か所に拡大

重点事業 2　フードシェアリングサービスの開始　【事業系】

消費期限が迫っている食品など食品ロスになってしまいそうな食品を販売したい事業者と、購入を希望する消費者をウェブサイト上で橋渡しするマッチングサービスを導入する。事業系の食品ロスの削減を図りながら、市民が気軽に食品ロスの取組に参加できる仕組みを構築する。

目標値	フードシェアリングサービスの導入（年間1,200食マッチング）

重点事業 3　食品リサイクル施設の活用　【家庭系】

家庭から出される可燃ごみのうち、「生ごみのみ」を分別収集し、食品リサイクル施設でたい肥化する仕組みを構築する。製造したたい肥は市民へ配布するなどして、資源の地産地消を目指す。

目標値	モデル地区での実証事業の開始

10. ダイオキシン類調査結果

調査対象		調査日	測定結果	法令基準値	単位
焼却施設	1 号炉排ガス	2023 年 5 月 9 日	0.00016	1	ng-TEQ/m^3
	2 号炉排ガス	2023 年 5 月 10 日	0.000029		
	1 号炉排ガス	2023 年 11 月 7 日	0.00014		
	2 号炉排ガス	2023 年 11 月 8 日	0.00018		
最終処分場	放流水	2023 年 7 月 14 日	0.050	10	pg-TEQ/L
		2024 年 1 月 16 日	0.00095		
	上流側地下水	2023 年 5 月 16 日	0.044	1	
		2023 年 11 月 17 日	0.023		
	下流側地下水	2023 年 5 月 16 日	0.022		
		2023 年 11 月 17 日	0.026		
環境大気※	町田市バイオエネルギーセンター屋上	2023 年 4 月 21～28 日 2023 年 7 月 7～14 日 2023 年 10 月 20～27 日 2024 年 1 月 12～19 日	0.0087	0.6	pg-TEQ/m^3
	図師小学校		0.0084		
	小山田中学校		0.0093		
	小山田小学校		0.0070		
	忠生市民センター		0.0095		
土壌	下小山田やまのは公園	2023 年 11 月 24 日	2.0	1,000	pg-TEQ/g
	熊の堂公園		3.1		
	下小山田山王林公園		0.49		
	小山田桜台1号緑地		9.4		
	馬駈公園		1.2		
	図師日向公園		0.14		

※環境大気の測定結果は年 4 回測定の平均値

11. 清掃工場電力量実績

【年度別実績】

年度	電力量 （kWh）			料金 （円）		発電自給率（%）
	売電電力量	買電電力量	発電電力量	売電料金	買電料金	
2019	4,311,440	878,265	21,253,400	53,015,390	27,747,971	95.1
2020	4,618,660	672,074	22,193,500	56,007,462	22,174,102	96.3
2021※1	1,941,701	1,090,855	10,648,100	15,826,799	24,994,907	88.9
2021※2	9,869,028	20,100	13,752,900	56,715,145	5,063,879	99.5
2021 合計	11,810,729	1,110,955	24,401,000	72,541,944	30,058,786	91.9
2022	36,211,296	136,610	50,785,270	591,517,047	16,598,780	99.1
2023	35,391,136	209,685	49,680,335	528,152,662	21,932,772	98.6

※1 町田リサイクル文化センター（2021 年 12 月で停止）

※2 町田市バイオエネルギーセンター（2022 年1月から稼働）

最近 5 年間の電力量の推移

＜売電電力量＞

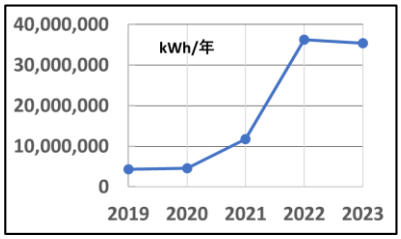

＜買電電力量＞

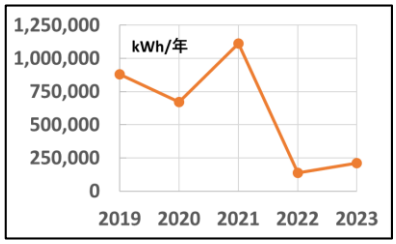

＜発電電力量＞

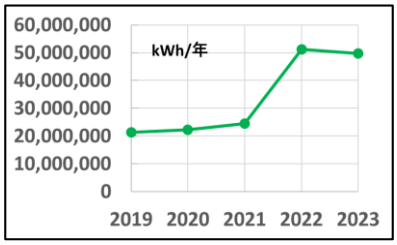

12. 廃棄物に関する処理手数料

2023 年 4 月現在

	区分	処理手数料
ごみ・資源	家庭廃棄物 可燃ごみ及び不燃ごみ （指定収集袋での排出）	ミニ袋（5L 相当）　1 枚につき　8 円 小袋（10L 相当）　1 枚につき　16 円 中袋（20L 相当）　1 枚につき　32 円 大袋（40L 相当）　1 枚につき　64 円
	家庭廃棄物 容器包装プラスチック （指定収集袋での排出）	中袋（20L 相当）　1 枚につき　16 円 大袋（40L 相当）　1 枚につき　32 円
	家庭廃棄物 粗大ごみ（処理券での排出）	4,000 円を上限として 品目別に定める額
	家庭廃棄物（臨時排出）	1kgごとに 40 円
	事業系一般廃棄物（指定収集袋での排出）	事業系袋（30L 相当）1 枚につき 180 円
	家庭廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 250 円
	事業系一般廃棄物の持込	搬入重量 10kgごとに 350 円
	剪定枝（町田市剪定枝資源化センターに持込）	搬入重量 10kgごとに 150 円
動物の死体		1 体につき　2,500 円
し尿	一般家庭（公共下水道の未供用区域、又は供用開始後 3 年未満の区域）	1 便槽 1 回につき　2,030 円
	一般家庭（公共下水道の供用開始後 3 年経過した区域）	1 便槽 1 回につき　4,070 円
	事業者	36L までごとにつき　1,010 円
ディスポーザ汚泥	共同住宅	1 ㎥までごとにつき　1,570 円
	一戸建て住宅	1 世帯 1 回につき　1,570 円

13. 清掃事業のあゆみ

◆…ごみ　△…し尿　◎…その他

年	月	出来事
1900	4	◎「汚物掃除法」が制定される。ごみとし尿の収集が行政の責務とされる。
1954	7	◎「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が施行される。
1955	－	△し尿は、農地還元で、汲み取り業者が山林や荒れ地で処理していたが、人口増加が続き処理の限界を迎えた。それが臭気の発生原因となり、し尿処理場の建設に迫られる。
1956	7	◆町田町金森に町営ごみ焼却炉が完成（11.25t／日×1 基）
1958	2	◎市制施行。人口 61,105 人。
1959	3	◆金森焼却場にバッチ式焼却炉増設（7.5t／日×1 基）
	3	◆町田市清掃条例施行
1960	－	◆1960 年頃、旧埋立地へのごみの埋立開始
	4	◆厨芥類と雑芥類の分別収集が、繁華街で始まる。（収集は 20 日に 1 回）
1961	1	△木曽町に清掃第一事業場建設・開場（消化方式 54kL／日）
1965	4	◆収集体制変更（厨芥…隔日、雑芥類…3 回／週）
	10	△化学処理 100kL／日施設増設
1968	12	◆ポリバケツによる回収から市内全域で紙袋収集に全面的に変更
1969	1	◆ごみ処理手数料無料となる。
	5	◆町田市下小山田に連続燃焼式のごみ焼却炉完成（120t／日×2 基）
1970	4	◆ごみ袋の配布を月 6 枚とする。（無償）
	4	△一般家庭汲み取り無料化。
1971	4	△し尿処理場運営協議会が発足。
	9	◎「清掃法」が廃止され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行される。
1972	3	◆宅地開発指導要綱に伴う清掃指導要綱を制定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行
	4	◆粗大ごみ収集有料化、事業系ごみ有料化
	8	◆不燃ごみ収集開始
1973	3	△消化方式 80kL／日施設増設
	7	◆「町田市あきかん回収条例」制定
1974	1	◆多摩市焼却場に可燃ごみの搬出を始める。
	3	△100kL／日施設防臭装置完成（洗浄棟・脱臭棟・電気室）
	4	◆町田市鶴間にごみ積換施設建設
	6	◆第 1 回あきかん追放キャンペーン実施
	11	◆町田市あきかん追放推進委員会設置
1976	4	◆資源ごみ分別回収始まる。
	4	◆全塵芥車が機械車両となる。
	7	◆環境問題研究会より町田市の廃棄物問題に関する提言
	8	◆「町田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正
	9	△消化方式 54kL／日施設更新
	10	◆町田市清掃第二事業場排水浄化センター建設工事着手
1977	3	◆町田リサイクル文化センター建設のための「廃棄物最終処分場に関する基本計画」完成
	3	◆分別作業所完成（資源化実験施設 15t／5h）
	10	◆不燃物分別回収始まる。
1978	3	◆「廃棄物総合処理システム基本計画」完成
	3	◆町田市清掃第二事業場排水浄化センター完成
	7	◆町田市地域資源化推進要綱制定
1979	7	◆町田リサイクル文化センター建設工事着手
1980	2	△80kL／日施設強臭系防臭装置完成
	4	◆旧埋立地へのごみの埋立終了、最終処分場への埋立開始
	4	△浄化槽の清掃補助を開始
	7	△化学処理 100kL／日施設防臭除き運転停止
	12	◆生ごみ専用袋を無公害袋に変更
1981	11	◆町田市鋼鉄商組合により一部地域でビン・カン回収処理の実験を開始する。
1982	2	◆町田市資源組合（任意）創設（83 年 7 月町田市資源協同組合に名称変更）
	2	◆市内全域でごみ減量資源化方式として、可燃・不燃・ビン・カン・有害（乾電池）の5分別収集開始。
	3	◆町田リサイクル文化センター完成（150t／日×3 基）
	5	◆多摩市の焼却場に可燃ごみの搬出を中止
	5	◆町田市第 2 事業場ごみ焼却炉休止

年	月	出来事
1983	2	◆薬師池公園デポジット実験始まる。(88 年実験中止)
	10	◆ごみ袋無償配布廃止
	10	◆ごみ収集袋の指定が無くなる
1985	1	◆粗大ごみ料金改定
	2	△80kL／日施設弱臭系防臭装置完成
	2	△50kL／日コミュニティプラント汚泥処理施設完成
	2	◆南町田に「リレーセンターみなみ」が完成
	4	◆町田市ごみ集積所設置等に関する指導規準を制定
1988	－	◆生ごみたい肥化容器を頒布開始
	7	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会発足
	10	◆余熱利用施設「花の家」完成(87 年 10 月着工)
	11	◆土曜日の午後のごみ搬入(持込みごみ)受け付け開始
1989	4	◆地域資源化奨励金制度の発足
	10	◆町田市立室内プールが市制 30 周年記念事業として完成
1990	－	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場(谷戸沢処分場)に焼却灰の搬入開始
	2	◆町田市廃乾電池適正処理検討委員会が報告書を市長に提出
	11	△54kL／日施設強臭系防臭装置完成
1991	3	△管理棟完成(境川クリーンセンター)
	4	△「清掃第一事業場」を「境川クリーンセンター」に名称変更
	4	◆ごみ減量課発足
	8	◆町田市ごみ減量対策委員会発足
	12	◆4 号炉増設工事着工(流動床式焼却炉　176t／日)
1992	3	◆生ごみ資源化実験(薬師ヶ丘住宅)
	3	◆発泡トレイ回収実験(サイカマート)
	4	◆町田市ごみ減量対策委員会中間報告書を市長に提出
	8	◆第 1 回町田ごみフェスタ開催(以降 2010 年までリサイクル文化センターにて開催)
	11	◆リサイクル推進組織検討委員会を設置
1993	4	◆町田市ごみ減量対策委員会最終報告書「町田市のごみ減量対策について」を市長に提出
	7	◆防護ネット貸与開始
	12	◆二枚橋衛生組合のごみ処理受け入れ開始(臨時)(～1994 年 9 月)
1994	1	◆廃乾電池を野村興産(株)イトムカ鉱業所へ搬出
	1	◆条例改正に伴うごみ減量・資源化対住民懇談会開催(～7 月)
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行(93 年 9 月制定)
	4	◆「町田市あきかん等の散乱防止に関する条例」施行(93 年 9 月制定)
	4	◆町田市リサイクル公社設立
	4	◆粗大ごみの収集業務委託開始
	4	◆大規模事業所(3,000 ㎡以上)指導開始
	5	◆発泡トレイ、牛乳パック、ペットボトルの拠点回収開始
	7	◆廃冷蔵庫・クーラーからのフロン回収開始
	7	◆4 号炉完成(流動床式焼却炉　176t／日)
	10	◆廃棄物減量等推進員制度発足
	11	◆廃棄物減量等推進審議会発足
1995	4	◆廃棄物管理票(マニフェスト制度)の導入
	5	◆大規模事業所(3000 ㎡以上)の「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出開始
	7	△公共下水道処理区域内(3 年経過)の汲み取り有料化及び浄化槽の清掃補助の廃止
	10	◆廃乾電池運動の象徴として町田リサイクル文化センター敷地内に環境モニュメントを建立
	12	◆廃棄物減量等推進審議会「紙ごみの資源化について」答申、市長に提出
1996	4	◆ごみ減量課と施設管理課を統合し、リサイクル推進課が発足
	4	◆紙ごみモデル実験開始(2,271 世帯対象・3 地区)(～9 月)
1997	1	◆ごみ収集体制検討委員会発足
	4	◆紙ごみ収集開始(全市域)
	4	△境川クリーンセンターのし尿処理施設を廃止し、し尿等投入施設として稼動開始
	6	◆廃プラスチック(粗大持込み分のみ)分別開始

年	月	出来事
1998	－	◆東京たま広域資源循環組合が管理する最終処分場（二ツ塚処分場）に焼却灰の搬入開始
	1	◆廃棄物減量等推進審議会発足
	4	△下水道の普及に伴う汲み取り対象世帯等の減少により、清掃第 1 課を環境保全課と統合
	4	◆町田市剪定枝資源化センター稼働
	4	◆南収集事務所建設工事
	6	◆3 号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	10	◆電動式生ごみ処理機購入費補助金制度開始
1999	2	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のプラスチックごみ対策について」中間答申
	4	◆有害ごみ収集を委託化し、品目を乾電池、スチール缶、蛍光管、水銀体温計に変更
	4	◆南地区の一部でプラスチックの分別収集等モデル実験開始（～2003 年 9 月）
	4	◆「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」施行（1998 年 9 月制定）
	4	◆中心市街地でポイ捨て防止条例施行キャンペーン
	6	◆町田市環境基本条例案検討委員会設置要綱施行
	10	◆2 号焼却炉排ガス高度処理設備改造工事
	12	◆LP（プロパンガス）式塵芥車導入
2000	1	◆廃棄物減量等推進審議会「今後のごみ処理のあり方について」最終答申
	4	◆収集用ごみ袋を透明または半透明のものに限定
	7	◆町田市環境基本条例検討委員会が「環境基本条例のあり方について」を答申
2001	4	◆廃棄物処理手数料を 200 円／10 kgに改定
	4	◆家電リサイクル法の施行により家電 4 品目の搬入中止
	4	◆忠生市営住宅に生ごみ処理機を設置
	4	◆電動生ごみ処理機補助額 1 万 5 千円を 1 万円に変更
	6	◎「町田市環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を実施
	7	◎「町田市環境基本条例」施行（2000 年 12 月制定）
	10	◆CNG（天然ガス）式塵芥車導入
2002	2	◆70 歳以上の高齢者世帯を対象に、ごみのふれあい収集がはじまる
	3	◆「町田市環境マスタープラン」を策定
2003	－	最終処分場への埋立中止
	3	◆ごみ減量啓発紙『町田ゴミかわら版』発行（以降、2008 年まで各年 4 月に 1 号ずつ発行）
	4	△組織改正により浄化槽関係業務を下水道部へ移管
	4	◆小山ヶ丘地区のごみを多摩ニュータウン環境組合の清掃工場へ搬入開始
	6	◆家庭ごみの費用負担のあり方（ごみの有料化）について廃棄物減量等推進審議会に諮問
	10	◆資源とごみの収集曜日を市内全域で変更し祝日収集を開始
	10	◆南収集事務所で南地区のごみ収集業務を開始
	10	◆資源有効利用促進法の施行により家庭用パソコンの搬入中止
2004	3	◆廃棄物減量等推進審議会「家庭ごみ等の費用負担のあり方（ごみの有料化）」答申
	4	◎環境部を清掃部門と環境部門に分け、ごみの関係を清掃事業部、環境関係（環境保全課）を環境・産業部へ移行
	6	◆市民団体と事業者で構成されるごみ減量連絡協議会発足（～2010 年 6 月まで）
	10	◆自治会・町内会等を対象に、ごみの現状と有料化答申説明の懇談会を開催（延べ 178 回、延べ参加者数 6,981 人）（～2005 年 2 月）
2005	6	◆ごみの有料化説明会開催（延べ 350 回、延べ参加者数 22,548 人）（～9 月）
	10	◆ごみの有料化を実施（町田市指定収集袋（燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋・事業系ごみ専用袋）導入）
	10	◆燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集を開始
	10	◆廃棄物処理手数料を 250 円／10 kgに改定
	10	◆おむつ専用袋、20 リットルのボランティア袋の配布開始
2006	7	◆最終処分先の東京たま広域資源循環組合で焼却灰・残さのエコセメント化事業開始
	8	◆ペットボトルの自主ルートによる売却開始
	10	◆ごみゼロ市民会議発足（～2007 年 11 月）

年	月	出来事
2007	－	◆「ごみゼロの風」1 号から 4 号発行
	1	◆町田市剪定枝資源化センター（小野路町）着工
	2	◆電動生ごみ処理機貸与実験開始
	3	◆焼却灰搬出設備エコセメント化改造工事完成
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業開始（70 歳以上全員に配付）
	6	◆燃やせるごみの一部と燃やせないごみの収集業務委託開始
	7	◆ごみゼロ市民会議「リサイクル広場まちだ」実証実験開始
	7	◆最終処分場閉鎖等検討委員会発足
	10	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を導入
	11	◆ごみゼロ市民会議の報告（提言）
2008	3	◆町田市剪定枝資源化センター（下小山田町）閉鎖
	3	◆町田市剪定枝資源化センター（小野路町）完成
	4	◎清掃事業部が環境資源部となり、環境保全課が環境資源部に加わる
	4	◆清掃事業場条例の一部改正に伴い、竜谷事業場を廃止
	5	◆剪定枝の集積所収集開始
	7	◆リサイクル広場まちだ（常設：下小山田町）開始
	7	◆大型生ごみ処理機貸出制度開始
	9	◆町田市剪定枝資源化センター（小野路町）土壌改良材搬出開始
	10	◆家庭用ごみ袋の販売手数料を 6%から 8%へ変更
	12	◆リサイクル広場まちだ（移動式）開始
2009	2	◆ごみ減量情報紙「ごみナクナ～レ」創刊（以降、年 2 回程度発行）
	4	◆南地区の燃やせるごみ収集業務の委託を開始
	4	◆事業系ごみ搬入検査装置導入
	4	◆小学校向け出前講座開始
	6	◆町田市廃棄物減量等推進審議会が発足し、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を諮問
	6	◆事業用指定収集袋値下げ（1 袋につき 300 円→180 円）
	6	◆最終処分場周辺環境保全協議会発足
	7	◆イベントごみ減量支援制度開始
	8	◆家庭用指定収集袋値下げ（40L 相当 1 袋につき 80 円→64 円）
	8	◆ごみのふれあい収集の利用対象者拡大（70 歳→65 歳、障がい者の年齢要件廃止）
	10	◆ハイブリッド式塵芥車導入
2010	3	◆粗大ごみ処理手数料を改正、及び処理券（シール）による収集開始
	3	◆プラスチック資源化のための実験（～6 月）
	4	◆家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の持込料金を一律搬入重量 10 kgごとに 250 円に改正
	4	◎環境計画係が環境保全課から環境総務課に移行
	10	◆資源とごみの収集日程表をカレンダー方式に変更
	10	◆資源とごみの収集カレンダーに 3R 推進キャラクター「エコバッグちゃん」登場
	11	◆「インクカートリッジ里帰り事業」参加
2011	2	◆町田ゼルビアとごみ減量に向けた協力協定を締結
	3	◆地域リサイクル広場　制度開始
	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会 「町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	4	◆「町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	4	◆「町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」、及び「同施行規則」を改正し、ごみ集積所に排出された資源物の持ち去りを禁止（2010 年 12 月制定）
	4	◆東日本大震災で被害を受けた仙台市に災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施
	5	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会発足
	8	◆環境広報紙「ECO まちだ」創刊（以降、年 4 回程度発行）
	8	◆マイボトルキャンペーン開始
	10	◆町田エコフェスタ 2011（町田ごみフェスタから改称）開催（町田リサイクル文化センター）
	10	◆保育園・幼稚園向け出前講座開始
	11	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第 1 回意見募集（～12 月）
	12	◆おもちゃ病院まちだとごみの発生抑制に向けた協力協定を締結

年	月	出来事
2012	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第 2 回意見募集（～3 月）
	2	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第 1 回意見交換会（7 箇所）（～3 月）
	4	◎一般財団法人まちだエコライフ推進公社設立
	4	◎環境資源部が環境政策課、環境・自然共生課、環境保全課、循環型施設整備課、資源循環課、3R 推進課の 6 課になる。上下水道部業務課は、下水道部下水道整備課となる。
	4	◎「第二次町田市環境マスタープラン」及び「アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業の所管をいきいき生活部高齢者福祉課へ変更
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第 3 回意見募集（～8 月）
	7	◆町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会第 2 回意見交換会（7 箇所）（～8 月）
	10	◆塵芥車をインターネットを活用して売却（2013 年には軽自動車を売却）
	11	◎町田市エコキャラクターが「ハスのん」に決定
	11	◆ごみ処理クレーン操作業務の委託化開始
	11	◆女川町の災害廃棄物の処理受入（～2013 年 3 月）
	12	◆エコライフ推進公社と事業者との協働で「リユースの日」開催（12 月、2013 年 1 月、2 月）
2013	4	◆ディスポーザ汚泥受入開始
	4	◆町田市資源循環型施設整備基本計画策定
	5	◆ごみ減量啓発用スケルトンごみ収集車“みえるくん”導入
	7	◆マイボトル OK 店 制度開始
	7	◆使用済小型家電拠点回収開始
	9	◆新たな分別（生ごみ、プラスチック）資源化の実証事業（～11 月）
	10	◆生ごみ水切りキャンペーン開始
	10	◆町田市ごみの資源化施設地区連絡会設置
	10	◆エコバッグ利用促進キャンペーンを開始
	12	◆町田リサイクル文化センター耐震補強工事開始
	12	△（株）町田清掃社と「災害時におけるし尿収集運搬に関する協定」を締結
2014	8	◆事業系一般廃棄物の組成調査実施（～2015 年 3 月）
	12	◆リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包施設を増設する工事請負契約締結
2015	3	◆新たなごみの資源化施設の建設・運営手法の決定
	3	◆ごみナクナーレ絵手紙展作品募集
	4	◆事業系一般廃棄物処理手数料を 350 円／10kg に改定
	4	◆カラス対策機能が施された燃やせるごみ指定収集袋を廃止
	4	◆40 リットルのボランティア袋を導入
	4	◆容器包装プラスチック分別収集説明会開催（延べ 67 回、参加者数 2,022 人）（～11 月）
	6	◆ごみ袋サイズダウンチャレンジ開始
	7	◆宅配便を利用した使用済み小型家電の回収サービスを開始
	11	◆「ごみ減量アクションプラン」策定
2016	1	◆リレーセンターみなみの容器包装プラスチック圧縮梱包施設増設工事完了
	3	◆もったいないことしま川柳作品募集
	4	◆JR横浜線以南地域で、容器包装プラスチックの分別収集開始（町田市指定収集袋（容器包装プラスチック専用袋）導入）
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し（70 歳以上全員から 70 歳以上の非課税者がいる世帯へ）
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に事業系ごみの一部を搬入開始
	4	◆事業系排出計画書様式変更（3,000 ㎡以上）
	7	◆子ども用リユース品事業開始
	8	◆学童保育クラブ向け出前講座開始
	9	◆清掃工場への持込を粗大ごみのみに限定
	9	◆家庭での生ごみの自家処理の促進に向け、新たに「ダンボールコンポスト講習会」を開講
	11	◆町田市メール配信サービスで「ごみ資源情報」の配信を開始
	12	◆「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」開始（～1 月）
	12	◆熱回収施設等の設計、建設及び運営を行う業者と契約締結
	12	◆中学校向けごみの出前講座開始

年	月	出来事
2017	1	◆町田リサイクル文化センター周辺まちづくりワークショップ（3 月までに 3 回開催）
	3	◆新熱回収施設建設に伴う管理棟解体のため、3R 推進課及び資源循環課の一部業務が仮設管理棟へ移動
	3	◆Facebook や Twitter を用いた、ごみの減量・資源化に向けた町田市公式 SNS を開設
	3	◆3R かるた作成（保育園・幼稚園・小学校・子どもセンター・ふれあいセンター・学童クラブ等に配布）
	4	△一般家庭し尿処理手数料を改定 公共下水道処理区域外の有料化(1 便槽 1 回につき 2,000 円へ 公共下水道処理区域(3 年経過)の手数料変更(1 便槽 1 回につき 4,000 円へ)
	4	△事業系し尿処理手数料改定（36L までごとにつき　600 円→1,000 円）
	4	△浄化槽の清掃補助を改正し、浄化槽維持管理費補助金制度を開始
	4	◎「後期アクションプラン～第二次町田市環境マスタープラン推進計画～」策定
	4	◆「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加（2019 年 3 月まで）
	5	◎熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置（2017 年度 5 回開催）
	6	◆熱回収施設等整備工事起工式（町田リサイクル文化センター敷地内）
	9	◆清掃工場への粗大ごみ持込みの予約システム（電話・インターネット）運用開始
	9	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事着工
	10	◆町田エコフェスタ 2017 開催（町田リサイクル文化センター工事のため市庁舎にて開催）
2018	1	◆スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の配信を開始
	2	◆さんあーる広場開催
	3	◆「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」策定
	4	◆高齢者向けごみ袋無料配布事業見直し（「70 歳以上の前年度市民税非課税世帯」へ）
	8	◆忠生地区ごみの資源化施設周辺地域整備推進検討委員会設置（2018 年度 3 回開催）
	9	◆事業系一般廃棄物の減量および適正処理に積極的かつ組織的に取り組んでいる事業所を表彰する「まちだ 3R 賞」創設
	10	◆西日本豪雨にて被災した海田町への災害廃棄物処理事業補助申請報告書等の作成業務支援派遣の実施（10 月 17 日～10 月 24 日）
	10	◆臨時多量ごみの収集制度の開始
	11	◆南収集事務所閉鎖
2019	2	◆3R 公開講座開始
	3	△境川クリーンセンターし尿等投入施設移転改修工事完了
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画策定
	3	◆まちだ☆おいしい食べきり協力店認定開始
	4	◆第 8 期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆台風 15 号で被災した千葉県南房総市、富津市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施（南房総市・富津市 9 月 26 日～28 日）
	10	◆台風 15 号で被災した千葉県館山市、台風 19 号で被災した長野市への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施（館山市 10 月 15～18 日、長野市 10 月 22 日～12 月 21 日）
2020	1	◆（仮称）第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画を町田市廃棄物減量等推進審議会に諮問
	4	◆燃やせるごみ収集の業務委託範囲を市内の一部から全域に変更し、燃やせないごみの収集を業務委託から市の直営収集に変更
	6	◆宮城県大崎市の災害廃棄物の処理受入（～10 月）
	9	◆最終処分場池の辺地区埋立処分終了
2021	3	◆町田市廃棄物減量等推進審議会「第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について答申
	3	◆「第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画」策定
	3	◆「第２次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン」策定
	4	◆第 9 期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	9	◆町田市バイオエネルギーセンターごみ受入開始（試運転）
	10	◆使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業（凸版印刷、小田急電鉄）（～2022 年 3 月）
	10	◆町田リサイクル文化センター休止

年	月	出来事
2022	1	◆町田市バイオエネルギーセンター本稼働（開所式 1 月 15 日）
	1	◆町田市バイオエネルギーセンターで環境シンポジウム開催
	1	◆町田市ゼロカーボンシティ宣言
	2	◆収集支援システムの実証実験（小田急電鉄）（～2023 年 3 月）
	2	◆町田市バイオエネルギーセンターで火災発生し、不燃ごみ処理施設一時停止
	3	◆町田市災害廃棄物処理計画の修正
	3	◎「第3次町田市環境マスタープラン」策定
	3	◎町田エコフェスタ実行委員会の解散に伴い、「町田エコフェスタ」終了
	4	△電力の地産地消のため、町田市バイオエネルギーセンターで発電した電力を鶴見川クリーンセンターで利用開始
	4	◆多摩ニュータウン環境組合の処理区域変更
	4	◆多摩ニュータウン環境組合に処理支援分の搬入開始
	5	◎ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」締結 市内 2 箇所にマイボトル専用給水器を設置
	6	◆収集支援システムを活用した収集体制の検討実施（小田急電鉄）（～2023 年 3 月）
	7	◆小型充電式電池、ボタン電池の行政回収開始
	8	◆2022 年 8 月 3 日から 4 日にかけて発生した豪雨で被災した山形県川西町への災害廃棄物収集運搬支援派遣の実施（8 月 8 日～20 日）
2023	2	◎市庁舎 7 階環境政策課でフードドライブ開始
	2	◆一般財団法人まちだエコライフ推進公社と「災害時における災害廃棄物処理等に関する協定」締結
	3	◎町田市バイオエネルギーセンターでまちだ ECO to フェスタ開催
	3	◎HOYA 株式会社 アイケアカンパニーと「使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定」締結
	3	◆町田市バイオエネルギーセンターの愛称名が「バイエネ君」に決定
	3	◎株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結
	4	◆リサイクル広場の移転（常設：下小山田町から木曽東へ）
	4	◆第 10 期町田市廃棄物減量等推進審議会発足
	5	◆「町田市資源循環型施設整備基本計画」改定
	5	◎一般廃棄物処理業許可業者と災害廃棄物の処理等に関する協定締結
	7	◎味の素株式会社と連携して「かわいいレシピ」発行
	8	◎「町田市食品ロス削減推進計画」策定
	9	◎株式会社パイロットコーポレーションと「使用済みペンリサイクルプログラムに関する覚書」締結
	11	◆町田市バイオエネルギーセンターで火災　バイオガス化施設稼働停止
	12	◎株式会社コークッキングと「町田市における食品ロス削減に向けた連結協定」締結
2024	3	◆「忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）」策定
	3	◎町田市バイオエネルギーセンターでまちだ ECO to フェスタ 2024 開催
	3	◎能登半島地震被災地派遣（志賀町 3 月 13 日～30 日）
	3	◎株式会社マーケットエンタープライズと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」締結

2023年度清掃事業概要
刊行物番号　24－27

編　　集　　町田市環境資源部環境政策課
〒194-8520
東京都町田市森野2－2－22
電話　042－724－4379

発　　行　　2024年9月　第1版発行

印刷・製本　　町田市総務部総務課